

北巨摩古

平成15年度年報

組織と活動

研究活動報告

- 1 北巨摩市町村文化財担当者の歩み(佐野 隆)
- 2 北巨摩地域の曾和式土器(後篇)(北巨摩市町村文化財担当者会)
- 3 浅尾畑と浅尾新田の研究—二人の農民による開発の成功を探る—(川村碧子)
- 4 《資料紹介》 武川村真原A遺跡12号住居跡の配石遺構について(坂口好太)

発掘調査速報

新規指定文化財

2 0 0 4

北巨摩市町村文化財担当者会

几个古

平成15年度年報

2 0 0 4

北巨摩市町村文化財担当者会

例 言

- 1 本書は平成15年度（2003）の北巨摩市町村文化財担当者会と会員市町村が実施した事業の報告である。
- 2 本書の執筆は、「Ⅰ組織と活動」を事務局（大泉村教育委員会）が行い、「Ⅱ研究活動報告」は文頭に文責を記し、「Ⅲ発掘調査速報」「Ⅳ新規指定文化財」は各市町村文化財担当者および各調査担当者が行っている。
- 3 本書は、関野俊明（韮崎市教育委員会）が編集した。
- 4 本会の活動ならびに本書の刊行において、山梨県教育委員会学術文化財課、坂北教育事務所、北巨摩市町村文化財審議会委員連絡協議会、郡内市町村役場ならびに教育委員会にご協力を頂いた。記して感謝したい。

目 次

例言・目次

I 組織と活動

II 研究活動報告

- 1 北巨摩市町村文化財担当者会の歩み（佐野 隆）……………6
- 2 北巨摩地域の曾利式土器（後篇）（北巨摩市町村文化財担当者会）……………10
- 3 浅尾堰と浅尾新田の開発—二人の農民による開発の成功を探る—（川村智子）……………33
- 4 《資料紹介》 武川村真原A遺跡12号住居跡の配石遺構について（坂口好太）……………43

III 発掘調査速報

- 上小用遺跡（第11次調査）（白州町）……………48
- 斜遺跡（高根町）……………49
- 史跡新府城跡（韮崎市）……………50
- 梅之木遺跡（明野村）……………51
- 諏訪原遺跡（明野村）……………53
- 平林遺跡（明野村）……………55
- 永井原V遺跡（明野村）……………57
- 池之平北遺跡（長坂町）……………59
- 上条宮久保遺跡（長坂町）……………62
- 柳坪北遺跡（長坂町）……………63
- 実原A遺跡（武川村）……………65
- 大持原B遺跡（武川村）……………66
- 真原A遺跡（武川村）……………67
- 向山遺跡（須玉町）……………68
- 高砂遺跡（須玉町）……………69
- 西大久保遺跡（須玉町）……………70
- 腰巻南遺跡（須玉町）……………71
- 史跡谷戸城跡（大泉村）……………72
- 寺所遺跡第2遺跡第6～9地点（大泉村）……………74
- 平成15年度発掘・試掘調査一覧……………76
- 平成15年度刊行の発掘調査報告書一覧……………77

IV 新規指定文化財

- 史跡御勤使川田堤防（榎根瀬）（韮崎市）……………80



1 上小用遺跡

6 平林遺跡

11 実原 A 遺跡

16 西大久保遺跡

2 斜遺跡

7 永井原 V 遺跡

12 大持原 B 遺跡

17 腰巻南遺跡

3 史跡新府城跡

8 池之平北遺跡

13 真原 A 遺跡

18 史跡谷戸城跡

4 梅之木遺跡

9 上桑宮久保遺跡

14 向山遺跡

19 寺所遺跡

5 諏訪原遺跡

10 柳坪北遺跡

15 高砂遺跡

20 史跡御勒使川田堤防

I 組織と活動

組織概要

北巨摩市町村文化財担当者会（以下、北文担と略す）は、平成7年4月より北巨摩郡内9町村と韮崎市の文化財担当者会を会員として組織され、文化財保護に関する啓蒙普及活動、文化財保護に関する調査研究、文化財担当者の資質向上を目的とする研修、郡内文化財保護行政の概要を報知するための年報発行を活動の主眼としている。さらに、山梨県教育庁学術文化財課長・峡北教育事務所長・北巨摩文化財審議会委員連絡協議会会長を参与に迎え、その活動に指導・助言を頂いている。会運営は各自自治体の負担金収入を充て、年報発行のための取入と支出の枠は、負担金・事務局費・事業費とは別に設けている（文末、会則参照）。

そうした活動は、月1回の定例会により企画・実施されている。定例会は特に定めはないが、郡内自治体の協力を得て施設を拝借し開催している。

平成15年度北文担役員

会 長	山下孝司	事務局	渡邊泰彦（大泉村）
副会長	雨宮正樹		平山恵一（武川村）
参 与	学術文化財課長	監 事	伊藤公明（大泉村）
	峡北教育事務所長		佐藤 隆（明野村）
	北巨摩市町村文化財審議会委員連絡協議会会長		
年報編集・研究活動委員	岡野俊明（韮崎市）・松村佳幸（長坂町）		
書記	高須秀樹（双葉町）・杉本 素（白州町）		

平成15年度の活動

- 4月16日 定期総会【長坂町中央公民館】平成14年度事業及び会計決算報告、平成15年度事業計画・予算・役員人事、年報発行について協議。
- 5月21日 5月定例会【高根町生涯学習センター】平成15年度事業計画、県外研修、年報、研究活動（曾利式土器研究）について協議。
臨地研修：合併後の資料館のあり方について
- 6月12日 県外研修【長野県御代田町、真田町】浅間縄文ミュージアム、真田氏館跡、真田氏歴史館を見学（参加者8名）
- 6月18日 6月定例会【武川村教育福祉センター】研修会、年報、研究活動について協議。
臨地研修：武川村内の山岳信仰遺跡について（村文化財審議会会長 中山嘉明氏）
- 7月16日 7月定例会【韮崎市民会館】年報について協議。研究活動の進捗状況の確認。
研修会：「国府周辺と北巨摩地域の土器の差について」一宮町教育委員会 瀬田正明氏
- 8月20日 8月定例会【小淵沢町福祉活動センター】年報について協議。研究活動の進捗状況の報告。
臨地研修：北野天神社の鰐口について 水原康道氏
- 9月17日 9月定例会【白州町はくしゅう館】年報、16年度の活動について協議。研究活動の進捗状況の報告。
臨地研修：上小川遺跡出土の曾利式土器の見学
- 10月15日 10月定例会【須玉町ふれあい館】年報について協議。研究活動の進捗状況の報告。
臨地研修：須玉町内の文化財紹介ビデオについて
- 10月25日 長坂町池之平北遺跡見学会
- 11月1日 明野村梅ノ木見学会（～10日）
- 11月19日 11月定例会【明野村歴史文化財センター】年報、16年度の活動について協議。研究活動の進捗状況の報告。
研究発表：「縄文時代中期の住居内配石について」佐野 隆
- 12月13日 韮崎市史跡新府城跡発掘調査現場見学会（～14日）

- 12月17日 12月定例会【蕨崎市民会館】年報について協議。研究活動の進捗状況の報告。
臨地研修：史跡新府城跡の発掘調査現場の見学
- 1月21日 1月定例会【双葉町民会館】年報、16年度以降の担当者会共有財産（物品）の扱いについて協議。研究活動の進捗状況の報告。
臨地研修：光照寺跡（推定地）の見学
- 2月18日 2月定例会【武川村教育福祉センター】年報について協議。研究活動の進捗状況の報告。
臨地研修：真原A遺跡の調査現場見学
- 3月17日 第2回総会【大泉村総合会館】

平成15年度北巨摩市町村文化財担当者会会計決算報告

収入の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
前年度繰越金	0	0	0	
市町村負担金	100,000	100,000	0	10市町村×10,000
その他の収入	0	0	0	
合 計	100,000	100,000	0	

支出の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
実 務 局 費	70,000	81,000	11,000	
通 信 費	65,000	48,140	△16,860	切手代（年報発送用）
事 務 費	5,000	0	△5,000	
専 業 費	30,000	19,000	△11,000	
資料普及活動費	10,000	32,860	22,860	
講 師 謝 礼	10,000	10,000	0	7月16日講演
研 修 会 費	10,000	9,000	△1,000	県外研修、6・8月臨地研修
子 算 費	0	0	0	
合 計	100,000	100,000	0	

平成15年度年報発行特別会計

収入の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
市町村負担金	500,000	500,000	0	10市町村×50,000
合 計	500,000	500,000	0	

支出の部

単位：円

項 目	予算額	決算額	比較増減	備 考
市町村負担金	500,000	500,000	0	
合 計	500,000	500,000	0	

北巨摩市町村文化財担当者会会則

- 第1条 本会は、北巨摩市町村文化財担当者会と称し、事務局を会長の定めるところにおく。
- 第2条 本会は、各市町村における文化財保護・研究・活用推進のために、必要な研修を行うことと同時に文化財担当者相互の親睦を図り、北巨摩地区文化財行政の進展に資することをもって目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
文化財調査成果を地域社会に還元するための各種行事の企画・運営。
各市町村の文化財を素材とした月例の研究会の開催。
先進地との交流および視察。
各市町村単位で行う事業の相互援助。
関係機関との文化財行政についての研究協議。
関係機関との文化財調査についての研究協議。
- 第4条 本会は、各市町村教育委員会に勤務する文化財担当者および調査員をもって組織する。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長1名、事務局員2名、監事2名、参事3名
- 第6条 役員を選出は次のようにする。
(1)会長・副会長は、会員の中から会員の互選とする。
(2)事務局員は会長が委嘱する。
(3)監事は役員以外の会員の中から1名、北巨摩教育事務所から1名を選出する。
(4)参事は、山梨県教育庁学術文化財課長、北巨摩教育事務所長および北巨摩文化財審議会委員連絡協議会会長をもって構成する。
- 第7条 役員任期は1年とする。ただし、事務局員は2年とする。役員再任にあたってはこれを妨げない。
- 第8条 会長は、会を統括するとともに外部に対して会を代表する。副会長は、会長を助け会長事故ある時は、これに代わる。事務局員は、庶務・会計にあたる。監事は、会計を監査する。
- 第9条 本会の経費は、各市町村負担金およびその他の収入をもってあてる。各年度の市町村負担金額は事業計画に準じて前年度に会員協議のうえ取り決める。
- 第10条 会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第11条 会計の処理については、年度末および必要に応じて会員に報告する。

付則

この会則は、平成7年4月1日から実施する。

II 研究活動報告

1 北巨摩市町村文化財担当者会の歩み

佐野 隆

北巨摩市と北巨摩郡9町村は、平成7年度に北巨摩市町村文化財担当者会を設立したが、会員町村の合併を機に平成15年度をもって会を解散することになった。

担当者会は、北巨摩市と9町村の文化財担当職員から構成されているが、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村の7町村は、平成16年11月1日の合併により北巨摩市となり、また双葉町は平成16年9月1日に郡境を越えた中巨摩郡竜王町、最上町とともに甲斐市を設置することが既に決まっている。北巨摩市と小淵沢町はそれぞれ従来どおりであるが、これらの合併により従来の会員市町村は、2市1町と甲斐市の一部に構成し直される。構成市町村が減り、定例化した合同実施事業をもたない担当者会は、その役割を終えたとして平成16年3月の総会により解散すると決められた。

担当者会は9年間の活動を通じて、年報の発行や各種研修、遺跡見学会等の活用事業を実施してきた。これらの事業の詳細は、各年度の年報に詳しく報告されておりそれに譲ることとするが、9年間を振り返り、その間の文化財行政をめぐる状況をふまえ、担当者会の存在意義とその変質、会の限界、会の活動を通じて明らかになった文化財行政の課題を、解散に臨んで記しておきたい。

設立の趣旨と期待

担当者会は、平成7年度年報の序文に記されたとおり、会員の資質向上のための研修と、より積極的な文化財の活用を促進するための相互協力を趣旨として設立された。さらに、自治体の枠を超えて文化財行政をより効率的かつ同質的に協同で実施する広域的な福金組織の実現をめざして、そのあり方を具体的に検討し、意見と情報の交換を図ることも期待していた。

設立の背景と経緯をまず記しておく。

昭和53年に大泉村で着手した県営ほ場整備事業は、その後、武川村、高根町、須玉町と順次木格着工した。北巨摩郡内の2,157ヘクタールで計画されたほ場整備事業にともなう埋蔵文化財の発掘調査は、当初、県教育委員会が担当していたが、昭和56年の須玉町を皮切りに、昭和58年に大泉村と長坂町、高根町、昭和59年には北巨摩市と白州町、昭和60年に明野村と武川村、小淵沢町が、文化財担当職員1名ずつを採用して実施するところとなった。

埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査は、原目的に

はこの市町村が実施しても同じ事務内容になる。したがって、ほ場整備事業の実施にあたって、当初から広域的な調査組織による効率的で高質的な対応が求められていたと聞く。しかし、当時の文化財担当職員の多くは臨時採用であったため、県教育委員会は各市町村ごとの調査体制整備を優先し、ほ場整備事業の進捗状況に応じて次々と文化財担当職員が正規に採用された。そのため広域調査組織が具体的に検討されることはなかったという。

文化財担当職員は、その後の退職や新規採用による交代、職員不在の期間があったものの、平成5年には双葉町で最初の文化財担当者が採用され、昭和63年以降担当者が不在であった武川村でも平成6年に1名が採用され、10市町村全てに文化財担当の正規職員が配置されることとなった。これにより土地改良事業に限らず、開発事業全般に伴う埋蔵文化財保護の体制が一応整ったことになるが、そのことにより新たな課題が浮上した。

10市町村は、人口と財政規模はもちろん、土地改良事業の進捗度、開発事業の種類や件数、文化財保護の姿勢、調査体制、担当者の資質や考え方において大きな差異があった。特に開発事業に伴う調整協議の内容、調査期間と調査経費の算定方法は市町村により大きく異なり、郡内全域ではほ場整備事業を進める山梨県北土地改良事務所（当時）にとって、それらの差異は、埋蔵文化財保護行政への不信感にもなっていた。

バブル経済の崩壊以後、埋蔵文化財保護行政をめぐる状況が大きくかつ急速に変化し、埋蔵文化財保護行政の課題が顕在化した。

開発事業者あるいは開発行政と文化財行政の間の攻防は、大規模な国土開発が全国展開した80年代から厳しさを増し、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の迅速化と効率化、調査期間や経費算定の根拠の明確化が繰り返され求められていた。そして経済状況が悪化した後は、さらに具体的な形を伴って文化財行政側へ要求が突きつけられる。

すなわち、平成6年には行政改革推進本部が「埋蔵文化財調査の迅速化」を求め、平成7年には総務庁（当時）の「芸術文化の振興に関する行政監察結果報告書」が埋蔵文化財の事務処理体制等の見直しを勧告した。

広域的なほ場整備事業をめぐる課題と、文化財行政に効率化を求める圧力は、広域調査組織の必要性を改めて認識させることになった。

平成7年当時、北巨摩郡内のほ場整備事業は平均で8割以上を完成させるに至っていたが、その進捗度は市町村によってまちまちであった。また農業が基幹産業である自治体の主要事業である土地改良事業の円滑な実施のために、現地調査を優先させることが求められ、貧弱な調査体制のもとでは、未定程未報告遺跡が山積する一方であった。民間開発に伴う調査件数もまた自治体によって大きな差があった。

調査体制の広域化と10市町村協同の事務処理は、地域間格差と担当者の事務量を平準化し、現地調査と並行して整理作業を実施可能とする最良の方策に思われ、事業に応じて職員を効率的に配置することで、結果として各自治体の財政負担も軽減すると思われた。

こうして担当者のあいだでは広域組織への期待が高まったが、一部事務組合方式などの事務の協同処理を実現させるには、10市町村の利害が一致していることが大前提である。

また、10市町村の文化財行政の取り組みを同じ水準に揃え、各地域の文化財行政への意識を高めなければならない。少なくとも文化財保護法を適正に執行して同じ精度で開発事業に対応し、その結果、発生するであろう調査量と調査体制の不均衡を、10市町村が解決すべき課題として等しく認識する状況が必要である。

ところが、10市町村の実態は多様である。国史跡の整備活用事業を実施している蘆崎古と大泉村、多数の民間開発への対応に苦慮する北崎町と長坂町、ほ場整備事業の兼工が運くお多敷の調査を抱える明野村、事業がほぼ完了しつつある町村、そして年間1件の遺蔵文化財発掘届すら提出されない町があった。文化財を地域資源と捉えて活用を指向する町村と、開発の障害としか認識されない町村とがあった。

さらに、各自治体の開発事業への対応や調整協議の流れにわかに改善することは容易ではない。とくに文化財行政への取り組みに消極的な自治体、あるいは相対的に立場が弱い環境におかれている担当者の場合、湖底文化財保護を適正に実施することすら困難に思われた。広域調査組織を短期間で設置できる状況ではなかった。

加えて小規模自治体の文化財担当者は、多くの場合、孤立無援で文化財保護に従事している。そのことが時として文化財行政の適正さを損なう事態を生み出す素地ともなっていた。広域調査組織の前提となる状況をつくりだすためには、担当者が相互に助け合い、励ましあい、ときに監視しあう場が必要と思われた。

平成6年度、並崎市と北巨摩郡9町村の文化財担当者は、北巨摩教育事務所（当時）と市町村の文化財審議会

委員諸氏の協力を得て、まず北巨摩市町村文化財審議会委員連絡協議会の事務担当者部会を発足させた。この部会で、文化財行政の水準を高めることを目的とし、

- 1 担当者相互の情報交換と研修の実施
- 2 遺跡見学会など文化財活用事業の共同実施
- 3 発掘調査の相互支援方法と効率化についての研究
- 4 北巨摩郡内の文化財の調査研究
- 5 文化財調査成果を公表する年報の協同発行
- 6 関係機関、特に県教育委員会との連絡協議の事業を実施する担当者会の設立を準備した。

そして、平成7年度には部会を解散して文化財審議会委員連絡協議会から離れ、北巨摩郡町村会教育長部会の承認を得て、北巨摩市町村文化財担当者会として発足することとなった。

成果と新たな課題 担当者会の変質

担当者会では、これまで遺跡見学会を主催したことのない自治体で見学会を開催し、遺跡の調査通報や新規指定文化財の紹介、会員による郡内考古資料等の調査研究報告を収録した年報「八ヶ岳考古」を刊行した。また、発掘調査現場を見学し合い、調査方法や遺跡の評価について意見交換するなど、一定の成果を挙げた。さらに回数のごく限られたものの、町村を超えて発掘調査を支援し合い、広域調査組織に向けての地下づくりにも努めた。

自治体の枠を超えて文化財担当者が構成する行政内組織は、当時、全国的にも珍しかったとみえて、文化財担当者会の活動について講演を依頼されることもあった。また、県内では東八代郡、中巨摩郡と同様の担当者会が発足することになったのは、幸いであった。孤立無援であった文化財担当者が、ささやかながらも連携しあえる場が行政内で正式に確保できたことは、なにより成果であった。

このような成果を挙げつつも、一方では困難な状況にも直面した。

平成8年以降には、北巨摩郡内の遺跡において無届出の土木工事が実施され遺跡が破壊される事態が、二度三度と繰り返して発生した。そして、これらのできごとにより担当者会の限界を知ることになった。

担当者会は、事業を共同実施する便宜上の行政内組織に過ぎない。遺跡が破壊される事態に直面しても、会として公に対策を講じることができない。当該自治体の担当者に対応を助言することはできても、その担当者が熱意をもって行動しなければ、あるいは担当者の改善の努力が受容される環境が当該自治体のなかに醸成されな

れば、何も改善されない。担当者会は、自治体の文化財行政への態度や弱い立場にある担当者の環境、自助努力に欠ける担当者を変えることまではできない。

こうした事態が発生するたびに広域調査組織の必要性が痛感されたものの、その前提となる平準化をめざすどころか、担当者会には無力感が漂い、それぞれの担当者の資質や意欲、意識の差、蓄かかれていた立場の違いがますます顕在化していったように思う。

平成9年以降、韭崎市、長坂町、武川村、大泉村で2人目の文化財担当職員が採用されていった。平成11年には明野村で6名の調査員が専任採用ながら増員された。大規模な発掘調査や国史跡整備事業といった理由で担当者が増員されることは、文化財行政にとって歓迎すべきことで、担当者会も若い会員が増えて活気を増したが、一方で担当者会の存在意義を希薄化させることにもなった。一定の調査体制を整え、自前で活用事業を実施できる市町村が増えて活用が活発になる反面、担当者会の当初の課題であった広域調査組織は、急速に現実味を失っていった。

行政内で広域調査組織の必要性を訴え議論する目標を失った担当者会は、その存在意義を地域の文化財の調査研究に移していった。特に多額の公費をもって保護しながら、研究資料として活用されることのない埋蔵文化財が各自治体に山積していた。これらを調査研究の素材とし、その成果を地域に発信することが、担当者会の目的となった。そのために担当者会では、会員それぞれの研究課題に応じた研修を実施し、また関連資料を提供しあい、その成果を年報で公表した。平成14年には共同研究に着手し、その成果は年報で公表することとした。

しかし、ここでもまた担当者間の差異が顕在化する。研究活動に熱心に取り組むものとそうでないもの。ほかの担当者の研究に積極的に協力するものとそうでないもの。担当者会は行政内組織ゆえに存続していたが、その存在意義を高めるよう活動するほどに、その中身は二極分化していくことになった。

町村合併と担当者会

韭崎市と北巨摩郡では、平成8年頃から非公式に市町村合併の協議が始まっていた。地域人口が約8万人程度で、中山間地に立地する財政拮据の弱い自治体が多い地域性から、行政効率を高め財政危機を克服するためには合併は避けられない課題とされていた。その結果、冒頭に記したとおり、韭崎市と小淵沢町を除く北巨摩郡内の7町村が任意合併協議会、法定協議会と協議を進展させ、双葉町も郡境を超えて合併協議会を発足させた。

平成14年7月から7町村の文化財担当者は合併協議会生涯学習分科会文化財班会において合併に向けての準備作業を開始し、双葉町も平成15年8月から同様の準備作業に着手した。

これらの合併協議は担当者会を構成する10市町村の全体的にかかわるものではないが、平成7年来、文化財行政をめぐるさまざまな面で日常的に議論を重ねてきたことの効果は大きく、協議の当初から各町村固有の事情を超えて新自治体の文化財行政のあるべき姿を指向できた。さらに合併により旧町村を構成した各地域における文化財行政は確実に平準化されるし、相対的に立場が弱かった担当者と同じ組織の同僚として支援しあえる環境が生まれる。合併は行政の効率化を人前提としており、中長期的な事務事業、施設、職員の合理化は必至であるが、担当者会が取り組んできた文化財行政の課題の多くを解決する効果が期待できる。

7町村の合併により誕生する北杜市では、数名の文化財担当職員が臨時職員とともに、調整協議担当、埋蔵文化財以外の文化財担当、埋蔵文化財調査担当、史跡整備担当に、一部に兼務が生じるものの機能分化する予定である。埋蔵文化財の調査を担当する場合も、原則的に出身町村を受け持ち地区としながらも、年度ごとの調査計画に沿って効率的に人員配置する。

また現地調査担当と整理作業担当に二分し、整理作業を随時実施する体制を整える。整理作業所は、当面3ヶ所程度の比較的整備の整った資料館あるいは埋蔵文化財センターに分散するが、中長期的には資料館等の統合と歩調を合わせて統合することが望ましいと提案している。

これらの措置により、各分野での業務の平準化が図られ、担当者も適材適所に配置することで格差を抑制し、補充しあうことができる。兼及活用専任の担当者を配置する余裕はないが、それぞれの担当は、連携しながら文化財の活用を進捗することとしている。また将来の事務事業の合理化においては、より一層、地域史研究と活用を重視した体制を指向することになると思われる。

担当者会が当初求めた広域調査組織は、担当者会に内在した要も障害となって、ついに実現することはなかった。は場整備事業が完了し、自治体財政が逼迫して大型の開発事業が減少し、埋蔵文化財発掘調査も一段落しつつある。このような状況下で、合併により10市町村全てでないにしても、広域的な調査体制が実現することは、皮肉なことでもある。

合併は、担当者会を構成する自治体を2市1町に減じる結果をもたらす。郡境を超えて合併する双葉町は、北

巨摩郡の担当者会に留まることが難しい。元来、地域住民に密着した、あるいはイベント性の高い協同実証の事業を有していない担当者会は、合併を超えてなお存続させる大義名分と合理的な説明を見出すことができず、担当者会内での検討の結果、平成15年度をもって解散することとした。

担当者会から学んだこと

後半期の担当者会は、文化財を保護、研究して地域史を詳らかにし、地域資源としての文化財を、地域づくりと人材育成の素材にまで高めることをめざし、活動実績を重ね知恵と理論を蓄えることを希望していた。

そのためには、各地域での活用事業を通じて地域住民に地域資源としての文化財の意義を訴え、一方では、文化財を適正に保護する体制を整備することが必要と考え、またそのように試みた。それらの企ては常に成功したわけではなく、担当者会に内在した問題をかえって顕在化させることにもつながった。

しかし、担当者会が目指したことは、「文化財は地域の文化的財産である」という思想がなくなる限り、常に文化財行政の目標、意義として指向されなければならない。担当者会が解散しても、その指向性はそれぞれの自治体に受継がれていくことを切に希望しているし、そのように努力し続けなければならない。

担当者会の活動を通じて、市町村の文化財行政は、その拠って立つ法令や制度の整備も重要であるが、それにもまして事務事業を担う担当者の役割と自覚が大切であることを学んだ。

そのことは、文化財行政が行政事務として未熟で、あるいは文化財行政が地域に定着していないことの証であるといえるかもしれない。しかし、文化財行政が、形式化、定式化された無味乾燥とした事務になることを許さない理念と思想を内包していることの現われとも思える。

文化財行政の意義は、過去を知ることが自らの存在を解き明かし未来への示唆を与える、というきわめて文化的、知的活動の結果、到達した思想に立脚しなければ達成しえず、単に制度と形式を整えれば、その思想的目的が自動的に達成される性質の営みではない。そのために文化財行政を担う担当者は、つねに探求と思索を求められるのであり、それだけ担当者の果たす役割が大きいと考えられるのである。

昨今の文化財行政、とりわけ埋蔵文化財行政を取り巻く環境は厳しい。そうした状況は、さまざまな要因が総合的に作用した結果であるが、あらためて文化財行政の意義を問い直し、あるべき姿を想起する機会でもある。

地域が生きてきた証である文化財が、将来の地域にどのような作用するのか。個々の担当者は、実践をもって問い続けなければならない。そして自治体に、地域住民に問いかけ続けなければならないと思われるのである。

2 北巨摩地域の曾利式土器（後篇）

北巨摩市町村文化財担当者会

第4章 北巨摩地域の曾利式土器の変遷

曾利式土器を構成する型式については米田氏・末木氏・藤原氏などによりすでに検討されている。ここでは先学の研究を念頭に置きつつ、以下のように分類をおこなった。なお、1～5期は概ね曾利式I～V式期に相当するものと考えている。

第1節 曾利式土器の全体の変遷概略(第1回)

勝版式土器と曾利式土器の境界の問題はいまだに明らかな答えは提示されていない。それは、勝版式的な文様要素が曾利式土器に受け継がれることと、曾利式土器の文様要素が勝版式土器の中に現れていること、そしてそれらの土器群が同一遺構内から出土することで、区分を曖昧にしているといえる。また、曾利式土器の終末については、曾利式土器が加曾利式土器に先行して終焉することが大方の理解となりつつある。加曾利式土器の終末に遺構層土中で出土する曾利式土器をどのように捉えるかは個々の研究者で見解が異なっている。曾利式土器の範囲をどのように捉えるかは担当者会の間で見解が異なり、共通認識を得るにはいけなかった。そこで、曾利式土器の成立と終末については今後の検討に譲ることとする。概ね条線・横文の大型長胴壺1の出現をもって曾利式の成立とし、加曾利式土器の中で形骸化したハの字状文の施文される段階を曾利式土の終末として捉えておくこととした。

1期 無文ないしは簡略的な文様をもつ口縁部の長胴壺が主体で、地文は半截竹管内皮による半隆起状の条線文ないしは棒状工具による条線文が主に用いられる。胴部文様には降線が用いられ、隆線上に刻みが入ることが多い。2細分が可能である。

1a期 半口道跡31号住居の事例がみえ、勝版式終末の土器が含まれ、また、曾利式土器とはいえ勝版式的要素が含まれるものが多い。

1b期 勝版式的要素が希薄化する。

2期 大型長胴壺が短くずかになり、X字状把手の器形が完全に成立する。また、口縁斜行文土器や口縁つなぎ文土器が出現する。小型壺は本期で終了する。地文は棒状工具による刺突文・縄文（結節・単節縄文）・櫛歯状工具による条線が中心となる。2細分が可能である。

2a期 口縁斜行文土器が成立する。この土器は3期

まで続く（例外的に4期のものもある）が、形式的変化にとほしい。本期では斜行文の施文が半截竹管内皮により付けられ、断面がカマゴコ状となり、丁寧に付けられる傾向がある。また胴部の垂下文の隆線上に刻みの入るものが見られる。口縁に重弧文の施文される土器はこの段階で少なくなり、次第では大型化する。

大型長胴壺・小型壺の胴部にはU字状文や人体文が付けられ、蓋縁への半截竹管内皮による連続爪形文はなくなる。蓋に波状粘土紐がつくものがあるが、甲府盆地以来と比較して極めて少ない。

小型壺の地文は縄文となり、条線は基本的になくなる。口縁部と胴部の境に横位波状隆線をもつものが本段階で出現し2b期まで継続するが、形式的変化に乏しく細分は困難である。

総神遺跡17号住居、頭無遺跡12号住居、柳平遺跡11号住居などの資料が該当する。

2b期 X字状把手付大型深鉢の胴部文様は人体文・渦巻文・懸垂文が横位に結びつき、大型渦巻文がみられる。この段階で、出土例は少ないが、口縁つなぎ文の口縁部文様帯は第段階に比して幅が広がる。口縁部の肥厚するものも出現する。

地文は櫛歯状工具による条線、棒状工具による刺突文や縄文が施文されている。刺突文及び縄文は本段階までが中心となる要素である。

総神遺跡21号住居、柳平遺跡A地点2・11号住居などの資料が該当する。

3期 大型長胴壺は消滅する。口縁肥厚帯土器が完全に成立する。加曾利式や唐草文土器などの系系統の影響は2期に見られはじめ、3期になると顕著になる。X字状把手付大型深鉢は大型渦巻文で構成される。2本単位の条線で、隆線部は棒状工具もしくは半截竹管外皮による沈彫施文され縁が明瞭である。口縁つなぎ文の口縁部は独立していた渦巻文が横位のワラビ手状文となる。やや口縁部が厚い傾向がある。胴部文様にはH字状懸垂文、田の字区画文、渦巻文などが主に見られる。地文はいずれも櫛歯状工具による条線であり、直線状・欠羽状・斜位のいずれも見られる。

宿尻遺跡6号住居、甲ヶ原遺跡33号住居、柳平遺跡B地点10号住居などの資料が該当する。地文は前時期と類

似するが、縄文の割合が減少する。

4期 口縁部文様帯が省略されるものが現れる。口縁部厚帯土器ないしは口縁つなぎ文土器の流れを汲むものと考えられる。地文は櫛歯状工具による刺突文・縞彩文・糸線が中心である。2細分が可能である。

4a期: X字状把手付大型深鉢の胴部文様は2本隆線から1本隆線へ変化する。隆線は明瞭な沈線のものとは指ナデでやや不明瞭な沈線があり、後者が後出の施文方法と考えられる。口唇部内面は折り返されており、断面が三角形を呈するものが多い。この傾向は口縁つなぎ文土器や口縁部厚帯土器にも当てはまる。

口縁つなぎ文土器の口縁部では、前段階に引き続き横位ワラビ手状文が見られるが、隆線は低く指ナデによる沈線施文が多くなる。

口縁部厚帯土器の厚帯は形骸化し、口縁つなぎ文土器との明確な区分が困難になる。胴部の大型渦巻文は本段階までであり、このことは口縁つなぎ文土器にも当てはまる。

社口遺跡14号住居、頭無遺跡6号住居、石之坪遺跡(西地区)37号住居などの資料が該当する。

4b期: X字状把手付大型深鉢の胴部文様の隆線帯は不明瞭な指ナデ状の沈線となる。

口縁つなぎ文土器の口縁部は横位ワラビ手状文と楕円文が独立して、渦巻文と楕円文とが横位に展開するものと楕円文が省略され幅の狭い横位ワラビ手状文となるものがある。口縁部厚帯土器はさらに形骸化した突起が残る程度であり、出土量も少ない。胴部のくびれは弱くなり、直線的に開く傾向がある。口唇部内面の折り返しの無いものが多い。

頭無遺跡4号住居、北後口遺跡A区8号住居、次郎傳遺跡9号住居などの資料が該当する。

5期 地文は櫛歯状工具によるハの字状文、櫛歯状工具による矢羽状沈線文が中心となる。前期で登場した口縁部文様省略土器とX字状把手付大型深鉢により構成される。後半段階では口縁部文様省略土器に大型のものが出現し、X字状把手付大型深鉢は希薄になる。

5a期: 口縁つなぎ文土器では口縁部文様に楕円文と渦巻文が残るものがある。楕円文内に地文が施文されないことが多い。地文はハの字状文が中心となるが、櫛歯状工具による刺突文・糸線や縞文も見られる。胴部区画内に縦位波状沈線文が前段階に引き続き残る。

頭無遺跡1・3・10号住居、姥神遺跡12・13号住居などの資料が該当する。

5b期: 先行研究でも指摘されてきたが、口縁部に向かい直線的に開く器形が特徴である。ハの字状文は粗雑

化し、間隔があき浅い施文が多い。また、ヘラ状工具による断面三角形になるものもある。

柳井遺跡B区13号住居、大和田遺跡7号住居、頭無5号住居などの資料が該当する。

5c期: いわゆる「金の尾」段階に相当する。加賀利E式が主体で、客体的に菅利式が伴う程度である。短冊形の区画文は崩れ、区画の沈線は浅く不明瞭となる。地文のハの字状文は浅く施文され、ハの字状を呈していないものが多い。

第2節 各系列の変遷

① X字状把手付大型深鉢 (第2～4回)

頸部もしくは胴部上半部に横位S字状の文様を横位に展開し把手部がX字状となるキャリバー形の器形をしたものである。

1期 頸部文様帯に変形工字状文や半載竹管内皮による連続爪形文などが施文される。頸部以下の胴部にX字状把手がつく。地文は半載竹管内皮による半隆起沈線や縞文である。口縁部は内湾する。

資料としては第2図1・2を挙げることができる。同図3は地文が菅利Ⅱ式の特徴とされる結節縞文であるが、胴部文様にX字状把手が含まれていることや頸部・胴部文様の重線上に半載竹管内皮による連続爪形文が施文されていることなど古い要素が多いので、2期とする特徴とは区別すべきとして1期に含めることとした。これにより1期は前後2細分の可能性もあるが、そのことを保障する出土状況は現在のところ確認されていない。

2a期 胴部文様の一部であったX字状把手が頸部文様帯に組み込まれる。把手が4単位のものやS字状が連結し5～8単位のX字状把手を構成するものがある。

口縁部が内湾するものもあるが、前段階よりもやや直線的となる。また完全に直線的に開き口唇部内面を削出させるものも現れる(「口唇部内面粘土紐附付」)。

胴部文様には人体文からの変化と考えられるU字状文などが施文される。隆線は半載竹管内皮によるかまぼこ状の断面であり、連続押印文の施文は少ない。地文には刺突文・縞文が施文される。

第2図10は人体文が崩れ、横位に文様が展開し始めているが、端部渦巻文となっていないことからこの段階に含めることとした。

2b期 頸部の文様が省略し、X字状把手のみで構成される。器形は前段階と同様だが、口縁部が内湾するものはない。

胴部文様は人体文から変化した端部渦巻文のある文様が施文される。半載竹管内皮による断面かまぼこ状の降

	X字状把手付 大型深鉢	大型長胴壺	小型壺	口縁斜行文土器	口縁垂弧文 土器	大型把手付 深鉢
1a						
1b						
2a						
2b						
3						
4a						
4b						
5a						
5b						

第1図 北巨摩地域の曾利式土器変遷図

口縁つなぎ文土器

口縁部文様省略土器

口縁肥厚土器

胴部区画文



胴部区画文



胴部渦巻文



胴部渦巻文



50



線と幅広い隆帯に沈線により擬似的に複数隆線となるものがある。後者の施文方法がより後出であると考えられる。

2期内の細分については刺突文・条線の出現によって細分する手法(米田1986・伊藤1998・梅原1999)がこれまで提示されてきたが、本稿では胴部文様の変化をメルクマールとした。器形全体が把握可能な状況での出土は単独の埋没などの場合が多く、厳密に共存関係を提示することは困難である。しかし、2a期は第2図6・9などのように同一覆土から1期資料が出土し、2b期は第2図15の埋葬が3期資料と出土している。土状況からも胴部文様をメルクマールとすることは本系列のこの時期では妥当と考えられる。

3期 地文は櫛歯状工具による刺突文・条線がある。

2期までの幅広い隆帯上へ半載竹管外皮により半隆起伏とする手法から沈線による施文に変化する。その後、2本隆線と指ナゲ又は半載竹管外皮によるものへ移行するといった型式変化が想定でき、細分の可能性が残る。

八ヶ岳南麓と比較して北巨摩南部(市崎市・坂東町地域)がやや遅れて型式変化が起きていることが指摘されている(伊藤1998)。

4a期 胴部文様の隆線が2本単位から1本単位に移行する。隆線側面には指ナゲ又は半載竹管外皮による沈線が見られる。地文は櫛歯状工具による条線で縦位が中心である。口縁部はやや膨らみ、内面に稜のあるものが多い。

4b期 4a期との区分は困難な場合が多いが、地文が織杉文・異方向であること、口縁部内面の稜の消欠や隆線側面の沈線がナゲ主体で隆線の稜も不明瞭となることが細分の基準となると考えられる。いずれの変化も漸進的なものである。

5a期 胴部文様は伊藤氏が指摘するように4期と連続性があり、この点では4期にふくめるべき内容もあるが、地文の違いをメルクマールとして4期との境とする。

胴部文様の隆線側面の沈線が消滅ないしは形骸化する。

地文は半載竹管外皮または棒状工具によるハの字状文が施文される。なお、半載竹管外皮によるハの字状文のみみられる。

口唇部外面の折り返しが消滅ないしは形骸化する。

壱棒状の文様が頸部につくものが現われる。

5b期 器形はやや直線的に開き、地文の深さが浅くなったり、真伸びするものなどがあらわれる。

5c期 5b期と比較して、胴部から口縁部にかけて直線的に開き、地文の施文が複雑になる傾向がある。第4図61・62が相当するが、リダクションの可能性もある。

②大型長胴壺(第5図)

口縁部が内湾し、胴部が袋状の器形をしたものである。口縁部無文化を基本とするが、渦巻文・W字状文などが見られることもある。地文は半載竹管外皮による半隆起伏あるいは棒状工具(半載竹管外皮を含む)による縦位の条線である。櫛歯状工具は内湾する口縁部の上部に外側に直線的に開くものを腰板式の型式内容を色濃く残すものとして長胴壺Bと区別している。また、口縁部が内湾せず、胴部からほぼ直線的に開くものがある。

以上のように大型長胴壺はさらに三細分の可能性を指摘できる。それぞれ大型長胴壺1・2・3と呼ぶ。

a. 大型長胴壺1

型式学的に4期に区分が可能である。

1a期 口縁部に渦巻文やW字状文などがつくものがある。頸部は交互刺突文・多段工字状文・櫛状把手・横位波状粘土柱文などが見られる。胴部は筒状もしくは胴部下半でやや膨らむ器形である。

隆線は刻み目が入る場合が多い。

胴部地文は半載竹管外皮による半隆起伏のものや外皮を用いやや深いものが多い。胴部文様には腰板式の流れを汲む人体文など筒型式の文様が残る。胴部地文施文と非施文部が明確に区別されている場合が多く(非施文部は横削りにより傾斜が変化している)、この点も前型式の文様帯との関係が壊れていることを示している。

1b期 口縁部は無文となる。内湾するものと直線的に開くもの二者がある。頸部は前段階と同じ文様が残るが、横位波状粘土柱文が多くなる。

隆線上には半載竹管外皮による連続押引文ないしは刺突文が見られるようになる。

胴部文様には前段階から変化した端部渦巻U字状文などが見られる。幅広い粘土帯を貼付けた後、半載竹管外皮により効果的な隆線貼付状にするものがある。また、粘土帯上に波状粘土柱を貼付するものも見られる。

胴部地文は前段階のものに櫛歯状工具による条線が見られるようになる。

2a期 口縁部は直線的に開き、口唇部付近で外側に折れるものが中心となり、口縁部全体が内湾するものはわずかに見られる程度である。

頸部は粘土帯上に半載竹管外皮により横位に直線的隆線を施文し、横位波状粘土柱文を貼付する場合が多い。出土量的には前段階と比較して少ない傾向にある。

2b期 2a期とほぼ同じ内容であるが、地文に棒状工具による刺突文(壱棒状)のものが出現する。土量はさらに少なくなる傾向にある。

b. 大型長胴壺 2

1 a 期のみに見られると考えられるが、口縁部上段の文様の有無により2段階区分の指摘もある。なお、井戸尻式からこの器形はすでに存在している(第5図10~12)。

c. 大型長胴壺 3

胴部上半でやや膨らむバケツ形の器形をしている。11 線部と胴部の境界には横位の沈線ないしは隆線が施文されている。地文は半数竹管内皮による半隆起伏、沈線文がある(第5図7~9)。

1 a 期 前型式と共存するものとしないうものとの2区分の可能性もある。古いものは、今澤氏の井戸尻3の後半部分、止形氏の曾利武前段階に相当する。曾利式の範疇とすべきか微妙であるが、木甕ではその範疇に位置付けておくこととする。口縁部に珉下する文様が存在する。

後半は口縁部が完全に無文となるものである。

大型長胴壺3は数量的に少なく、口縁部が直線的に開き、胴部が筒状となるものは小型壺に多い。

③小型壺(第6図)

器形は大型長胴壺と類似する小型なもの、大型長胴壺とは異なるものがある。北巨摩地域の北側にあたる八ヶ岳岳麓から諏訪湖周辺では中階後半に大型よりも小型な土器が主体を占めている。集落内で使用される土器のセットの中で器形の大きさが地域差を反映している可能性を考慮し、小型と大型で区別し別系列とした。また、大型と小型の区別は、各容量等を統計処理した上で行なうべきであるが、主観的に大型と小型を区別し、その中間的なものは小型に含めたことをご了承願いたい。器形によって以下の1~3に区分をおこなった。

a. 小型壺 1

大型長胴壺1に器形は類似し、同様な型式変化が認められる。

1 a 期 口縁部に文様の施文される場合とされない場合がある。大型長胴壺1に比して、口縁部文様帯全体にわたり文様の施文されるものが存在する(第6図11~13)。胴部文様の隆線は1本づつ貼り付けられ、隆線間の幅は一定せず、器面との間に隙間が見られる場合がある。

1 b 期 口縁部文様はなくなる。胴部の横位波状粘土粗文が多段化する。胴部がやや膨らむ筒形の器形を持つ前段階に加え、タル形の器形が出現する。

2 期 地文には縄文と条線に大きく区分することができる。縄文地文のものは口縁部が直線的に開くものが多い。条線地文のものは口縁部が内湾するものが多い。

縄文地文の胴部文様は縦位波状粘土粗文など懸垂文が多く、U字状文などの曾利式発生当初からの系統を持つ

文様が施文されることは少なくなる。

大型長胴壺1では地文の違いから2区分可能であったが、小型壺1に関しては、実際に型式差を認めることはできない。ただし、胴部文様の省略化の傾向は認められ、そのことを示す出土状況資料が増加することで、区分は可能と考えられる。

b. 小型壺 2

大型長胴壺2に器形は類似する。第6図15のみを集成した。

c. 小型壺 3

胴部は筒型で口縁部が直線的に開くもの。大型長胴壺3と型式変化と類似点が多いが、大型長胴壺3が1 a 期で終了していたのに対し、2期まで存続するという違いがある。

1 a 期 口縁部に文様をもつもの。大型長胴壺1と同じく1ないし4単位の文様であり、小型長胴壺1のように口縁部全体に文様を施文するものは現在確認されていない。胴部には横位隆線下に刻み目が施文される。

第6図1・2などは曾利1式の前段階に相当する土器と捉えられ、井戸尻Ⅲ式と曾利Ⅰ式の現在する段階を設けるべきだが、ここではその可能性を指摘することとめておく。

1 b 期 現在のところ、器形全体を把握可能なものは確認できなかった。

2 期 胴部の横位波状粘土粗貼付文が多段化する傾向がある。1 b 期との型式の区別はつき違いが共存関係(第6図38)などからこの段階にまで残ることが指摘できる。

④大型把手付深鉢(第7図)

口縁部に2ないし4単位の中空の大型把手がつくもの。

1 a 期 把手部がドーム状となる。第7図1のように胴部地文に梯子状沈線文が施文されることもある。

1 b 期 ドーム状に加えて、S字状文を立体化したものが新たに加わる(可図2・3など)。次期まで残存形態が残る可能性もあるが、基本的に本期をもって消滅する。

⑤口縁部重弧文土器(第8図)

口縁部斜行文土器と同一器形であるが、口縁部文様が重弧文もしくは槽曲文となるものである。槽曲文は井戸尻式からの系譜が考えられる。重弧文がその系譜上にあるかは定かではないが、本稿では資料数も少ないことから一括して扱うこととした。

1 a 期 第8図1・2は各々共存する土器が1 a 期であることからこの段階に位置づけた。器形は井戸尻式期

に見られたものに類似し、重弧文の中心部に変形渦巻文などが施文される。

1 b期～2 a期 器形は胴部下半の膨らみがなくなりキャリバー形を呈する。重弧文は半載竹管内皮により施文されるが、4・6のように半隆起状とならない平行沈線で表現されるものがある。3・6の胴・頸部の隆線上は半載竹管内皮による押しきされている。3の地文が編文であることから2 a期の可能性もある。また、5の頸部文様のように横位直線文の多段化は1期に多く見られるが器形は2期である。資料が少ない上に各要素が入りこむことから細分は現段階では行わない。

2 b期 7は第2図15と同一住居の埋設土器であることからこの段階とする。口縁部の波状粘土紐が見られなくなるとともに、胴部文様が口縁斜行文土器と類似する。

⑥口縁斜行文土器 (第9図)

口縁部はやや内湾するか直線的であり、口唇部が内側に屈曲する。半載竹管内皮などにより斜行もしくは縦位に沈線・半隆起状沈線が施文される。胴部は上半部で最大径となり底部に向かいすぼまる器形である。口縁部無文で器形及び胴部文様の共通する土器が存在し、本系列に含めておくこととする。

重弧文からの変化とすることが一般的な見解であるが、重弧文が腰板式的な文様であることや斜行文と重弧文が時期的に併存することなどから、一旦別系列として捉えることとした。

斜行文の出現に關し、山形氏は大型長胴型の頸部文様の斜行文・龍目文を祖形としていることを指摘し(山形1996)、榑原氏は大型長胴型が2期で消滅していることからその流れを指示している(榑原1999)。

2期 半載竹管内皮による半隆起状の集合沈線文により施文されている。胴部地文も同一工具により施文されること一般的である。

胴部には粘土紐による縦位波状文や懸垂文に小渦巻文などを付加するものなど大型長胴型の胴部文様との関係を認めることができる。

2期の中で型式学的には胴部文様の小規模化が認められる(榑原1999)が、極めて漸移的な変化であり、別系列における時間的区分ほど明瞭ではない。

胴部隆線上に半載竹管内皮による押し文を施文するもの(第9図11等)をメルクマールとして3期にする捉え方が多い。しかし、この施文方法自体は1期に見られたものであることや、河津跡A地区1号住居では2期のものと出土していることから、本稿では本期にも存在する施文方法として捉えておく。

3期 斜行沈線文が複雑になり、直線的に垂下するものが出現する。頸部の横位粘土紐の間が広くなり文様帯の構成をとり、W字状文・道字文などが付けられる傾向がある。

4期 本系列の最低限の要素である口縁部斜行沈線文、器形や文様帯などは残るが、形骸化したものである。数量的には極めて少ない。

⑦口縁肥厚帯土器 (第10・11図)

器形はキャリバー形であり、口縁部が立体的に肥厚するものである。肥厚帯の一部が突起状となり口縁部が波状を呈するものと平線のものがある。胴部文様は渦巻文と区画文の場合が多い。地文には棒状工具による刺突文や歯状工具による条線文が多く見られる。

2 b期 口縁部の肥厚帯の厚みが薄く、楕円文・渦巻文・円文が沈線的で非立体的である。出土例は少なく、第10図1～4等数例確認されているのみである。地文は棒状工具による刺突文である。胴部には田の区画文が見られる。

3期 口縁部の肥厚帯が確立し、立体的となる。円文・楕円文・渦巻文が施文され、棒状把手的な突起と平面的な突起が見られる。棒状把手的な突起は隣接する唐草文土器ないしは大木式の把手との関連の中で発達し、平面的な突起はつなぎ弧文の波頂部の突起との関連の中で発達したものと捉えられる(3期に入り、第10図6のように区画文の縞文や刺突文の充填など、唐草文土器に見られる文様要素を用いる資材が出土し、また唐草文土器が曾利式土器分布圏内で増加するのと同期からであることを榑原氏が指摘している)。地文は棒状工具による刺突文、縞文と歯状工具による直状条線文があり、地文の違いにより新旧に細分する考え方もあるが現在のところ這種の重複関係が認められる事例が皆無に等しいため本系列に關しての時期細分は行なわないこととした。

4 a期 肥厚帯が薄くなる。胴部には1本隆線による口字状区画文が主体となる。地文は歯状工具による直線状ないしは異方向の条線である。

4 b期 波状口縁の平位が減り、突起状を呈するようになるものがみられる(第10図38・39)。地文は縞文が多い。

5 a期 胴部地文にハの字状文が施文される。第10図43・44は半載竹管外皮を用いているが同型45はへら状工具で施文され細くやや後出の可能性もある。

5 b期 胴部地文のハの字状文は形骸化し、ハの字を形成せず、間延びした点状文などになる。

⑧口縁つなぎ文土器(第12~16図)

山形氏が渦巻つなぎ弧文とした文様である。文様の系譜については検討すべきであるが、口縁つなぎ文土器とした。器形はキャリバー形であり、弧文が連続するつなぎ弧文と弧文の連結部に渦巻文が付される渦巻つなぎ弧文に細分することができる。さらに、胴部文様に区画文、渦巻文のいずれかにより細分が可能である。渦巻つなぎ弧文胴部区画文(第12~14図)、渦文つなぎ弧文腹部渦巻文(第15図)、つなぎ弧文胴部区画文(第16図)となるが、つなぎ弧文胴部渦巻文となるものは現状では確認していない。

2 a 期 器形はキャリバー形で口縁部と胴部の屈曲が顕著である。器面全体に縄文(結筋が主体)を施した後、口縁部につなぎ弧文を2本隆線ないしは沈線により施し、波頂部は基本的に口縁部から突起しない。胴部に区画文は見られず、縦位波状沈線文が棒状工具や半載竹管内皮により施文される。

2 b 期 口縁部と胴部の屈曲が2 a 期と比較して顕著でなくなる。つなぎ弧文は前期に加えて、1本隆線と1本隆線に沈線を施して2本隆線とするものが現れる。弧内は縦位の沈線が充填されるが無文となる。弧文の連結部で突起状となるものが現れる。地文は縄文に加えて、半載竹管で強くない棒状工具による刺突文が現れる。また胴部の屈曲部を境とする横位の区画文が現れる。渦巻つなぎ弧文の2 a 期の口縁部には増部で直立するものがあるが、2 b 期には直立するものは少ない。

3 期 胴部地文にはヘラ状工具による綾杉文が多く、異方向施文のものもある。胴部の区画文に縦位のH状区画文、縦位のワラビ丁状文が現われる。

胴部地文に櫛歯状工具による条線が施文され、胴部区画文が単純化し、縦位波状沈線文や直線状などの懸垂文が主体となるものが後出と考えられる。

4 a 期 つなぎ弧文を構成するワラビ手状文・楕円文・渦巻文がそれぞれ独立したものが現れる。地文は櫛歯状二具による条線が主体である。胴部懸垂文や区画文の隆線部は比較的明瞭に沈線が施文されている。

4 b 期 口縁部の連続する弧文が寛容する段階である。渦巻文と楕円文が独立するもの(69等)、上下の弧文が結合した弧状楕円文と渦巻文の変容した円文が連続するもの(72等)、弧文が直線的となり渦巻文と連結するもの(79等)、渦巻文が胴部懸垂文と結合するもの(87等)などが現れる。地文は櫛歯状工具や半載竹管による綾杉文が多い。

5 a 期 渦巻文・楕円文区画文が独立して展開する。棒

状工具または半載竹管外皮による沈線施文が主体となり、地文はハの字状文が基本的に施文される。

5 b 期 103や110などから変化したY字状の懸垂文が多く見られる(147等)。第16図に示した口縁部に渦巻文のない弧文連続のタイプとの差別化はこの段階になると困難であるが、弧文が連続していないことから、口縁部に渦巻文とつなぎ文が連続するタイプの系統と考えられる。器形は直線的になり、地文は簡略化または省略される。

⑨口縁部文様省略土器(第17・18図)

器形はキャリバー形であり、口縁部文様帯を有しないものである。口縁部厚帯土器や口縁つなぎ文土器の口縁部文様帯の省略化したものと捉えることができる。

4 a 期 口縁部直下に横位に沈線が施文される。これは、つなぎ文の変化ないしは肥厚口縁の文様の一部から派生したものと考えられる。胴部はH状の文様が連続するものと区画文のないものがある。

口縁つなぎ文土器の胴部に渦巻文の施文される例は少なく、肥厚帯の胴部に施文されることが多いことから、胴部に渦巻文を持つ口縁部文様省略土器は、その起源が口縁部厚帯土器と考えられる(第11図21~36)。

胴部文様は隆線により施文される。胎には半載竹管外皮による沈線が施文され、発が明瞭な場合が多い。

器形は胴部半ばで強く括れる。口縁部部の断面は三角形で、内面の縁が明瞭な傾角にある。

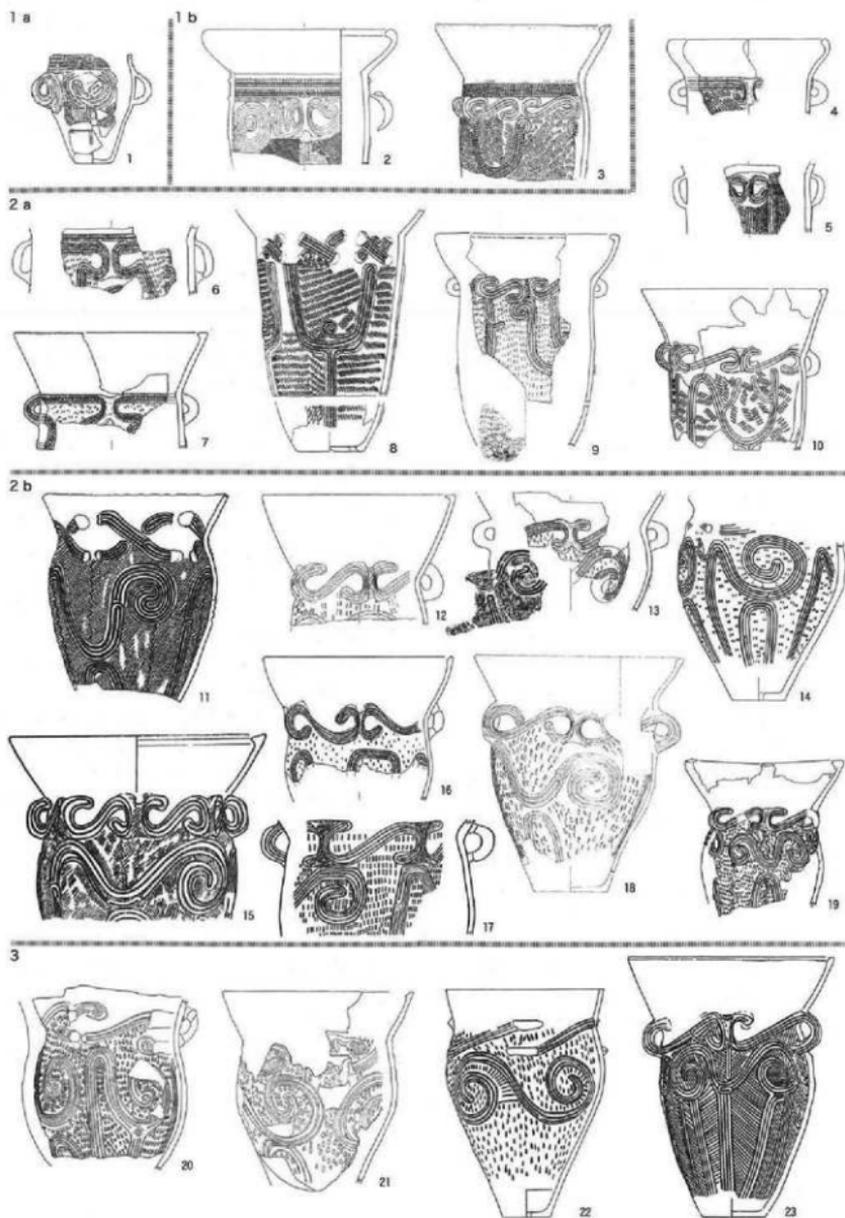
4 b 期 口縁部内面が直線的となる傾角がある。前期に比して、隆線部の沈線は指ナデ等で施文され不明瞭となる。胴部の括れはやや弱くなるが、漸移的である。

胴部に渦巻文をもつものは隆線・沈線の縁が明瞭であり、4 b 期に相当するものは集成したものの中にはない。胴部の括れが弱くなる点をメルクマールとすれば細分の可能性もありえるが、ここではその可能性を述べるに留めておく。

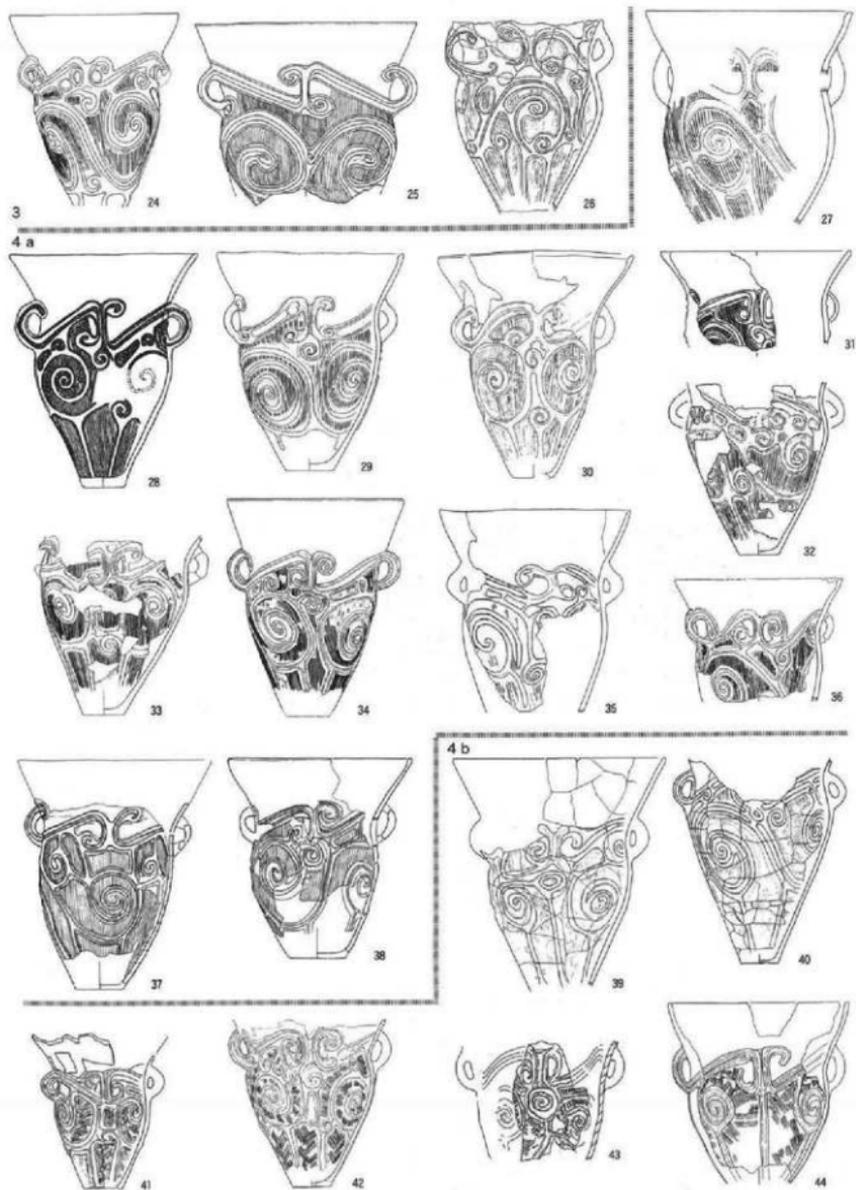
5 a 期 地文にハの字状文が施文される。

5 b 期 胴部の括れはなくなり、直線的となる。地文のハの字状文は間隔が不均一となったり、浅くなるものが多く見られる。

5 c 期 ハの字状文はヘラ状工具や半載竹管を加工し、断面が三角形状となるものが主となる。

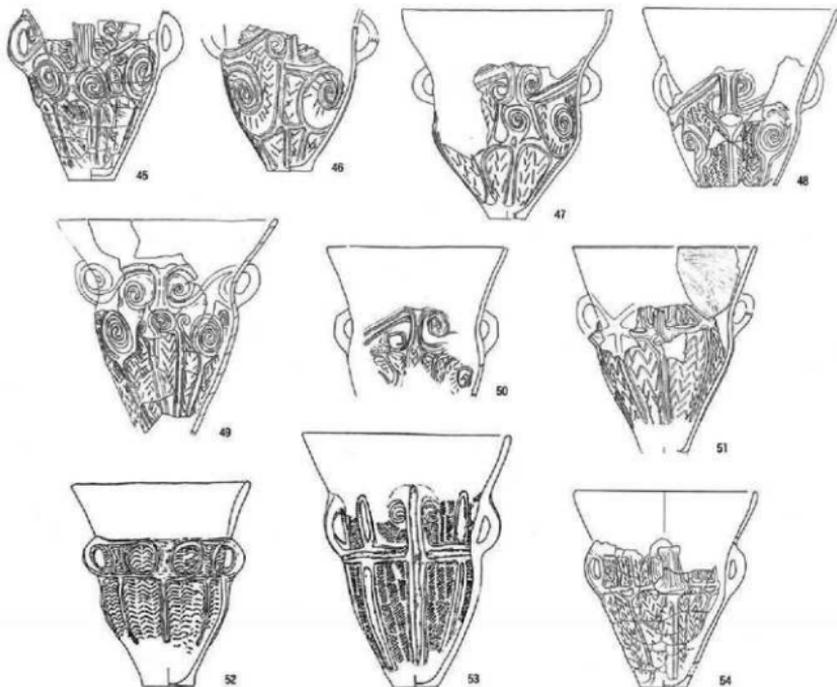


第2圖 X字状把手付大型深鉢①

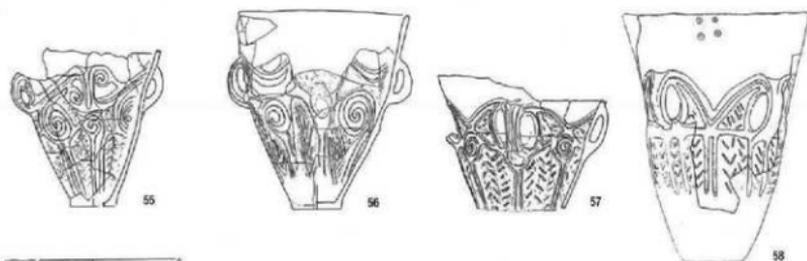


第3圖 X字狀把手付大型深鉢②

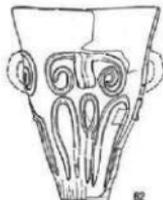
5 a



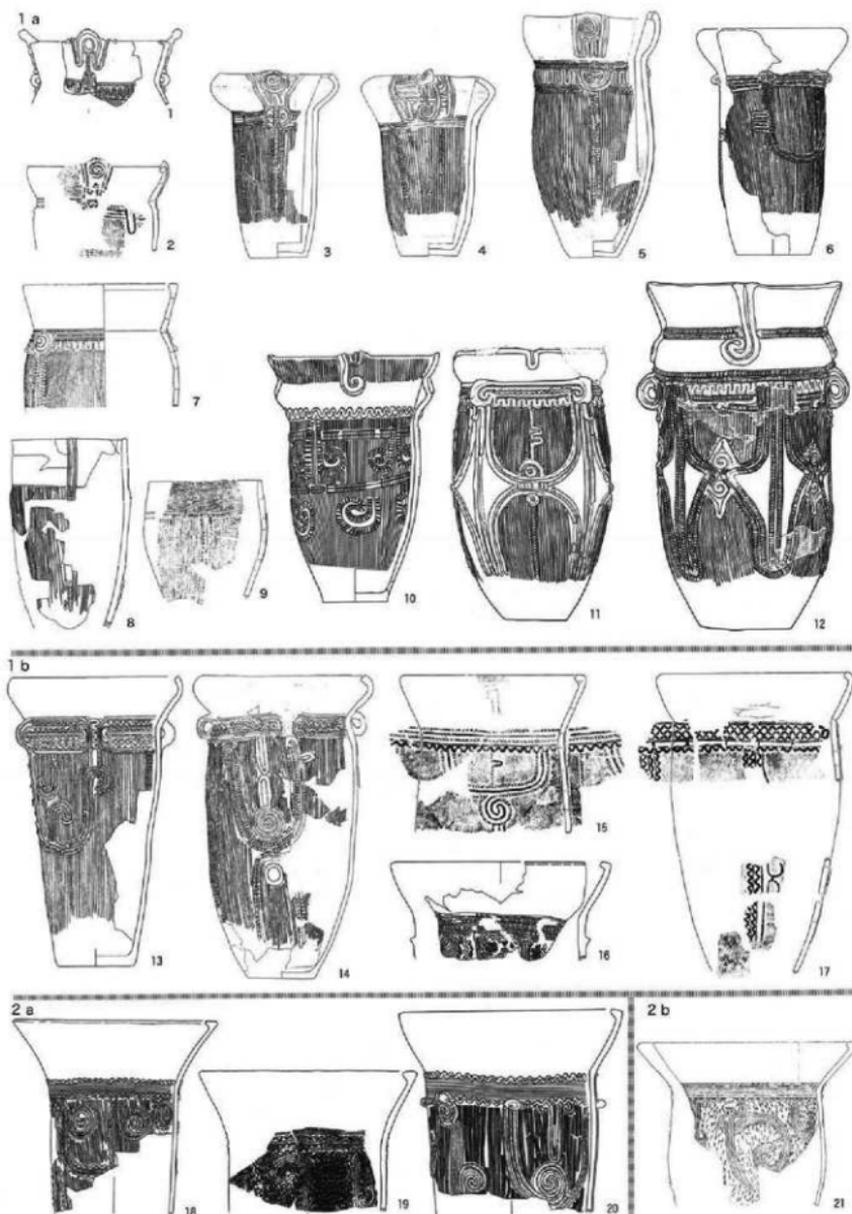
5 b



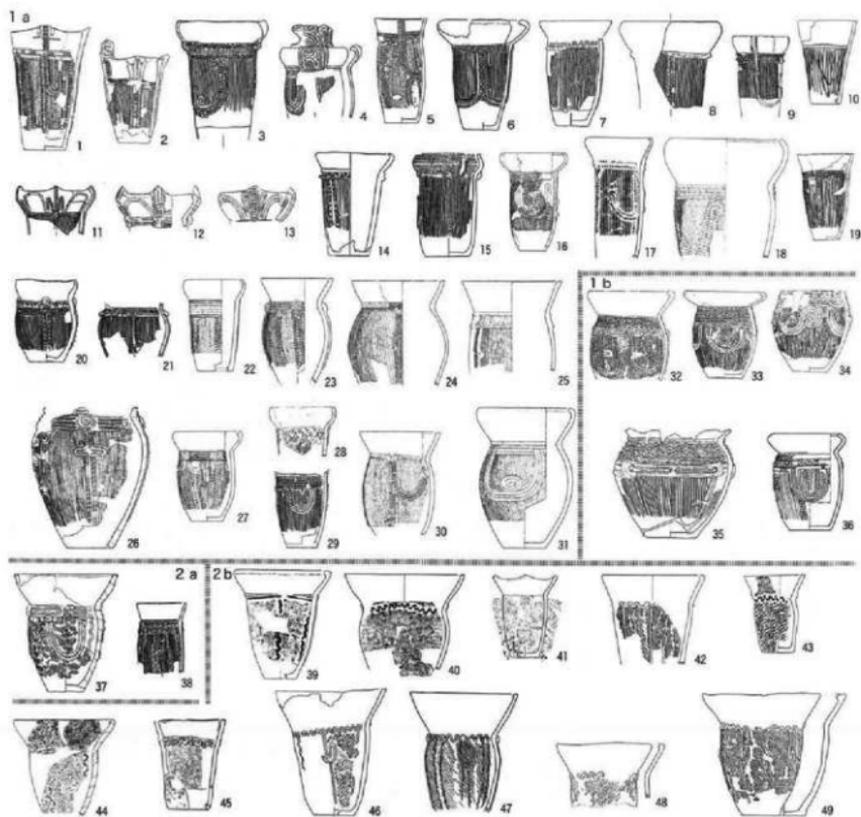
5 c



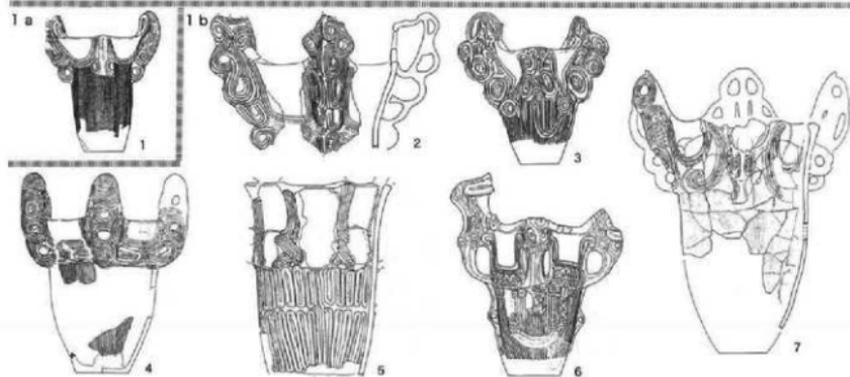
第4圖 X字狀把手付大型銅鉢③



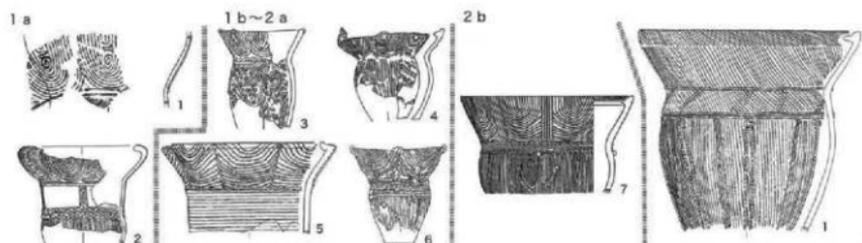
第5圖 大型長胴鏡



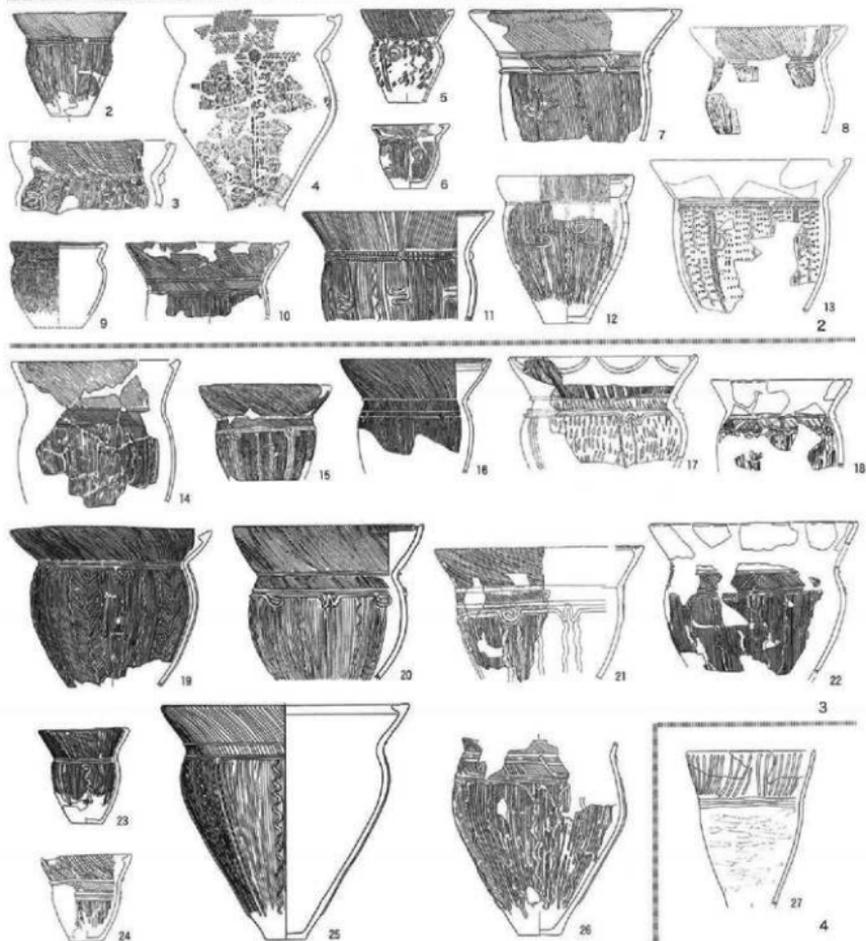
第6圖 小器



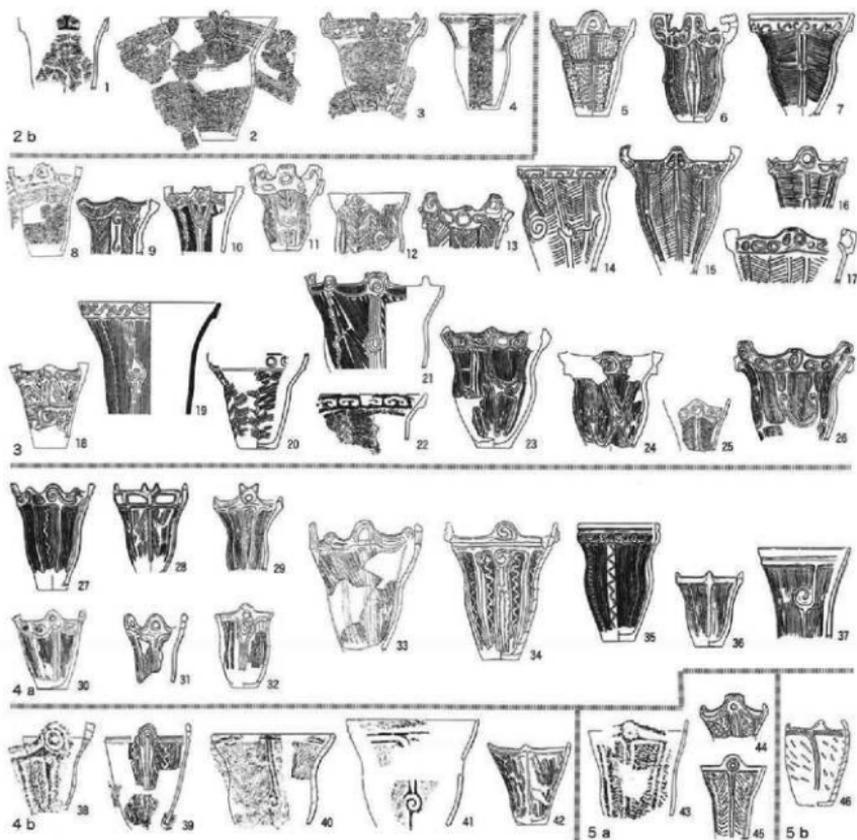
第7圖 大型把手器



第 8 图 口緣重弧文土器



第 9 图 口緣斜行土器



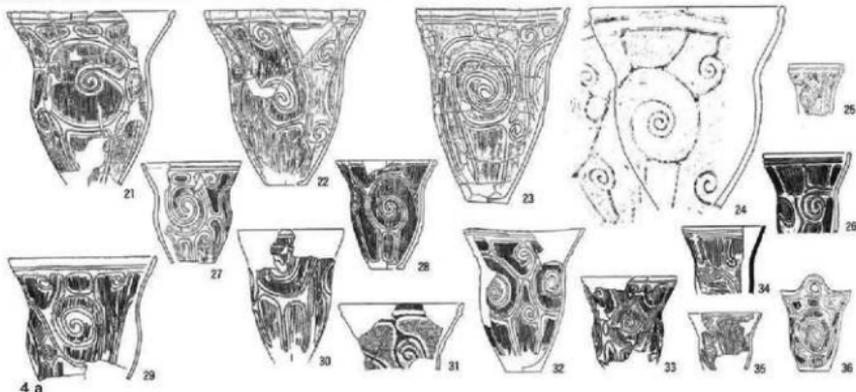
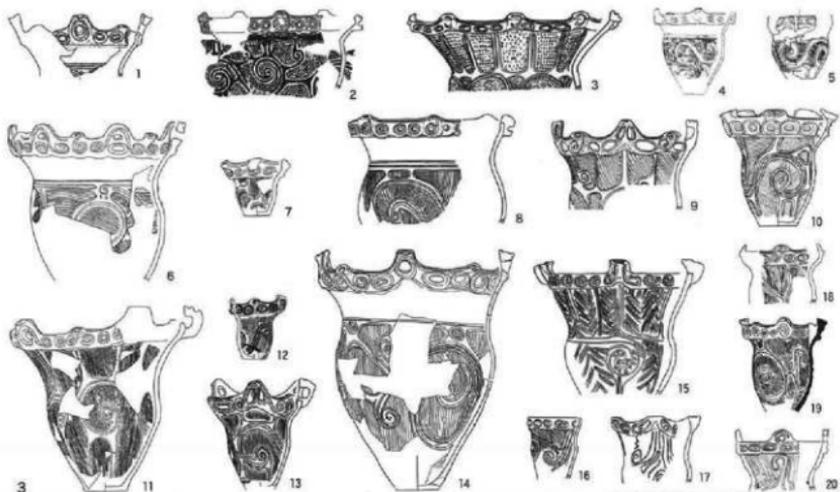
第10図 口縁肥厚帯土器(胴部区画文)

第2～4図 X字状把手付大型深鉢

1 新田41土 2 教來石民部館跡(第2次) 1トレ住厩 3 天神7住 4 石之坪13L-SD5 5 石之坪17H-SD5 6 石之坪19K-SD2 7 石之坪27O-SU1 8 石之坪13S-SU1 9 石之坪185住 10 石之坪27O-SU2 11 坂井 12 石之坪13住 13 石之坪21J-SD5 14 飯米場 15 瀬無10住堀 16 石之坪28V-SD1 17 瀬無10住埋 18 柳坪A11住 19 甲ヶ原第6地点2住 20 宿尻6住 21 宿尻6住 22 飯米場 23 瀬無10住 24 真原5土 25 飯米場表探 26 後田B2住埋 27 中原B1号土坑 28 坂井 29 石之坪25住 30 坂井6土-1 31 石之坪173住 32 北後田A15住 33 石之坪25住 34 真原5土 35 真原5土 36 石之坪59住 37 方城第一SB02-1 38 方城第一SB02-2 39 後田C2号配石 40 後田C2号配石 41 北後田A19住 42 柳平北4号竅穴1埋 43 次郎橋5住 44 石之坪31土坑 45 後田C2号配石 46 飯米場1埋 47 飯米場2埋 48 北後田A14住 49 屋敷浜25住 50 六和田7住 51 飯米場4埋 52 川又南埋壘群9号 53 川又南埋壘群10号 54 後田C2号配石 55 後田C2号配石 56 後田C2号配石 57 後田C2号配石 58 屋敷浜34住 59 後田C区2号配石 60 後田C2号配石 61 後田C2号配石 62 方城第一号配石

第5図 大型長胴甕

1 飯米場SD1 2 社口31住 3 純神 4 純神 5 純神 6 石之坪192住 7 教來石民部館跡1トレ住 8 甲ヶ原4埋壘 9 社口31住 10 飯米場 11 甲ヶ原N2埋 12 甲ヶ原N1埋 13 飯米場 14 社口32住 15 社口401ビ 16 石之坪15R-SD2 17 社口408土 18 石之坪24J-SU2 19 石之坪15R-SD2 20 石之坪28U-SD13 21 柳坪A11住



第11図 口縁肥厚帯土器(胴部渦巻文)

第6図 小型甕

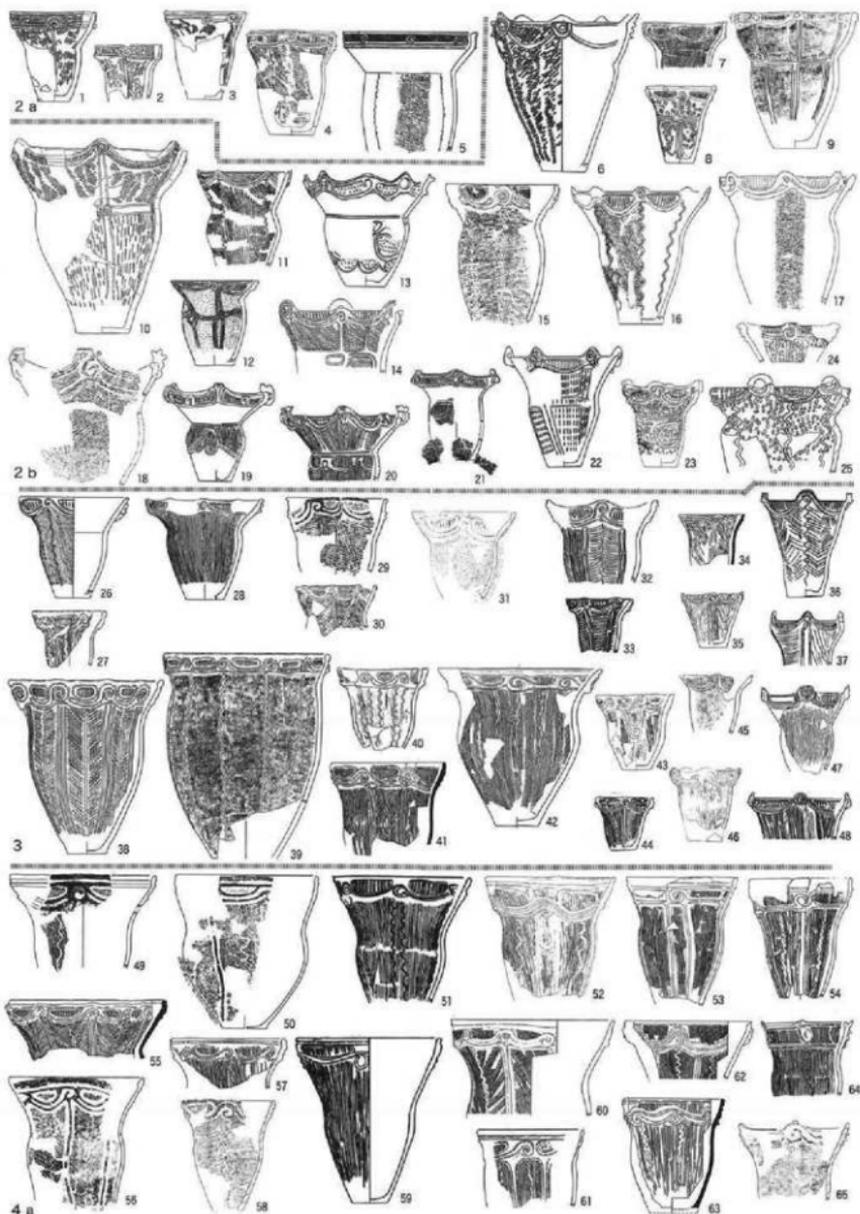
1 社口31住 2 社口31住 3 甲ッ原1土 4 石之坪127住 5 坂井4土 6 石之坪18H-SD1 7 根古屋4住 8 甲ッ原1土 9 甲ッ原53住 10 甲ッ原A-99土 11 石之坪192住 12 社口31住 13 社口31住 14 坂井 15 石之坪127住 16 社口31住 17 日影田94土 18 教来石民部館1トレ住 19 社口31住 20 石之坪15L-SD13 21 石之坪208住 22 教来石民部館1トレ住 23 教来石民部館1トレ住 24 教来石民部館1トレ住 25 教来石民部館1トレ住 26 柳坪北4住 27 教来石民部館1トレ住 28 社口28住 29 社口32住 30 教来石民部館1トレ住 31 教来石民部館1トレ住 32 社口27住 33 社口30住 34 社口28住 35 新田5土 36 坂井 37 姥神17住 38 石之坪185住 39 石之坪185住 40 石之坪87住 41 石之坪13L-SD5 42 柳坪A11住 43 金生1住 44 姥神17住 45 甲ッ原17住 46 甲ッ原32住 47 瀬無12住 48 真原 49 真原

第7図 大型把手付深鉢

1 甲ッ原A-156土 2 石之坪185住 3 津金御所前3住 4 社口28住 5 石之坪25K-SD1 6 甲ッ原A-7土 7 後田C1配石

第8図 口縁重弧文土器

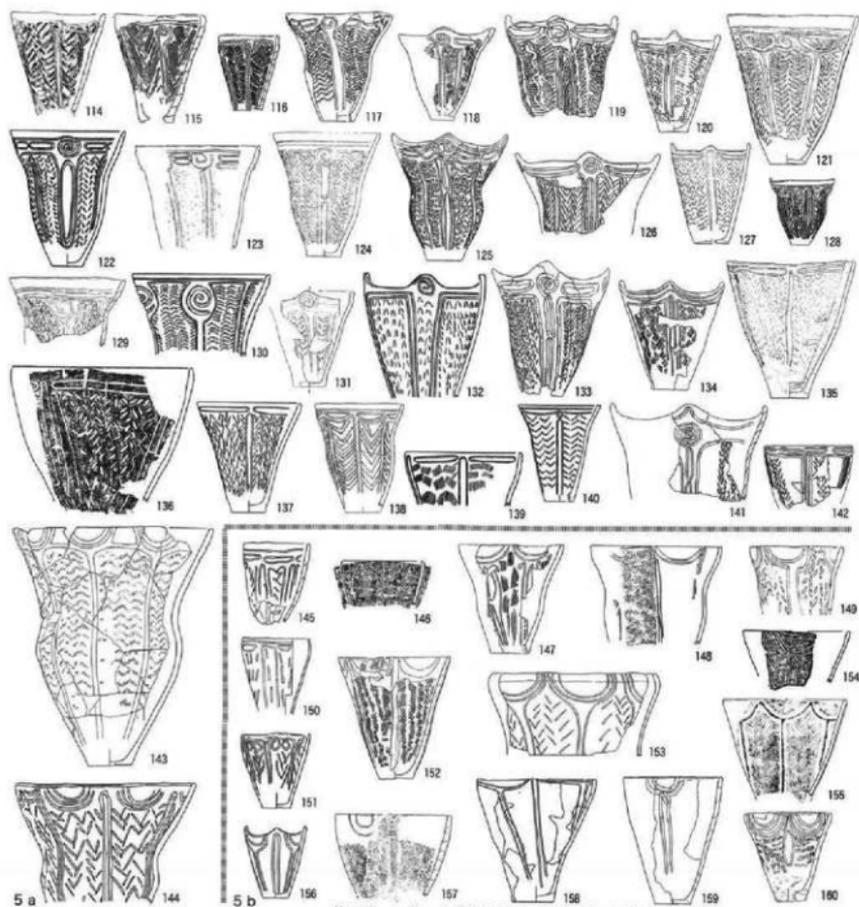
1 石之坪192住 2 石之坪127住 3 石之坪20住 4 石之坪24J-SU2 5 石之坪15T-SU1 6 金生3住 7 瀬無10住



第12图 口縁つなぎ文土器（口縁渦卷文・胴部区面文）①



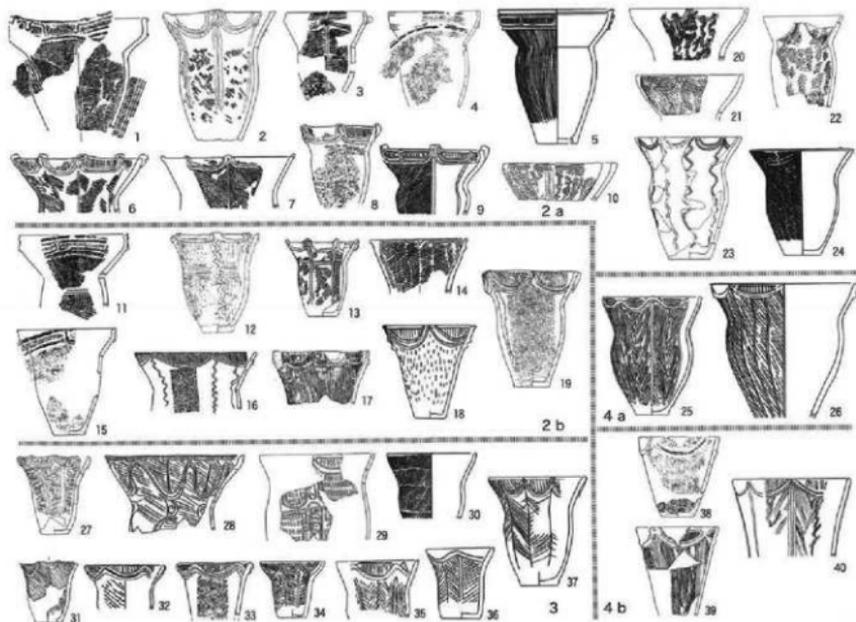
第13图 口縁つなぎ文土器(口縁渦卷文・胴部区画文)②



第14図 口縁つなぎ文土器 (口縁渦巻文・胴部区画文) ③



第15図 口縁つなぎ文土器 (口縁渦巻文・胴部渦巻文)



第16図 口縁つなぎ文土器

第9図 口縁斜行文土器

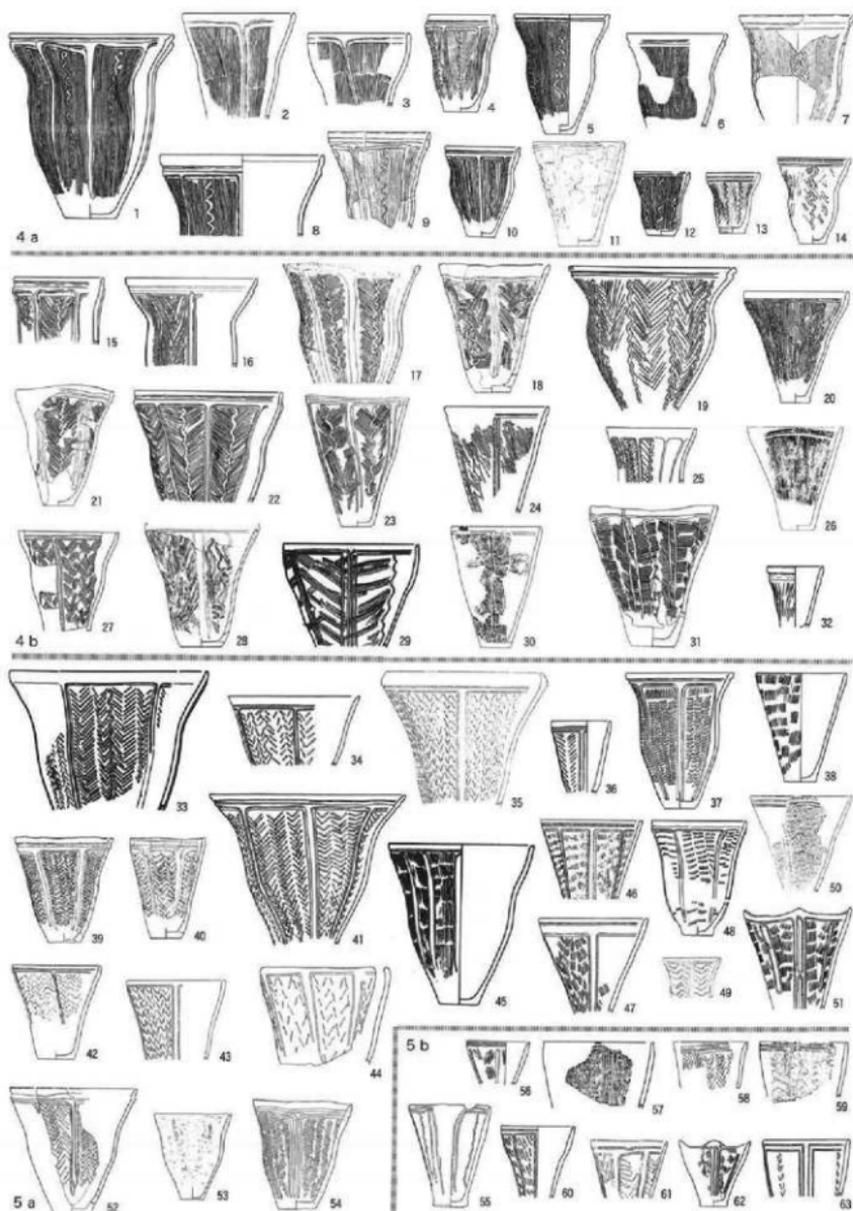
1 石之坪13S-SU1 2 飯米場 3 宿尻4住 4 飯米場SD2 5 根古屋3住 6 北後田A 7 方城第一SB03 8 柳坪A
11住 9 坂井 10 石之坪7住 11 柳坪B10住 12 姥神14住 13 清水端 14 北後田A 8住 15 酒香場J1住 16 柳坪A10住 17
柳坪 18 段道 19 石之坪12L-SU1 20 頭無7住 21 高台中谷井16住 22 段道 23 段道 24 宿尻6住 25 頭無9住 26 石之
坪29I-SD1 27 石之坪160住

第10図 口縁肥厚帯土器 (胴部区画文)

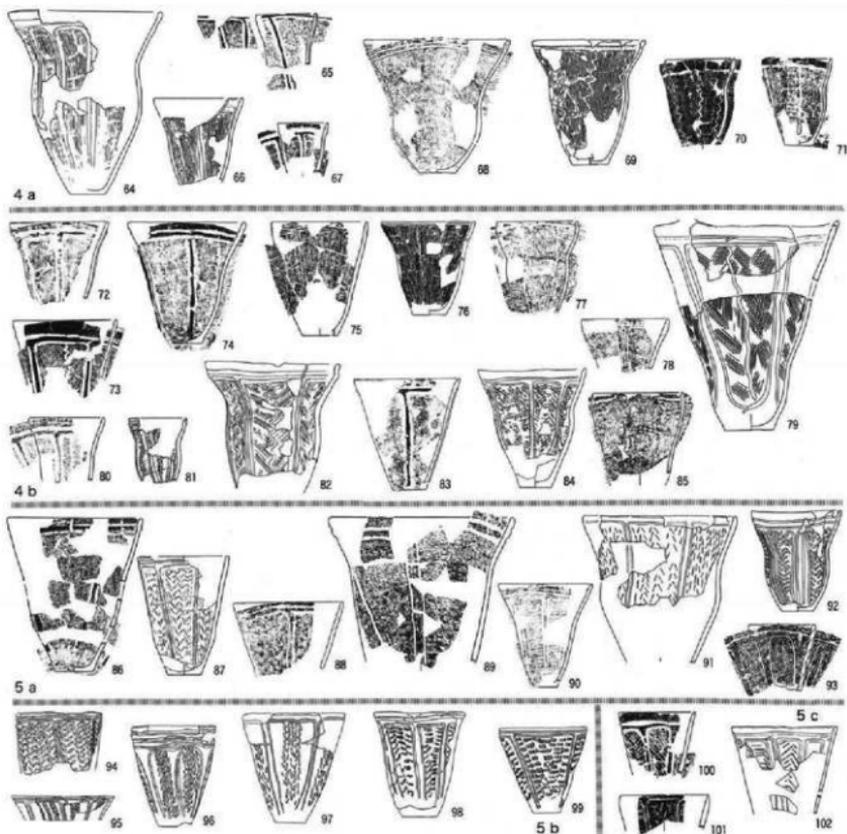
1 石之坪15K-SD4 2 姥神21住 3 姥神21住 4 天神A2住 5 頭無7住 6 柳坪B11住 7 頭無9住 8 姥神19住 9
頭無9住 10 教来石民部館第17トレ住B 11 天神A2住 12 方城第一遺構外 13 根古屋1住 14 頭無10住 15 柳坪B10住 16
柳坪B10住 17 頭無10住 18 柳坪B2住 19 野添SB2 覆土 20 柳坪B1住 21 教来石民部館第17トレ住B 22 石之坪13住
23 石之坪13Q-SD1 24 石之坪134住 25 塩川B2住 26 柳坪A10住 27 頭無6住 28 頭無5住 29 柳坪15住 30 社口3次
9住 31 北後田A15住 32 次郎橋7住 33 姥神遺構外 34 次郎橋132土 35 柳坪B1住 36 柳坪B1住 37 柳坪B14住 38
石之坪(東)280土 39 石之坪178住 40 石之坪50住 41 石之坪(東)23住 42 西原1住 43 坂井南C2住 44 上ノ原C657土
45 柳坪B16住 46 次郎橋96土

第11図 口縁肥厚帯土器 (胴部渦巻文)

1 石之坪15K-SD4 2 石之坪196住 3 頭無7住 4 姥神2住 5 甲ッ原33住 6 宿尻6住 7 宿尻6住 8 頭無10住
9 方城第一2号配石 10 方城第一2号配石 11 宿尻6住 12 坂井 13 石之坪7住 14 方城第一SB04 15 柳坪A8住 16 柳
坪B10住 17 柳坪A8住 18 頭無7住 19 野添SB2 覆土 20 頭無7住 21 後田B2住 22 後田B2住 23 後田B3住 24 海
道前C11住 25 塩川 26 頭無11住 27 後田B2住 28 後田B3住 埋 29 石之坪128住 30 石之坪82住 31 後田B3住 32 社口
3次9住 33 海道前C6住 34 野添SB2 35 方城第一遺構外 36 社口3次9住



第17图 口縁部文様省略土器①



第18図 口縁部文様省略土器②

第12~14圖 口縁つなぎ文土器(口縁渦巻文・胴部区画文)

1石之坪19M-S D 1 2真原 3唐松3住 4柳坪A11住 5頭無12住 6柳坪A2住 7酒呑場G区2住 8宿尻12土
 9別当西2住 10柳坪北2号堅穴 11頭無10住 12柳坪A2住 13柳坪A2住 14頭無10住 15柳坪北2号堅穴 16柳坪10住
 17甲ヶ原33住 18姥神21住 19柳坪A1住 20柳坪A2住 21石之坪13住 22頭無10住 23柳坪A11住 24柳坪A11住 25根
 古屋3住 26頭無10住 27石之坪28住 28頭無9住 29石之坪13住 30宿尻6住 31姥神4住 32頭無9住 33頭無10住 34
 野添S B 2 35柳坪A8住 36柳坪A6住 37柳坪B10住 38石之坪7住 39石之坪134住 40北後田A20住 41野添T I -
 S K 5 42甲ヶ原33住 43宿尻6住 44柳坪B11住 45甲ヶ原31住 46甲ヶ原31住 47方城第一S B 03 48頭無9住 49石之
 坪189住 50石之坪26T-S D 1 51頭無4住 52杜口3次9住 53杜口3次14住 54石之坪72住 55野添S B 2 56石之坪
 38住 57根古屋1住 58純神10土 59頭無5住 60上小用第17トレン住居跡B 61頭無6住 62上小用第17トレン住居跡
 B 63野添S B 2 64頭無4住 65姥神19住 66石之坪103住 67石之坪17J-S U 1 68次部構4住 69石之坪112住 70石
 之坪38住 71北後田A8住 72柳坪23住 73石之坪14L-S D 3 74上ノ原 75石之坪23E-S U 1 76方城第一S B 02 77
 真原A5土 78石之坪東23住 79頭無4住 80北後田A15住 81柳坪B14住 82北後田A5住 83柳坪B7住 84次部構5住
 85石之坪13住 86石之坪38住 87石之坪12住 88雜木 89石之坪東23住 90石之坪101住 91石之坪165住 92境原1壘 93上
 ノ原557土 94真原5土 95石之坪183住 96真原5土 97梅ノ木3住 98柳坪B7住 99石之坪144住 100姥神3土 101次
 部構9住 102石之坪24J-S D 2 103石之坪6Q-S U 1 104石之坪132住 105石之坪6Q-S U 1 106石之坪23M-S

D 2 107坂井村ノ前7土 108坂井南C 3住 109石之坪227住 110石之坪91住 111石之坪13K-S D 5 112畷米場 S D 3
113坂井村ノ前7土 114純神12住 115次郎橋12住 116次郎橋175土 117柳坪A 16住 118上ノ原A 壺葬外 1 9頭動原24住
120梅ノ木3住 121上ノ原C-479土 122頭無3住 123大和田・南土器壺 124中原5住 125諏訪原 126諏訪原24住 127上
ノ原C-455土 128諏訪原 129純神12住 130頭無1住 131甲ッ原15住 132柳坪3住 133諏訪原24住 134諏訪原24住
135上ノ原C-49住 136米出9住 137頭無16住 138別当区1住 139頭無1住 140柳坪B 12住 141諏訪原24住 142諏訪原
24住 143後田C 2号配石 144川又南1住 145次郎橋3住 146石之坪26R-S D 1-1 147甲ッ原15住 148柳坪B 3住
149野麻地 150城下1住15古林第4 160土 152上ノ原C-104土 153野松11土 154頭無5住 155上ノ原C-589土 156
石之坪24J S D 1-1 157上ノ原C 221号土 158根古屋11住 159上ノ原C 620号土 160上ノ原C-104号土
第15回 口縁つなぎ文土器 (口縁漢巻文・胴漢巻文)
1石之坪196住-11 2石之坪118住-3 3宿尻6住 4宿尻6住 5原無38住 6上小用第17トレンチ住階層B 7西原1
住

第16回 口縁つなぎ文土器

1石之坪20住 2宿尻4住 3宿尻4住 4社門第3次8住 5頭無12住 6柳坪A 1住 7柳坪A 1住 8柳坪北2号壺穴
9柳坪A 1住 10柳坪A 11住 11宿尻9住25土 12純神遺構外 13柳坪A 11住 14柳坪A 2住 15石之坪(東) 235土 16根
占屋1住 17柳坪A 11住 18柳坪A 6住 19純神21住 20柳坪A 1住 21柳坪A 11住 22柳坪A 11住 23柳坪A 11住 24頭無
9住 25柳坪A 10住 26頭無14住 27宿尻6住 28根占屋1住 29方城第1遺構外 30頭無7住 31甲ッ原33住 32頭無14住
33甲ッ原A 188土 34柳坪A 1住 35柳坪A 8住 36柳坪A 6住 37頭無9住 38上ノ原C 617土 39塩川B 2住 40柳坪B 15
住

第17・18回 口縁部文様省略土器

1柳坪A 10住 2頭無4住 3頭無4住 4柳坪B 7住 5頭無6住 6頭無4住 7方城第-S B 02 8頭無6住 9方城
第-S B 02 10頭無4住 11純神 12柳坪B 1住 13頭無7住 14柳坪B 7住 15頭無6住 16頭無14住 17純神12住 18純
神S D 3 19柳坪B 7住 20柳坪B 7住 21井口9住 22柳坪A 10住 23酒呑地 G 10住 24柳坪A 10住 25柳坪A 10住 26酒
呑場G 6住 27柳坪B 14住 28純神11住 29頭無 30社門第3次9住 31東蕪原 32柳坪B 13住 33頭無3住 34頭無1住
35中原3住 36柳坪B 16住 37柳坪B 16住 38頭無2住 39純神13住 40純神12住 41頭無1住 42頭無10住 43平林 44
甲ッ原A-31土 45頭無2住 46頭無10住 47頭無10住 48頭無2住 49中原 50純神 51頭無2住 52方城第-S B 01 53
海道前C 12土 54上ノ原C 547土 55柳坪B 41住 56柳坪B 16住 57頭無1住 58大和田7住 59柳坪1住 60柳坪B 16住
61大和田7住 62柳坪B 16住 63柳坪B 13住 64北後田A 10住 65石之坪165住 66北後田A 15住 67石之坪103住 68石之坪
東50住 69北後田A 15住 70石之坪27U-S D 2 71石之坪38住 72石之坪東31住 73石之坪23日 S D 3 74石之坪211住
75石之坪8 O-S U 1 76宿尻6住 77石之坪81住 78石之坪東23住 79石之坪12住 80石之坪12住 81北後田A 20住 82北
後田A 19住 83石之坪東23住 84坂井10土 85石之坪28 U-S D 4 86石之坪23M-S D 2 87北後田A 8住 88石之坪東23
住 89石之坪27住 90石之坪東23住 91畷米場3土 92石之坪170住 93諏訪原24住 94諏訪原24住 95諏訪原24住 96諏訪
原24住 97諏訪原 98諏訪原 99諏訪原50土 100石之坪85住 101石之坪24J-S D 102巻松8住

おわりにかえて

当初の目的は、北巨摩地域10市町村のどの地域でも出土することの多い曾利式土器を集成し、資材提示をおこなうことが目的であった。資料集成をするうちに「これだけ集めたのだから、北巨摩地域での曾利式土器の編年を再度見直す作業もしてみよう。」という話したが。この様な流れの中で、各担当者が収集して下さりやかな勉強会をはじめた。むろん各担当者全員が曾利式土器を学生時代から研究していたわけではなく、まさにゼロからのスタートといった状況であり、なかなか進行せず、ここまで来てしまった。これまで編年にフィードバックされることの少なかった曾利式土器編年を、何となく暫定的事例を踏まえようとしたわけであるが、実際は非常に困難であった。また、北巨摩地域といった限られた地域の中でおぼろげながら感じている地域差を明確にしようと試みたがこれも頓挫してしまった。自分たち自身の調査方法を自省するとともに、いまだに集成した資料を公開できない点と中途半端な時期設定提示にご容赦いただきたい。

本号で年報「八ヶ岳考古」は終了を迎える。資料の公開、本稿で取上げていない層位の検証・地域差の把握を何らかの形にすること、そして各担当者のさらなる研究への昇華を誓い、祭を閉じることとした。

(関開俊明・村松佳幸)

3 浅尾堰と浅尾新田の開発

—二人の農民による開発の成功を探る—

川村智子

1. はじめに

夏、明野村で青々とした水田を眺めることができるのは、江戸時代初期に遡る堰の開発の成果である。その大規模な開発を計画し実行したのは、ある二人の百姓であった。私はここに一点の疑問を持たざるをえない。一般の農民にこれだけの成果を残す開発が可能だったのか、ということである。これまで浅尾堰に関する先行研究や記述はいくつかあるが^(註1)、この疑問に言及しているものはない。古文書等資料の残されていないことがその要因となっているが、私はこの疑問を解明に近づけるために、敢えて仮説を用いながら本論を進めていきたいと思う。そのため、ここに示した開発方法あるいは費用等は十分に精査して結論づけたものではない。問題解明には今後さらなる研究を必要とするが、その通過点として一つの視点をここで確認しておきたい。

2. 浅尾堰と浅尾新田の成立過程

浅尾堰は現在の名を朝穂堰といい、明治5年に上流の浅尾堰(寛永年間成立)と下流の穂坂堰(享保年間成立)とが合併して改称された用水路である。本論の中心は朝穂堰のうち上流の旧浅尾堰にあるため、本文中では「浅尾堰」の名称を用いることとする。

浅尾新田村は、浅尾堰を引き原野を開墾して新設した村であり、現在の明野村浅尾新田地区を指す。その開拓地となった茅ヶ岳山麓は、古来水の乏しい土地であった。山麓の頂点、茅ヶ岳と金ヶ岳の標高はそれぞれ1,703m、1,763mであり、冬季の積雪量も多くはない。山頂から放射状にのびる谷は、普段は水の流れない涸れ沢がほとんどである。南西に広がる山麓の斜面は、日照時間の長

さと引き替えに、生活に欠かせない水の確保に恵まれていなかった。

そこへ水を引いて田畑を拓こうと考えた人物があった。村山東割村(現高根町村山東割地区)の百姓重右衛門と上神取村(現明野村上神取地区)の百姓清右衛門である。二人は、寛永9年(1632)に堰開削と新田開拓の願書を代官所へ提出、これが朝穂堰開削の発端となった。そして寛永16年(1639)に工事を開始、同19年(1642)までの4年間を費やして堰が完成、通水に成功した。

堰が完成すると、重右衛門・清右衛門らは周辺の村々へ触れ回って開拓者を集めた。開拓者たちは田畑を造り、入植者となって屋敷を建てる。おおよそ開削が進んだと思われる正保元年(1644)、代官平岡勤三郎により検地が実施され浅尾新田村が成立する。この検地により268石9合の御縄を請けるが、このときはさらに3年間の獄下年季を言い渡され、開拓が続けられることになる。結果として、慶安元年(1648)に新田高およそ373石(約73町歩相当)と決定された。同時に平岡勤三郎によってこの石高に対する諸役免許を受け、さらに入植者の屋敷57軒分の19町4反6畝13歩に関しては年貢・諸役ともに免許の御墨付を下され、明治に至るまでその特権が継続することになる。



浅尾新田起候而
御所務立候者可
為請役免許
候之間請を出
可令開發候
重田御墨付文
調可出之者也
慶安元年戊子
二月二十三日
浅尾新田村
名主惣百姓中

図2 平岡勤三郎請役免許の證文(浅尾新田区所蔵)



図1 朝穂堰と水田

3. 新田開発の目的

近世甲斐国における新田開発は、浅尾新田のほかにも多数の代表的事例がある。藪地によると^(註2)、東日本に多く見られる用水路築造による中流平野地域の新田開発は、その隆盛期を寛永から明暦年間(前期開発期)、元禄

年間(中期)、文化文政から天保年間(後期)の3回として
している。甲斐の新田開発もこの時期とほとんど変わらないが、徳川家康の所領となった甲斐国においては、全国的な傾向より比較的早い段階から開発への取り組みがあったことが確認される。近江初瀬および前瀬の開発期にあたるものには、若神子新町、富竹新庄、血輪田新田、飯野新田等に代表される多数の開発があった。

この大開発の時代と呼ぶべき近世新田開発の背景には、どのような誘発要因があったのだろうか。

政治的な要因として、第一に年貢増収のねらいがあった。慶長年間の全国耕地面積163万5千町歩に比べ、江戸中期半保年間は297万町歩であり、130年の間に2倍近くへと拡大している事実からも、開発可能な土地は田畑に変換し、食糧増産と年貢の増収に取り組んだことが分かる。第二に、戦国時代から江戸時代へと変遷する中で、戦国武士である主君を失った浪人層が排出された。技術的にも経済的にも有力者であるこれらの人々を新田開発へ当たらせ、土着農民化を図り、世情の安定をねらいとしていた。第三に、新耕地において一定の土地を所有する機会をもたせたことで、中世荘園領主のもとで農耕を営んでいた被支配層や零細農民に対し「百姓としての地位を与え、近世的な独立農民を生産する目的もあった。

これら幕府の新田開発促進政策の現れの一つとして「家康百箇条第55条」がある。「新田開発願い出づル輩アラハ吟味セシメ故障之無キニ於イテハ之ヲ容ルベシ、概ノ式ハ右大將ヨリ始メ此ノ旨役人共ニ申シ付クベキ事」(註3)。つまり開発希望があって何の問題もなければ開発させよというのである。甲斐国における開発者たちは、この条文をもとに業態を計画し、新田開発を実現した。開発のための政治的な条件は整えられた。では、新田開発を申し出た開発者自身の目的は何だったか。

◇若神子新町の場合

若神子新町(現須玉町)は慶長年間に成立した開拓地であり、その開発主導者は中村勘右衛門尉である。須玉町史(註4)によると、彼は徳川家康に仕えていたという。若神子新町開発の発案者は勘右衛門尉ではなく、家康あるいはその家臣であった。勘右衛門尉の立場は、開発を命ぜられてこれを請け負い、作業に従事する百姓たちを監督する指揮官的存在である。勘右衛門尉の出自は、蔵原郷(現高根町)を起した土家百姓中村氏である。中村氏は被官や下人を抱える地主として土地経営を行っており、若神子新町開発後には、第二の蔵原郷として新たな土地経営を展開しようとしたのではないだろうか。

中村氏のような在地土豪が行う新田開発の目的は、土

地経営から生じる利潤の追求にあり、また武士の承諾を無く彼らが近世以降もその土地で権力を維持するための手段でもあった。中村勘右衛門尉も若神子新町でその目的を遂行しようとしたが、開発開始年の前年に当たる慶長7年に、中村勘右衛門尉とその被官作右衛門、又右衛門の間で争論が生じており、土豪百姓あるいは土地経営を行う主人としての地位が低下しつつあることが確認できる。

◇徳島堀、楯無堰の場合

両堰の開発人は浪人であるということが、詳細は明らかではない。ただ、前述の幕府の浪人に対する政策にに基づき開発を始めたと思われる。徳島堀(現北島市山内町から南アルプス市血輪田新田)の徳島兵左衛門は「江戸深川の人」であり、楯無堰(現明野村小笠原から双葉町竜池)の野村宗貞は「江戸の人で塩崎村字津谷に住んだ」という。どちらも甲斐に土着し帰農しようと考えたのだろうか。

そして徳島堀の兵左衛門は、開発に先だって、「水路が完成し新田を開発し、貢租の高がきまれば、其の十分の一を永代兵左衛門に下さる事」(註5)を半府御役所へ申し入れ、聞き入れられていた。年貢の削減かを開発者が受け取る事例はほかにもあり、開発に投資し成功すれば収益を得られるという見通しを、雇業者の計画当初からすでに持っていたのだろうか。兵左衛門による開発は、いわゆる土地経営を目的としており、また彼が浪人であるがゆえに近世におけるその地位の再確立をねらっていたと言える。

◇浅尾堀の場合

以上の開発主導者たちは、中世以来の有力士家であったり、浪人であったりとそれぞれ特別な地位や財力のもとで開発を発案し実施している。その目的の一つには、新田経営による利潤の追求が含まれていた。しかし浅尾堀の場合、開発者重右衛門、清右衛門は文獻上ともに「百姓」と記述されるのみであり、前述のような身分には置かれておらず、多大な費用を投入し失敗の危険を冒してまで新田における土地経営を試みたとは考えにくい。

江戸時代に完成した堰のうち、開闢年や開闢者などが不明なものは非常に多く、それらの堰のなかには、浅尾堀の重右衛門や清右衛門のように百姓による起案で作られたものも当然あったであろう。堰を作り水を引くことができれば、それまで原野や雑地だった土地へも水田を作ることができ、より生産性の高い耕地を手にするようになる。これが百姓による開発の第一の目的であった。他堰の開闢年書などを見ると、田畑が少なく荒れ地ばかり、天候が悪ければ年貢を納めることはもちろん百姓を存続させることも困難であるため、ぜひ自分たちの村へ

水を引きたい、という内容が書かれたものに付会う。開発の目的をよく示しているといつてよい。

ところで浅地堰の場合、事業は堰の開削とその周辺の開墾に終わるものではなかった。新田村の農村という大きな仕事が終わっていたのである。

寛文・延宝期以降全国的に展開された分地制限令は、政策の上で新田開発を促す要因となった。浅尾堰開削より時代は下がるが、甲斐国では西郡筋と武川筋において寛文7年(1667)に発布されている。所有耕地10石未満の百姓がその土地を二人以上の子に分配して相続させることを禁じたもので、田畑の少ない家の次男らは自立した百姓にはなれず、奉公人や農業以外の職業で生計を立てざるを得なくなった。つまり、開発におけるリスクは払っても本百姓として自立できる可能性を含むため、一般の農民たちを新田開発へ向かわせる動機としては十分である。浅尾新田の入植者のうち、江草、安守、猪俣、福沢など河川上流域の山間地、屏地面積のきわめて小さい村々からの移住者が多いことも、時代の趨勢から納得することができる。

さらに新村の成立という目的は、重右衛門と清右衛門を奮起させたと思われる。単に一人前の百姓として自立することに終わらず、村の中心的存在としての新たな出発に希望を抱いていたのではない。

浅尾新田より40年以上前に成立した若神子新町は、四奉行により発行された禁制定書のもとに、新町成立後3年間は年貢を免除され、また労役などの諸役は永久に免除されている。近接した若神子新町の特権の話題は当然重右衛門や清右衛門も承知していたと思われる。浅尾新田の場合、年貢・諸役ともに免除になったのは屋敷地のみであるが、貞享2年の検地帳(表6)より重右衛門の所領地は1町3反20歩、清右衛門のそれは1町8反18歩である。浅尾新田の屋敷の石数は12であるから、二人の石高はそれぞれ15石6斗7升9合、21石6斗3升1合となる。これを金に換算すると、享保14年の米相場より(表7)重右衛門およそ10両3分、清右衛門およそ15両であり、4~5割を納める年貢を免除されるという特権はかなり魅力的だったのではない。重右衛門と清右衛門に割り当てられた屋敷地は、入植した50数軒の中で突出して大きいものであった(図6参照)。

そして、二人は新田村においては名主、長百姓の役についた。重右衛門、清右衛門はともにその生家では次男、三男など家督相続者ではなかった可能性が高い。しかし新田村においては村役人までに躍進することができたわけである。また重右衛門に関しては、代々名主を勤め、清右衛門とともに(のちには下流砥柱堀開削者の六郎右

衛門を含める)堰の管理いっさいを担っていた。

百姓による開発の生たる目的は、大小農民の所有地拡大に集約されると行ってよい。一方で開発者の視点で眺めると、その目的に立脚した重右衛門と清右衛門自身のねらいが見えてくるように思われる。しかしそこから生じる利益は、土豪などによる大規模な土地経営から出る利潤に比べればごく小規模なものであったことは言うまでもない。

いかに有利な条件とはいえ、このような目的のために実際の工事や開拓を行うことが、本当に農民に可能だったのか。比志村(須玉町)の農民は、1畑が早損場であったので、新堰を閉鎖して畑成口にしたい願いがあつたが、検分したところ岩間で百姓の地力では行い難かった(註8)ため、寛文7年に江戸の町人保木善信に出資を依頼したうえで開削願いを提出したこと、環園西さえも小可能だという事実を語った資料である。

重右衛門と清右衛門にとって、浅尾堰と新田の開発とはどのような事業だったのか。この問題を解決に導くために、まず二人の人物像から検討してみたい。

4. 百姓重右衛門と清右衛門とはどのような人物か ◇重右衛門

重右衛門の生家は、現在、高根町村山東割地区の窪田善風家である。この窪田家と浅地新田の重右衛門子孫の家とは現在は親類関係はないが、村山東割の窪田家には今も「浅尾新田開発者重右衛門」の言い伝えが残っており、生家と断定することができる。念のため村山東割地区のすべての窪田家に確認を取ったが、善風家以外に重右衛門を知る人はなかった。

善風氏によると、窪田家は江戸時代の途中より代々重右衛門を名乗ってきたという。村山東割区有文書より確認できる名主・長百姓の名前は、江戸時代後期のものみであるが、この時点で重右衛門の名は見あたらない。窪田善風氏よりの聞き取り調査においても窪田家が名主や長百姓を勤めたという記録・伝承は得られなかった。また、窪田家周辺には中世の石造物が散在するため、中世期に武士あるいは土豪百姓であった可能性をみまえて踏査を行ったが、特に関連のある資料を得ることはできなかった。(註9)

しかし一方で、窪田家の村内における優位性を証明する資料もある。村山東割村の宗門人別改帳によると、重右衛門は8人の下人・下女を擁しており、そのうち3人は譜代下人である。

(史料1) 村山東割村宗門人別改帳より抜粋(註10)

逸見筋穴平村法華宗遠照寺且那

一、与右衛門義代々当村生之御百姓ニテ御座候

一、同人女房義逸見筋上津金村伊兵衛娘

(中略)

一、同人下人作右衛門義逸見筋長沢村才十郎子未ノ墓より申ノ墓迄一年季ニ召抱申し・・・

一、同人下人三郎善当村半右衛門子未ノ墓より申ノ墓迄一年季ニ召抱申し・・・

一、同人下人加兵衛義当村勘右衛門子未ノ墓より申ノ墓迄一年季ニ召抱申し・・・

一、同人下人善四郎義逸見筋長坂上条村喜左衛門子未ノ墓より申ノ墓迄一年季ニ召抱申し・・・

一、同人下人三助義譜代ニテ御座候・・・

一、同人下女なつ義逸見筋村山西割村善五郎譜代ニ御座候未ノ墓より申ノ墓迄一年季ニ召抱申し・・・

一、同人下女いぬ義譜代ニテ御座候・・・

一、同人下女ゆき義譜代ニテ御座候・・・

一、彦右衛門義代々与右衛門門屋生之御百姓ニ御座候

比較のため、元禄8年の上神取村宗門人別改帳(註11)を取り上げるが、下人を3人以上抱えていた家は、全戸42軒中7軒、そのうち8人以上のものは3軒である。元禄6年時の上神取村の名主・長百姓は5名であるため、およそ村役人レベルの家が下人を多数抱えていた計算になる。村山東割村の戸数は寛文6年に35軒であることから、上神取村とはほぼ同規模の村であると推測でき、与右衛門抱えの下人数から考慮して、財政的には村役人と同格であったと言えるだろう。さらに宗門帳のなかで与右衛門の次に記載されている彦右衛門に注目すると、「与右衛門門屋生之御百姓」とあり、百姓株を持つ以前は与右衛門に從属していた人物であったことが分かる。この人物がなぜ門屋から御百姓へと身分を変化させたかは明らかにできないが、仮に与右衛門所有の田畑を借り受け耕作していたものが次第に自立化したとするならば(註12)、与右衛門は門屋を持ちうる身分であったことに加え、高分けが可能な財力・土地を有した人物であったと言える。

また、与右衛門は寛文6年の検地で案内人を勤めている。このときの案内人は5名であった。検地帳(註13)によると与右衛門の屋敷面積は6畝2歩で、村山東割村全35戸中第8位にあたる。一方、耕地面積および石高ともに第6位であり、それぞれ2町4反4畝6歩、22石7斗5升7合となっている。

検地帳より、寛文年間には村内百姓のうち上位を占める家格であったことは明らかだが、与右衛門の財政力をさらに裏付ける資料が長坂町大八田の曹洞宗寺院、朝陽

山清光寺にある(図3～5)。この灯笼は、窪田善風氏によれば、江戸時代に善風氏の先祖が奉納したものであると伝承されてきたという。窪田家は前掲の宗門帳にあるように江戸時代より現在まで遠照寺の檀家であるが、少なくとも寛永年間までは清光寺の檀家であった(註14)。灯笼には、供養する人物の法名と施主名(ただし法名)および年号が刻まれている。天和2年(1682)は、重右衛門が浅尾隈岡割許可願を提出した年より数えて50年に当たる。法名は夫妻のもので「月究浄無居士」「心月理安大姉」の2名であり、奉納者の両親である。清光寺過去帳より、月究浄無居士は「月究常無上座、村山の市右衛門の父」と記され、明暦4年(1658)12月26日没とある。心月理安大姉は「心月理安神定尼、当所六右衛門之内」と記され、慶安3年(1650)11月2日没となっている。文字に若干の違いはあるものの音は同じであり、位号の「上座」は「居士」に置き換えられる場合があるため、灯笼に刻まれた月究浄無居士と過去帳の月究常無上座とは同一人物であろう。施主については「窪田氏順帰僧士」と「阿氏西帰僧士」の2名である。逆修供養等により生存中に法名を授けられたと思われるが、一般的な法名が道号2文字、戒名2文字に加え僧士、居士などの位号が付くことを考慮すると完全な形ではなく、過去帳と照合することができなかった。ただし「窪田氏」と明記されており、その父である月究常無居士が「村山の」人であることから、奉納の伝承と併せて、この灯笼は村山東割窪田家に関係したものであると断定できる。灯笼は高さが250cmあり、石造物の造立が盛んになる元禄より以前の天和年間の銘があることを考慮すると奉納者は



図3 清光寺の灯笼

(東)	(西)	(南)	(北)
御石燈籠石共 地主孫田氏願留居士 阿氏西條信士新造路	現在會寺十一世書外惣代 (也)	為 心月理安大姉 西條菩提也 月究淨無居士	嘉時天和(壬戌歲九月一日)

図4 清光寺燈籠の記録

いわゆる富裕層に属した人物であったことが伺える。

つまり、重右衛門の生家は若神子新町開発における中村勘右衛門尉のような有力な土豪百姓ではなかったが、それに次ぐ地位の家系あるいは村方において一定以上の地位・財力を有していたのである。

◇清右衛門

清右衛門の生家は、現在明野村上神取の遠藤家江家である。残念ながら遠藤家の先祖の系譜をたどることができず、その家格について断言できない。しかし、遠藤家には名主や長百姓を勤めたという伝承がある。また江戸時代半ばに三州より瓦職人を招いて家内に住まわせており、親分格の家であったことは明らかである。参考のため、明治初期の遠藤家所有地を示すが、瓦職人にあたる遠藤家分家を除いた土地面積は1町5反2畝23歩であった。これに対し、所家の明治初期の所有耕地は7反9畝24歩である。所家は、近世初期に徳川氏旗本として上神取に館を構えた屋代越中守より書状を受けており、江戸初期には武士あるいは土豪百姓であったと推測される家系である。両家の近世における盛衰の状況は不明だが、上神取地区における明治期の地主層として、遠藤家は所家と肩を並べる存在であったとみられる。

ところで、清右衛門と重右衛門はどのようにして知り合い、開発を計画したのだろうか。先行研究によれば、江戸時代中期に村山東割村と上神取村との間で婚姻関係がもたれており、交流があったと言われている。延宝期の宗門帳(註15)に、重右衛門生家の村山東割村与右衛門の娘が上神取村孫右衛門の子次郎兵衛(後に清左衛門(註16)となる)に嫁いでいたことが記されている。しかし、新田開発後に縁組みを開始したとも考えられるため、決定的な要因とはなり得ない。そこでもう一つの可能性を示す。清右衛門の居住地上神取村は、近世初期に

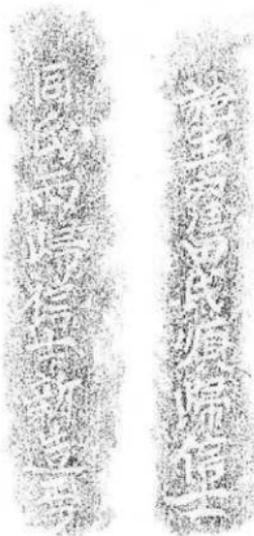


図5 清光寺燈籠の奉納者

は屋代氏の知行地であった。一方で重右衛門の居住地村山東割村も屋代氏の知行地である。二人が開発願書を提出した寛永9年は、屋代氏がこれらの知行地を没収された年であり、支配者の退転・交代を契機に計画が動き出したとも考えられる。仮に屋代氏が二人を結びつける要因であるとするれば、領主屋代越中守勝永が戦地へ出陣する際に、二人は自分の被官・下人や周辺の農民たちを引き連れて出動した小頭同士として接触を持っていたことなどが想像される。重右衛門は村内でも有力な人物であったから、この仮説もまったくの見当違いではなさそうである。そうなる清右衛門も同等の地位を有する人物であったと考えられないだろうか。

5. 百姓に開発が可能だったのか

重右衛門、清右衛門はどちらも地域内の有力な家系に生まれていたこと(あるいはその可能性)については以上述べてきた通りである。しかし甲斐国における規模の大きな新田開発や用水路掘削の事業を計画し実行した人物は、武士身分の出身者や商人層など、一般の農民に比べ資金調達容易な立場にある人々だった。浅尾新田の開発を主導した重右衛門、清右衛門にとって、この事業が可能だったのか、以下に検証してみたい。

まず注目するのは、浅尾堰の開削にいくらの経費を要したかということである。これについては開削当初の資料が欠けているため、他の用水路掘削費用より算出し推測する。(註17)

浅尾堰と同時代に開削された堰のうち、その費用について明確な資料が残されているものに、徳島堰がある。寛文年間に変更された徳島堰の費用は、金4,165両3分であったと言われる。これは、徳島兵左衛門が堰を著し徳川綱重へ提出した際に払い下げられた金額(註18)である。徳島堰は、当初懸沢まで水路を引き、農業用水路としてのみではなく、水運施設としても利用する計画があったとされ、浅尾堰とはその規模においてかなりの差がある。寛文8年の修葺後に関する文書(註19)より、堰幅は上端で3間、底幅1間半、深さは6尺3寸程度であることが分かる。これに対し、浅尾堰は幅3尺〜6尺、深さ4尺であるから、二つの堰の断面積は次のように計算される。(1間=1.82m)

徳島堰

(上底1下底)×深さ÷2

= (3間+1間半)×6尺3寸÷2

= 7.57平方メートル

浅尾堰

幅3尺の場合、底幅はその2分の1として1尺5寸。

断面積0.82平方メートル

同様に幅6尺の場合の断面積は1.64平方メートル。

両者を平均して浅尾堰の断面積を仮定すると1.23平方メートル。

つまり断面積のみにおいても徳島堰の規模は浅尾堰の約6倍となる。そして徳島堰延長1万14間に対して浅尾堰は6,345間であるから、掘削土砂体積は、

徳島堰 138,000立方メートル

浅尾堰 14,200立方メートル

よって徳島堰の掘削土量は浅尾堰のおよそ10倍である。この値から単純に浅尾堰開削費を算出すると、約416両となる。

ただし、徳島堰の新費4,165両3分は、人足代、道具代、諸経費など開削に必要なすべての項目を含んでいる。浅尾堰の開削方法は徳島堰とは異なっており、例えば徳島堰やその他町人請負新田の場合、一般的に作業者は丁事請負人(徳島兵左衛門など)に雇われた人々であるが、村請新田の性格の強い浅尾堰は「自力をもって掘渡し」しているのである。そのため工事経費の比較検討を行う前に、浅尾堰の開削方法、特に労働力の調達について先に確認しておかなければならない。

まず次の文書を見ておこう。これは文化11年、公金で

雇われていた普請人用費を2割減額するという決定を受けて、浅尾新田村長右忠左衛門(重右衛門子孫)が、以前通りの人用金支給を願い出た嘆願書である。

(史料2)(註20)

先祖兩人之者共覆筋見立、同郡江草村之内八巻組地内より浅尾村分字掘沢まで、六千五百間之廻、岩山谷間切抜、大難場之場所自力を以御用水引取、卯より午迄四ヶ年之間二、用水路皆出来仕用水引取、近村其外遠方之村方迄相尋、御百姓相絶致兼使者共五拾人余集メ、諸色入用相渡芝間開発ニ為取掛同年より申年まで三ヶ年之内田畑開発仕

これによると、堰の掘削は忠左衛門の先祖重右衛門と清右衛門の2名を中心として村人自らが人足を出して作業を行ったと解釈され、さらに次の文書からそれを証示することができる。

(史料3)享保9年・浅尾村諸色明細帳より抜粋(註21)

一、御理之儀者八拾年以前、新田村清右衛門重右衛門ト申もの見立、大口より掘沢迄長六千五百間余御座候所を自■(力カ)二廻渡シニ付、浅尾村之儀も一同二而、惣百姓随分情(精)出シ水門届ケ

つまり、「浅尾村も同じく木口姓たちがたいそう精を出して水を引いた」というのであり、浅尾堰開削に際して、浅尾村からも人足を出して二事に協力したのである。浅尾村(現野野村浅尾地区)は、浅尾新田村から見て堰の上流に当たり、環造も村の中心部を通過する。そのため通水による悪害は大きく、浅尾村の水田は慶長検地(註22)では反別にして6反3畝21歩であったが、貞享検地(註23)では19町4反4畝11歩と飛躍的に増加している。堰開削により、以前には水の乏しかった地域にも水田を作ることが可能となるが、無許可での開墾はできず、代官平岡三郎の指示のもとで開墾範囲やその制約が決定された。浅尾村における水田面積の増加は公式に許可された数字であり、堰開削工事への労働力提供との間に契約があったとみるべきである。

さらに浅尾村の貞享2年検地帳を見ると、他村からの入作があることがわかる。主に上手村小袖組、藤三村、下禰取村からの入作が多い。浅尾新田開拓予定地である浅尾の原野は上手村、藤田村、大豆山田村、神取村などの人會地であり、新田村成立により芝刈の部は三畑へと変わるため、人自権利が縮小してしまうことになる。実際に上手、藤田、大豆山田の3ヶ村は、開発は迷惑と訴えを起こしているが、その代償として浅尾村内に他村からの入作を許可したというのが先行研究の成果(註24)である。これは納得のいく説明ではあるが、少し不自然な印象も残る。今、表1に浅尾村および浅尾新

	浅尾村入作 (入作者数)	浅尾新田村入作 (入作者数)
上神取村	7反7畝16歩 (4)	10町9反2畝14歩 (41)
下神取村	1町8反3畝14歩 (29)	7町7反 1歩 (37)
上千村小抽組	2町9反8畝17歩 (16)	8反6畝1歩 (6)
藤田村	1町7反5畝16歩 (27)	(0)
大豆生田村	5反7畝13歩 (11)	(0)
その他	3町3反 28歩 (32・7ヶ村)	3町1反5畝12歩 (25・8ヶ村)

表1 浅尾村および浅尾新田村への入作反別と入作者数 (貞享2年検地帳より)

山村の入作について、主な村の反別を示す。浅尾村についてはあまり人差はないが、浅尾新田村の場合、上神取村と下神取村が突出して多い。浅尾の原野への入会権があるにもかかわらず前記の訴訟に名を連ねていない上、下神取村が多く所有している。浅尾分、浅尾新田分の田畑を合計すると、上神取村は11町7反歩、下神取村は9町5反3畝15歩となる。これをほか3村と比べれば入会権放棄の代償として獲得したものでないことが推測され、浅尾村の事例のように労働力提供の報酬として得たものと考えの方が適切であろう。上神取村は開闢者清右衛門の出身地であり、労働力として人足を確保することは決して困難なことではなかったと思われる。また上神取村と下神取村は明暦3年(1657)に分村するまで、「神取村」という一つの村であった。つまり、寛永年間には上下の神取とともに清右衛門の出身地であり、同様に開闢へ援助を行ったと考えられる。

さて、浅尾新田への入植者は御岳付近の山間部より移住した人々が多いことはすでに述べた。そのなかで芦沢村出身の九左衛門は、屋敷地6反6畝歩を割り当てられた(図6)。この屋敷地は清右衛門、重右衛門に次ぎ第3番目に大きなものである。この事実を上記の考えに従って判断すれば、割り当て分の労働力を提供したということになるが、ほかに佐左衛門、六左衛門など芦沢出身者が上位にあることから、なにが特別な貢献をしたとも考えられる。ここで御岳の山間部である芦沢村や上福沢村、下福沢村、安寺村などは、ある共通した特徴を持っていることに気づく。それは、年貢徴収における免許の特権「抽役引」を許された抽業者が存在していることである。この地域は戦国時代の武士兼御岳衆の居住地であるが、これらの村々より戦地へ出向いたこともあり、木曾へ木挽のため出向いたこともあり、また佐渡の金山においても労働したという(註28)。そのような職人を抱える村々からの入村が多いということは、単なる農地獲得のため移住したという以外に、開闢前において製材や岩穴掘りなどの特殊作業に尽力し、そのまま浅尾新田へ入植したと考えることができるのではないかと。屋敷地を

多く与えられた九左衛門などはその親分的存在であり、多数の人足を注ぎ込んでいたと考えられるのである。

ここで再び開削費用の算出に論を戻したいが、掘削の労働力が以上のような方法で賄われたとすると、浅尾堰と徳島堰の所用経費において人件費の有無という点で大きな差が生じてしまう。そこで次に、浅尾堰掘削工事に必要とした人足の数および資金を計算しておく。

浅尾堰の流末を利用して開削された徳坂堰は、正徳年間に宮久保村、三ツ沢村、三之蔵村(いずれも弘前崎市)の三ヶ村が掘削を計画し、団子新田村六郎右衛門に工事を依頼したのち願書を提出、享保2年(1717)に着工している。徳坂堰は六郎右衛門の工事見積によると金570両を予定していたが、実際には約半両を必要としたと言われる(註29)。徳坂堰と浅尾堰との開削年代は約80年のひらきがあり、直接的には人足賃金や開削費用を比較することはできないが、開削年に当たる享保3年に人足数とその開削両数を記した文書が残されているため、ここから浅尾堰に要した人足数を割り出すことにする。

(史料4) 享保3年・徳坂堰開削人足数より抜粋(註27)

一、長式間、横式間、高七尺、穴口古壘留

此坪人足拾貳人

一、長四拾三間、横五尺、深四尺、堀方

此坪人足三拾六人

一、長三拾貳間、横式間、厚平善尺地形

此坪人足拾人

(中略)

惣合 春萬五千四十九人

金合 貳百五拾九兩四拾三匁

殘金 貳百拾壹兩貳歩、拾壹匁五歩

間敷合計 七千三百三拾七間

史料4より徳坂堰の規模は堀方について見ると、渠幅5尺(下流は3尺)、深さは4尺であり、断面積は浅尾堰と同規模であることがわかる。また間堤は地理条件においても大きな違いはない。徳坂堰が7,137間を15,049人で工事していることから、浅尾堰6,345間に要した人足数を計算すると、13,379人となる。また徳坂堰の人足賃

金は250両43匁、1両につき58人⁽²²⁸⁾の計算であることから、浅尾堰の場合は約230両となる。

先に、徳島堰費用より算出した浅尾堰開削総費用は416両であったことを示した。この金額から人足費230両を差し引くと186両である。

今、重右衛門と清右衛門が二人のみでこの費用を賄うものと仮定すると1人につき93両。重右衛門生家の石高22石7斗5升7合は、開削工事が始まった寛永16年の米相場より計算すると金約12両3分であり、仮に取糶米すべてを工事へ注ぎ込むとすれば7年分の収入に相当する。実際には石高22石余のうち4畝は年貢米として納め、そのほか生活上の消費米も当然必要である。これでは生家の収入から開発資金を出すことは極めて困難であって、開発の成功も達成不可といわざるをえない。

そこで、今度は所有田畑を買入れし借金をして資金を借るという方法に注目する。その返済は浅尾新山村入植後の利益から支払うことになり、貞享2年の浅尾新山村の検地より、重右衛門の年間収入は次の通り。

田畑石高：7石3斗1升3合

年貢米を引いた石高：4石3斗8升8合（金2両2分）

屋敷石高（年貢免除）：15石6斗7升9合（金10両3分）

収入の合計：金13両1分

このうち、自家消費米1人1日5合として1年間で：石8斗2升5合、約1両である。仮に家族が2人であれば米2石余を消費用とし、返済は屋敷石高に当たる金10両3分ずつを充て、貞享半季後8年半で終了する。大石は大宅前新庄の事例において、開発人は新田成立後10年目には開発元金の回収を終え、利潤を上げていると述べ⁽²²⁹⁾、太田は烏ヶ地前新田を取り上げ、開発後7～8年で可取できたと述べている⁽²³⁰⁾。つまり重右衛門が支払いを行うべき期間は、一般的に傾向に準じていると言える。だが、これらの事例の開発者は町人や土豪であり、既述のように財政的に優位な立場にあった人々であるため、百姓が行う資金調達のと同一の枠で考えるのは少し危険であろう。

新田開発で与えられるべき特権や成功への希望を思うと、重右衛門や清右衛門にとって、このような資金調達は決して不可能な状況でもなかったように感じられる。しかし、徳島堰を開発した兵左衛門が資金難のため志なかばで撤退していることから考えても、やはりまだ大きな賭であると思われるのである。

6. 開発を成功へ導く一要素

ところで、実際に浅尾堰は重右衛門と清右衛門によって完成されている。そして二人は浅尾新山村で村役人を

勤めるなど、江戸時代を通して成功者たるべき地位を保っていた。そこでもう少し、この成功を確実なものにした要因を掘り下げてみたい。

ここで再び、浅尾新山村への入作について注目を。人作者の反別は村ごとに分類すると上神取村と下神取村が特に多いことはすでに述べたとおりである。しかし、図7より同じ上神取村の住人であっても獲得した田畑の面積にかなりの格差があることが分かる。この格差の理由としては、堰開削への援助の割合に応じて割り当てられた結果と考えるのが適切であろう。その援助方法の一つは労働力の提供であるが、他方で資金提供もその一つに含まれていたのではないかと。

例えば上神取村伝兵衛は1町3反6畝14歩の耕地を、同村伝左衛門は1町1畝21歩を、下神取村甚兵衛は9反7畝12歩を所有している。一方、浅尾新山村の住人が所有する田畑の反別合計は4町1反3畝7歩であり、入植57戸の平均は8反2畝13歩であるから、彼ら3人は新田住人と比較しても優位に立っているとと言える。特に上神取村伝左衛門については、天和2年の宗門帳⁽²³¹⁾では4人の譜代下人と3人の年季下人を招き、貞享検地⁽²³²⁾における上神取村内の所有耕地は2町4反2畝16歩である。興味深いことに、この状況は村山寛割村と右衛門の境遇とほぼ同じである。その財力と地位のもと、開発への援助を行ったと考えることができるのではないだろうか。

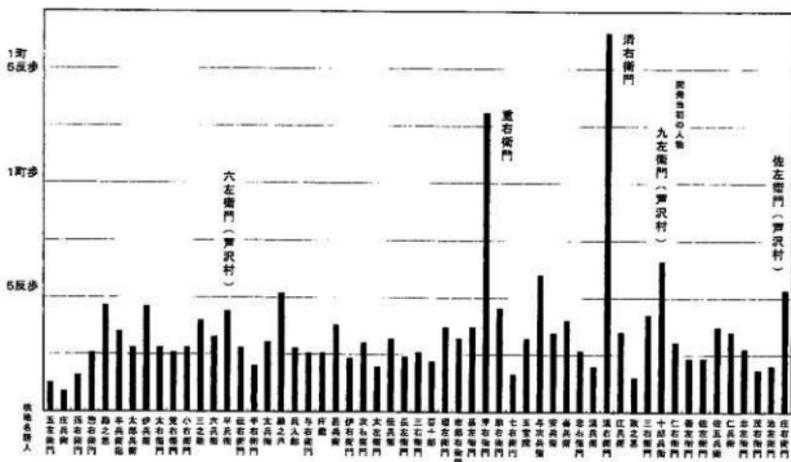
重右衛門と清右衛門の二人のみが開発費用を支出していたと推測したとき、成功の可能性はあるが、決して確実だとは言えなかった。しかし、ほかにもこれら資金援助者がいたとすれば、その負担は軽減することになるのであって、開発成功の可能性も高まるのである。

7. おわりに

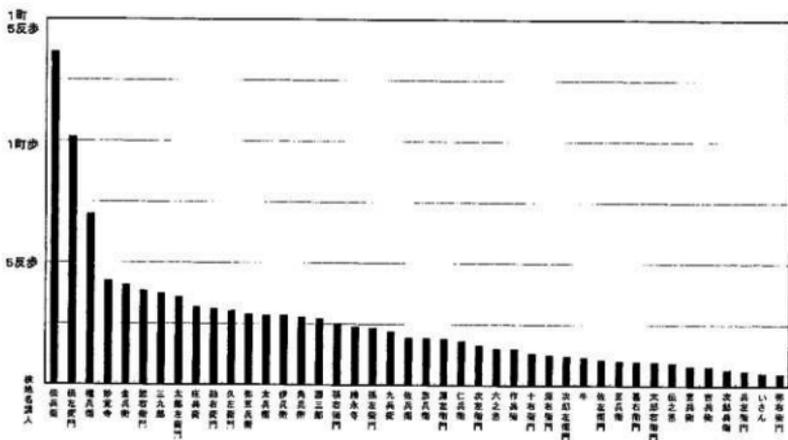
浅尾堰の場合、開発者重右衛門と清右衛門の先見性や財政力に加え、人足の自己調達、専門技術者の参加、資金援助者の存在など、さまざまな要素が作用しながら大開発事業を達成していたと考えられる。これらの重層的な利点があればこそ、二人の農民による開発も十分に成功可能であったといえよう。今後さらなる資料の発掘と情報収集・処理を行い、上記の仮説を精査し、農民による開発の成功事例として浅尾堰と浅尾新田の開発を位置づけていきたい。

註

- (1) 朝徳環土地改良区編『朝徳郷誌』、三枝久徳『朝徳環』、明野村『新装明野村誌』
- (2) 菊川利夫 1977『新田開墾改訂増補』古今書院 p.125
- (3) 林武夫 1976『甲州法制史』第2巻 中央大学出版部 p.34
- (4) 須三町 2002『須玉町史通史編1』pp.567-587
- (5) 三枝善衛 1959『龍嶋郷』地方書院 p.6
- (6) 浅尾新田区有文書「貞享二年甲州逸見筋浅尾新田村御檢地水帳」
- (7) 山梨県立図書館編 1974『甲州文庫史料』第3巻p.307
中木の場合、全1両につき1石4斗5升の相場。
- (8) 註4 同書p.671
- (9) 窪田家宅地内には五輪塔が数基あり、近隣の宅地内にも五輪塔や宗義印塔を有するものがあつた。周界に中世土製の磨盤等が存在していたと思われる。しかし窪田家の五輪塔はいずれも小規模なものであり、地籍からも中世厨師請としての確実な形跡は見つからなかった。よって現段階では武士等の有力者であったとは言にくい。
- (10) 年代不明。与右衛門に関係する部分のみ抽出して複製されたもの。窪川善胤氏所蔵。
- (11) 上村和人家文書「元禄八年初文丹摩墓宗門改帳」
門屋については、斎藤博1962「近世甲州農村の形成と農民の身分格式」『甲斐史学』第17号を参照。
- (12) 山梨県立図書館所蔵「寛文六年甲州逸見筋上村取村御檢地水帳」
- (13) 宮原清文家文書「浅尾新田世代記」の重右衛門の項に「村山東ノ畝与市右衛門牌、大八田村清光寺且那」とある。
- (14) 上村和人家文書「延宝六年逸見筋上村取村午ノ吉利文丹摩門穿鑿改帳」
- (15) 匠造者清右衛門とは旦那寺が異なる。
- (16) 事例として列挙した各塚と浅尾塚とは、規模や形跡、地質などが異なり、掘削費用も当然異なってくるため、安易に比較することは危険である。しかし、稀密な金額を割り出すための資料が不足しており、本稿ではおおよその目安として費用を算出していることを断っておく。
- (17) 兵左衛門が塚を引渡した寛文7年までに開拓された水田については、水代を徴収していた。藩主からの支払い額は、この水代分を差し引いていると考えられるため、実際の工半金額はさらに高額であっただろう。
- (18) 註5 同書p.12, p.288
- (19) 明野村 1994『新装明野村誌』資料編p.839
- (20) 山梨県『山梨県史資料叢書村明細帳巨摩郡編Ⅱ』
- (21) 山梨県立図書館所蔵「慶長六年逸見筋浅尾村御檢打水帳」
- (22) 浅尾区有文書「貞享二年甲州逸見筋浅尾村御檢地水帳」
註20同書pp.833-834
- (23) 敷島町 1966『敷島町誌』pp.891-894
- (24) 三枝久徳 1988『朝徳環』pp.69-70
- (25) 前掲書資料編pp.190-204
- (26) 馬塚の年代差から物価変動の影響は否定できないため、浅尾塚に比較的近い年代の塚を二つ取り上げ、1両につき58の人数足に関する妥当性を確認しておく。どちらも特殊技術者ではなく一般的な土掘り、土運搬の人数について書かれている。
(乃徳高塚・寛文8年、「甲州武川西部勸新田堀御普請入用御勘定帳」より抜粋(註5 同書p.288)
合ノ小判七拾八兩卷分銀十四匁五分は安子日用に渡合此人数四十四百七十四人 但志西ニ五拾七人づつ
(乃信州佐久五郎兵衛新田塚・天和2年、「新田貫入用目録」より抜粋(大石徳三郎1954「近世初頭における『土豪』開発について- 信州佐久平四新田に例をとって-」『史学雑誌』第63編第6号)
、人足九百六拾人、此小判拾八兩卷分永式百拾文 但し老弱ニ五拾式人之日凡
八拾間の掘貫土すなはこび中人足老弱ニ付拾式人宛のつもり
但し長堀貫其上掘貫之事ニ御座候故上歩かますに入せをいほこび申故如此
- (27) 大石徳三郎 1951「町人請負新田の成立事情—神戸新田(大立前新田)の場合」『史学雑誌』第60編第9号
- (28) 太田勝也 1972「近世前期における上家の新田開墾と経営」『徳川林政史研究所研究紀要』昭和47年度
- (29) 上村和人家文書「天和3年貫里支丹摩鑿宗門改帳」
- (30) 山梨県立図書館所蔵「貞享二年甲州逸見筋上村取村御檢地水帳」



区6 浅尾新田免許屋敷の区別 (貞享2年検地帳より)



区7 上神取住人の浅尾新田入作反別数 (貞享2年検地帳より)

【資料紹介】武川村真原A遺跡12号住居跡の配石遺構について

はじめに

真原A遺跡は山梨県北戸郡武川村山崎六に所在する縄文時代中期後半主体の遺跡である。本調査は平成8年度からの継続事業であり、これまでに曾利Ⅱ～Ⅲ式期の住居跡が17軒検出されている。その概要は本誌発刊調査速報をご参照いただきたい。今回紹介する資料は奥壁と炉の間に配石遺構が検出された12号住居跡である。配石に伴って釣手土器など特殊な土器も出土したが、県内でこのような事例は管見の限り認められない。拙稿は本遺構の紹介を主眼とし、その構造について若干の考察を行った。

12号住居跡の概要（第1～3図）

平成15年度調査区の北西端に位置する。平面形態は東西にやや狭い楕円形を呈し、主軸方向はほぼ北を指す。規模は長軸7.2m、短軸6.4m、壁高は最も遺存状況の良い南壁で40cmを測る。床面は平坦で堅緻であり、炉の周辺でやや高く、より堅緻になる。周溝が二重に巡ることや、ピットの配置などから一回以上の建替えがあったと思われる。旧主柱穴はピット1～4で、覆土に暗褐色土、ロームブロック、ローム粒子を凝状に含む。新主柱穴はピット5～8で柱痕状の黒褐色土層が観察された。新旧の主柱穴は同軸上に整然と並ぶことから、相似形に拡張したと考えられる。また、北壁側の周溝内と南壁側に小ピットが数基穿たれていた。炉跡は床面中央からやや北側に寄り、配石遺構はさらにその奥に位置する。炉石・配石に用いられた石材は安山岩と花崗岩である。炉跡周囲に地床炉状の焼土跡が検出された。

炉跡は東西1.2m×南北1.4mを測る大形の石囲炉である。平面形態は六角形を呈し、南側の石2片のみ平出面を上に向けて伏せられていた。火床面の焼土化が著しく、炉石内面も熱を受けて赤色化していた。

配石遺構は炉跡に接し、中央のコの字状配石とその両翼の扁平な石によってピット9を西より東に構築されていた。配石の周辺や奥間には長軸3～8cmの小石が敷き詰められていた。配石と床面の間に5～10cmの暗褐色土層が確認されたことから、土壇の上に石が並べられたとも考えられる。住居内で最も深く掘り込まれたピット9は長楕円形を呈し、角柱状の石が埋設されるなど他の柱穴と異なる要素が伺えたが、底面がよく締まること、覆土中央部に柱痕状の黒褐色土層が存在することなど類似

武川村教育委員会 坂口 広太

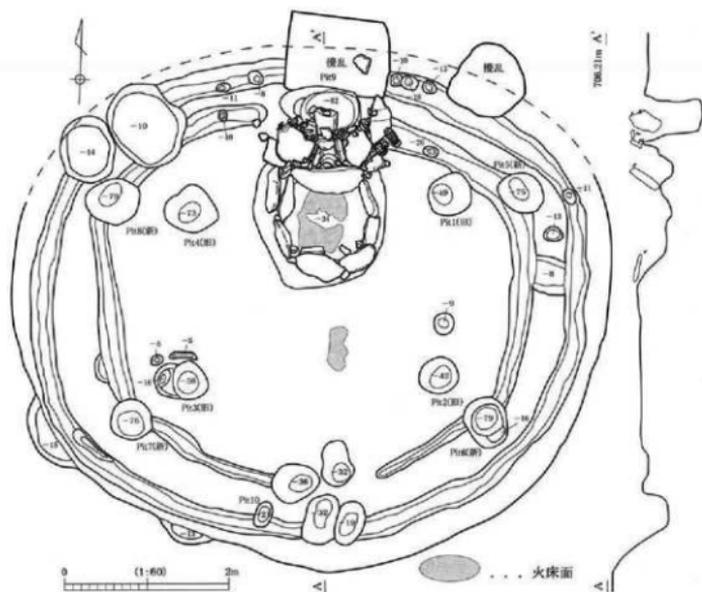
点も伺えた。炉石・配石を全て取り除くとコノ字状配石の内部に小ピットが検出された。コノ字状配石内面に被熱による赤色化が伺えたため、火の使用も想定されたが、小ピット覆土は炭化物を含む程度であり、焼土灰の混入、ピット底面や側面の焼土化は見られなかった。

本住居跡の覆土には多量の炭化物・焼土粒が混在していた。とくに下層から床面直上付近にかけて焼土が厚く堆積し、ブロック状の炭化物も検出されたが、住居建材の炭化によるものであるかは特定できない。また、床面直上の壁沿いに意図的に並べられたような石が検出された。とくに南壁に寄りかかった状態で検出された石柱は、取り上げた後近くのピット10を用いて樹立状況を復元したところピット内に終わった。遺物は住居跡中央部に集中して出土した。主体をなすのは曾利Ⅱ～Ⅲ式期でその大半が遺構確認面から覆土中層にかけての出土である。（第2図）いずれも住居跡後の窪地に遺棄されない廃棄されたと思われる。床面直上の遺物は配石遺構に伴う2点の土器だけである（第3図）。

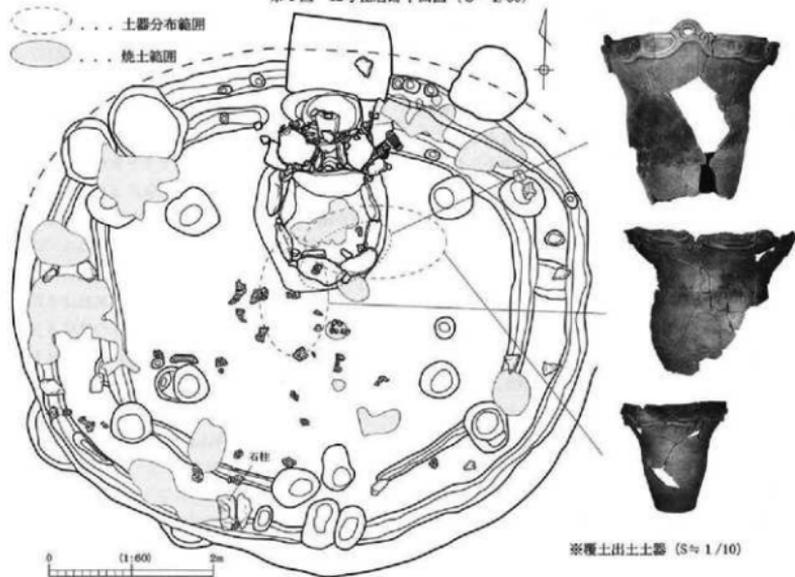
配石遺構に伴う出土遺物（第4・5図）

1は円筒状の深鉢形土器で、口径9.3cm、底径7.2cm、器高22.9cmを測る。口縁部の一部を欠損する程度で完形に近い。色調は鈍い黄褐色を基調とし、焼成時等の焼きむらによる黒色化、赤褐色化が散見される。胎土には砂粒や雲母を含む。器形は胴部下半と頸部が緩やかに膨らみ、口縁部はやや外反する。底面に2枚の木葉による木葉痕が観察された。文様帯は口縁部の無文帯と頸部、胴部の有文帯の3帯に大きく分かれる。頸部は①巻文の貼付、②半截竹管内皮による縦位沈線の充填、③横位沈線による区画という施文順序である。胴部は半節R.L縄文施文後、渦巻文直下とその間に8本の縦位カミナリ沈線が施される。概ね曾利Ⅱ式期に比定されるが、下膨れの形状や文様の付け方などいわゆる曾利Ⅰ式器とは異なる要素が多い。

2は釣手土器で、口径13.3cm、底径6.5cm、器高15.7cmを測る。鉢部の錐状に張り出した口縁がせり上がりアーチ状の釣手となる。口縁の約半分、釣手頂部及び橋状突起を欠損する。色調は黒褐色を基調とし、鉢部底面及び側面の一部は黒光りしている。釣手部分には煤が付着し、被熱による赤色化や軟弱化がうかがえる。鉢部内面は外面よりも若干明るい色調を呈し、器壁は全体的に平

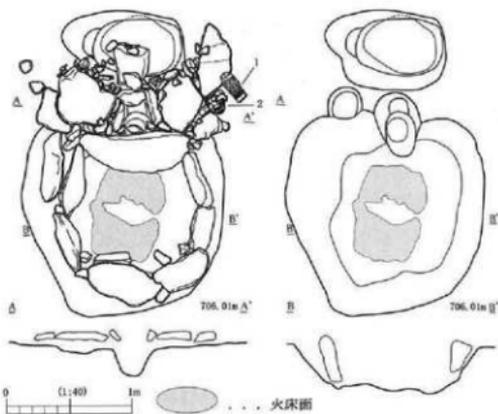


第1图 12号住居跡平面図 (S=1/60)



※ 焼土出土土器 (S=1/10)

第2图 12号住居跡遺物等検出状況 (S=1/60)



第3図 伊勢及び配石遺構平面図 (S=1/40)



第4図 配石遺構に伴う遺物1 (S=1/4)

ラついている。これらの要素から土器内部における火の使用が想起される。胎土には細やかな砂粒、雲母を含む。底面は本窯痕と磨き痕跡が観察された。文様は粘土層の貼付、半截竹管内皮による沈線によって構成される。土器側面の釣手基部に楕円形の透かし孔が開く。釣手頂部には筒状の突起が付く。突起直下の粘土貼付部には二つの孔が穿たれており、これを鼻孔と捉え、さらに直下の横位沈線を口と捉えると人(顔)面装飾と解釈できる。概ね曾利Ⅱ式期に比定される。

まとめ

本例のような屋内配石遺構は一般的に「石壇」と呼ばれる。甲信地方を中心とした分布状況やその編年学的位置付けが明示されつつあり、その地域的偏在性の意味合いや、敷石住居との系譜上の関係など様々な課題を抱えている(佐野2003)。拙稿は資料紹介に主眼を置いたためその内容には触れないが、最後に本例の石壇の構造について若干の考察を行いたい。

本例の石壇は内部のピット9を囲むように構築されている。ピットは長楕円形を呈し、その長軸は住居の出入口から奥という軸に直交していた。仮にピットの形状=埋設物自体の形状という関係が成り立つならば、本ピットには加工面をもつ柱状の構造物が、その平滑面を正面に掲げた状態で埋設されていたことになる。その材質が石質であったか、木質であったかはわからない。もし木質であれば、住居構造に関連する可能性もあるが、配

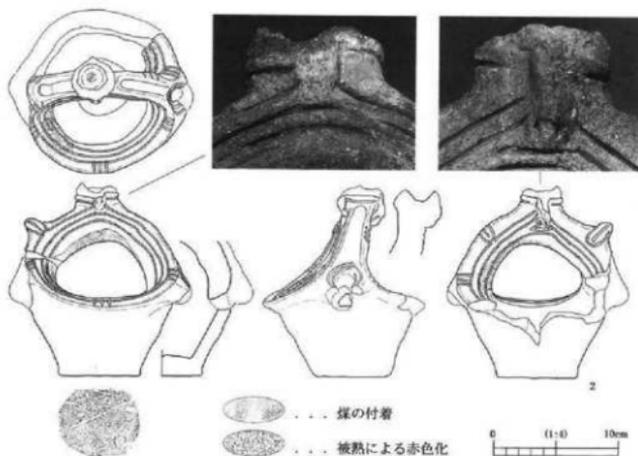
石という特別な施設を有すること、住居改築時に配置換えされなかったことから、他の柱とは同格でも同質でもないと考えられる。

しかし、ここでピット内に埋設された角柱石をどう捉えるかという問題が残る。以上の解釈はあくまで柱状物の抜き取り後、角柱石を埋めたという限定的な認識に基づくものだが、もとよりピット内に柱状物など存在せず、角柱石が樹立していたとも考えられる。いずれにせよ、本例は屋内における呪術的行為のあり方を追求するうえで極めて貴重な資料であるだけに、今後慎重な検証を期さねばならない。

末筆ながら、拙稿執筆にあたり、佐野隆氏、岡岡俊明氏をはじめ、北匡摩市町村担当者の皆様には多大なるご指導・ご助言を頂いた。また、図面作成にあたり畠山己幸さん、遠藤実千代さん、果原ますみさんの手を煩わせた。記して感謝したい。

参考文献

- (1) 今福利恵 1999 「中期後半(曾利式土器)」『山梨県史資料編原始・古代2』
- (2) 木質の柱状物が埋設された可能性は、伊藤公明氏がすでに指摘している。
大泉教育委員会1988「方城第1遺跡」
- (3) 山本研久 1994 「石柱・石壇をもつ住居址の性格」『日本考古学』第1号



第5図 配石遺構に伴う遺物2 (S=1/4)

- (4) 佐野 隆 2003 「縄文時代中期の住居内配石について
 一敷石住居発生以前の住居内祭祀施設の様相—
 『山梨県考古学協会誌』第14号
- (5) 新津 健 2002 「縄文時代中期鈚手土器考②」
 『研究紀要』18



12号住居跡完掘状況



炉跡及び配石遺構検出状況



配石遺構に伴う遺物出土状況



配石遺構内角柱状礫出土状況 (西から)

Ⅲ 発掘調査速報

かみこよう

1. 上小用遺跡 (第11次調査)

所在地 北巨摩郡白州町鳥原地内
調査原因 県営畑地帯総合整備事業
調査期間 2002年11月11日～2003年11月7日
調査面積 1,450㎡
調査主体 白州町教育委員会
担当者 杉本 充・五味孝広

明石山脈の北部、甲斐駒ヶ岳の前山群を構成する巨摩山地東麓に位置し、1km程東を北西から南東に流れる釜無川が形成した河岸段丘高位面に立地している。この段丘面（以下鳥原平）の北側は流川に、南東側は松山沢川に削られ、急な段丘崖となっている。現況は、畑及び遊休農地である。

鳥原平では一面に中世の遺物が散布しているが、段丘の南側には縄文時代中期の遺物が濃密に分布しているため古くから遺跡の存在が知られている。昭和63年度・平成元年度と平成9年度に遺跡範囲と遺構確認のため試掘調査が行われ、平成10年度から開発に伴う本調査が行われている。



本調査区は遺跡の中央西側にあたる。縄文時代中期の竪穴住居址6軒、掘立柱建物址2軒、地下式坑4基、土坑群、溝状遺構等が検出された。

参考文献

- 白州町教育委員会 1989『教皇石民部館跡』
- 白州町教育委員会 1990『教皇石民部館跡』（第2次）
- 白州町教育委員会 2000『鳥原平遺跡群1』
(<http://www.asahi-net.or.jp/~rj5-m-sgmt/>)



調査区全景

2. 斜遺跡

所在地 高根町下黒澤字斜378番地1
調査原因 北州市火葬場用地
調査期間 平成15年12月10日～12月26日
調査面積 約300㎡
調査主体 高根町教育委員会
担当者 兩宮正樹

立地と経過

現地は標高約613mで、南に緩やかに傾斜する尾根上の台地で、七里ヶ岩台地上に取り残された流れ山の形態で、尾根幅は最大で約350mあり、東側は西川により激しく侵食され、河川との比高差は約60mを測る。本遺跡周辺は松林等の山林を縫うように河川が侵食しながら南流し、河川と山林内の平坦部分との比高差は60m以上を測り、平坦部分も狭小な尾根が多く、遺跡分布調査においても不明確の部分が多い地帯でもあった。

このような状況で、隣接地に平成14年度末民間企業による現状変更(木の伐採と抜根)が行なわれ、現地踏査を行なったところ縄文式土器等の遺物が数点確認されている。

現地は下黒澤の原山神社の所有となっており、用地内に建てられた碑文によれば明治天皇生誕百周年の記念事業として甲村の共有財産を神社地として奉納されたもので、面積は2町2反16歩(約2.3ha)である。

歴史的環境では、県道の南側は須王町分となり若神子城(古城)が昭和56年に農村公園整備事業に伴ない調査され、堀跡や掘立柱建物跡等が確認されている。ここより直線距離で600m北側に鑑堂観世音がある。この鑑堂は、社伝によれば新羅三郎義光の念持仏と着用の鎧を納めた堂宇として建立されたとされ、現在は淨光寺により管轄されている。

武田時代の遺構として確証は無いものの「樺道」がある。これは信州攻略の軍用道路として整備されたといわれ、各軍事拠点を結ぶうちの最短距離を示すものとされ、時代考証をしなければいけないが、若神子城から鑑堂観世音を通り谷戸城までの道程を考慮すると今回試掘調査を行なった地点が一番近い道路として利用されたと思われる。

試掘調査の結果

火葬場建設を予定している神社地の総面積は16,814㎡あり、そのうち用地として約8,000㎡の予定であり、予定



地域全域を対象として試掘調査を行った。

試掘坑は132箇所を等間隔に割り振り、深さは関東ローム層まで掘り下げ遺構及び遺物の確認を行なった。

全体的に見た様相では遺物については、半分から南側に集中し、北側半分については極一部分から確認されているのみであった。遺構についても土坑1基、溝状遺構1条が確認されたのみである。

出土している遺物は、縄文時代中期・土師器・カワラケ等であり、具体的な遺物ではないが、手のひら大の礫もみられることから、生活に伴ない搬入されたものと思われる。

3. 史跡新府城跡

所在地 荊崎市中田町中条
調査原因 環境整備にともなう発掘調査
調査期間 2003年7月15日～2004年3月31日
調査面積 約2,000㎡
調査主体 荊崎市教育委員会
調査担当 山下孝司・関俊明

発掘調査の概要

昨年に引き続き、搦手から城内に入った郭において実施し、昨年の調査区域の東側地続き部分で発掘を行った。郭は東西方向に細長く、東西100m、南北25mほどの広さがある。西側は七里岩の断崖であり、北側は土塁と水堀、東側から南側は鉤の手状に屈曲した空堀によって画されている。この郭から城内への導入路線は、南側に設けられた土橋のほか、東側部分において堀を越えて架けられた橋が想定される。

郭は北側から東側にかけて一段低い通路状の部分があり、そこから南側空堀の隅が一段高い構造となっている。調査はこの二段構造の地形を考慮して碁盤目状に小グリッドをつくり、そのグリッドを掘り下げていった。調査の結果、建物跡は検出されなかったが、一部で小ピットが検出された。一段高い平坦面は、盛り土をしてつくられていた。北側の土塁は傾斜面への盛り土でつくられ、一段高



い部分と土塁の間の平坦面が通路部分と思われたが、昨年のような土の硬化面は検出されなかった。

東側の橋が架けられていたと想定される、空堀に向かって張り出した部分の内側の調査では、深掘りによって重要な発見があった。それは、造成の方法で、黒褐色と黄褐色の土を交互に盛ったもので、粘土質の土によって非常に堅くしまった土層構造となっていた。これは版築と呼ばれる土を何回も叩きしめ層状に盛り上げる土木工法に似ており、橋を受ける土台を頑丈にするために行われた造成方法とみられる。地表面観察からだけでは解からない、武田氏の築城技術を示すもので貴重な調査成果であった。

出土遺物は少なく、土器片・青磁破片・縄輪壺片などであった。



搦手 通路部分



木橋想定部分



発掘調査風景



木橋土台部分 版築状の土層

4. 梅之木遺跡

所在地 明野村浅尾字梅之木
調査原因 県営畑地帯総合整備事業
調査期間 平成15年4月9日～平成15年11月30日
調査面積 18,500㎡
調査主体 明野村埋蔵文化財センター
担当者 佐野 隆・大山祐喜

茅ヶ岳の西麓斜面、湯沢川南の尾根筋、標高760mから790m付近に位置する。2000年及び2002年に調査を実施した平安時代後半の集落跡と一連の遺跡であり、平安時代後半、9世紀後半から10世紀後半頃の竪穴住居13軒、掘立柱建物4棟が検出されている。また今年度の調査では縄文時代中期、井戸尻Ⅲ式期から曾利Ⅴ式期を主体とする竪穴住居150軒以上、土坑約400基からなる環状集落が検出され、現状保存にむけて協議中である。

125号住居

125号住居は一边約5m、竪穴の深さは約60cmを測る平安時代の竪穴住居で、住居の拡張がなされており、一边約4mの竪穴が深さ約10cmほど埋め戻されている。住居の時期は出土遺物から10世紀第3四半期から第4四半期頃と思われる。住居の床面近くから多くの炭化材と焼土が出土した。部材の残りは比較的良好で炭化材が放射状に検出され、炭化材の周りでは部分的に焼土が見つかっている。炭化材の分布状態は住居北側でより多く出土している。住居から構築材の礫が出土していないことからカマドは意図的に破壊されたと思われる。このことから本住居は廃絶後のいずれかの時期に放火されたと考えられる。



調査区全景



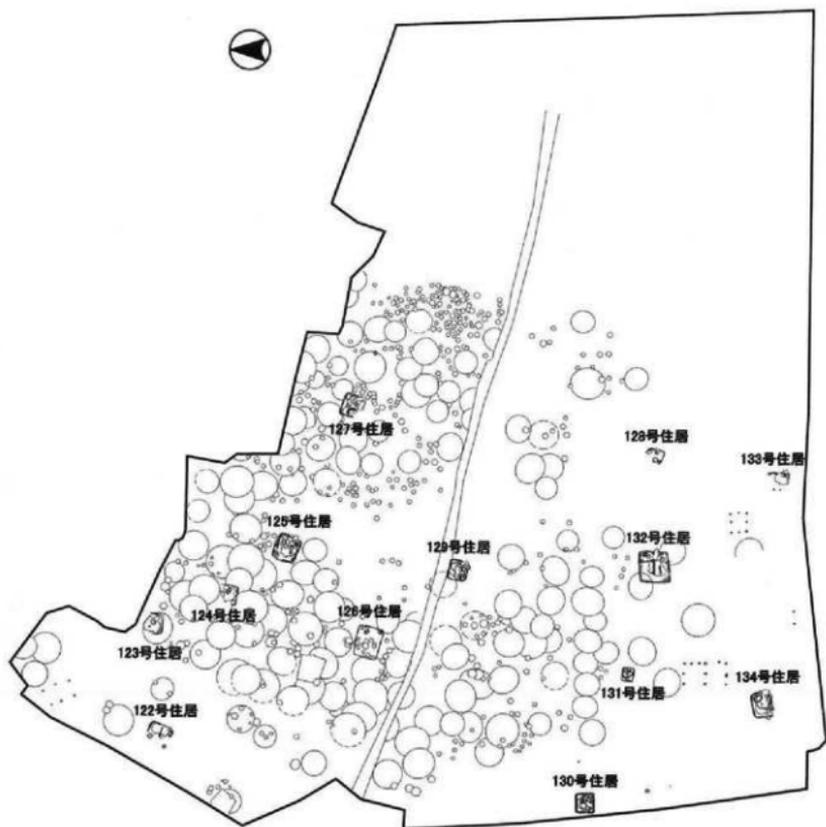
132号住居

一边約6m、竪穴の深さは約60cmを測る竪穴住居である。住居の時期は出土遺物から9世紀第3四半期から第4四半期頃と思われる。本住居は床面に円形の硬化面を持ち、しまりの無い中央部には深さ約10cmの溝が2条設けられている。カマドは破壊された後に構築材の礫が置きなおされたと思われる、火床面直上からはほぼ完形の甲斐型坏と蓋が出土している。カマド脇の土坑は細い溝でカマドとつながっているがその意味は不明である。本住居は特異な形状の硬化面をもつことから住居中央部には構築物があり周りで何らかの作業が行われていた工房であったと思われるが、その内容を示す遺物は確認されなかった。

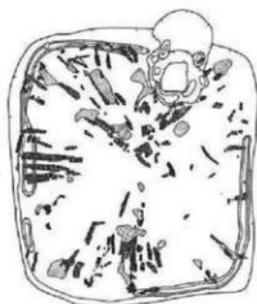
本遺跡の南3kmにある永井原V遺跡では後院領「小笠原牧」の施設と考えられる溝が見つかっている。本遺跡の2000年度の調査では焼きごてや馬歯骨が出土し、2002年度の調査では国司の四等官を想起させる「目」墨書土器が出土していることなどから梅之木遺跡の平安時代集落は小笠原牧と密接な関係があったことが窺える。



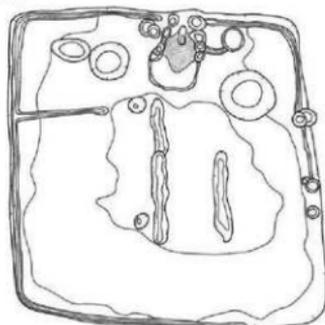
125号住居



梅之木遺跡全体図



125号住居



132号住居

5. 諏訪原遺跡

所在地 北巨摩郡明野村上神取1590番地
調査原因 農地転作
調査期間 平成15年4月1日～平成15年6月24日
調査面積 720㎡
調査主体 明野村埋蔵文化財センター
担当者 佐野 隆

縄文時代中期後半、曾利式期を主体とする集落遺跡で、平成4年の第1次調査から個人住宅建設、桑抜根にともない継続的に第8次調査まで実施している(1)。遺跡は、茅ヶ岳山麓の西端、標高550m前後の塩川河岸段丘上に立地する。

平成15年度は、平成14年度の第8次調査を継続し、環状にめぐると思われる住居群の北東部において発掘調査を実施し、曾利Ⅲ式期からV式期の住居5軒と土坑・ピットが検出されている。

12号住居

12号住居は長軸5.3m、短軸5.0mの楕円形に堅穴を掘り込んだ住居で、5本の柱穴と周溝が検出され、南端に埋壘1基を備える。南西部で曾利V式期の11号住居と重複する。埋壘と床面出土土器から曾利Ⅲ式期の住居と確認される。ほかに古い柱穴が発見され、建替えを経ていることがわかる。一辺1mの比較的大きな石囲炉の隅角部には、副炉と、有頭石棒破片と棒状の円礫を用いた立石が設けられている。副炉内に焼土や炭化物は認められず、副炉を構成する小礫に被熱の痕跡は観察されない。

5号住居

長軸4.8m、短軸4.2mの住居で、埋壘から曾利V式期の遺構と判断される。3本の柱穴と周溝2本が検出された。南端部で曾利Ⅲ式期の4号住居と重複する。住居出入口部に設けられた埋壘の左右に棒状の円礫を用いた立石と平石が設置されている。東壁近くにも大きな礫数個が出土したが、これらは床面から20cm以上、浮いている。出入口部の立石は長さ50cmで、20cmが床面に埋められている。検出時には斜めに倒れかけていたが、本来は直立していたものと推測される。

166号ピットと土偶裝飾付土器

11号住居床下で検出された166号ピットは、直径55cm、深さ75cm。埋土は地山起源の黄褐色土粒子と小ブロックが混じる暗褐色土で、人為的に埋め戻されたと推測され、底部から土偶裝飾のついた有孔鈎付土器破片がまとめて出土した。文様の特徴から縄文時代中期中葉の井戸尻



式と考えられる。

土器はピット底部に密着し、土偶裝飾を上にして出土した。埋められた時点で既に割られ、土偶裝飾の上半分のみになっていたようで、ピットを埋め戻した後、曾利式期の11号住居柱穴を掘削した際に、さらに右腕部が壊され失われている。推定される土器の大きさは、直径30cm、高さ50cm程度で、現存する土偶裝飾部は縦12cm、横14cmである。土器内面は若干風化し、外面には黒色の付着物が認められる。彩色はみられない。また、胴上部に開けられた孔は摩滅していない。

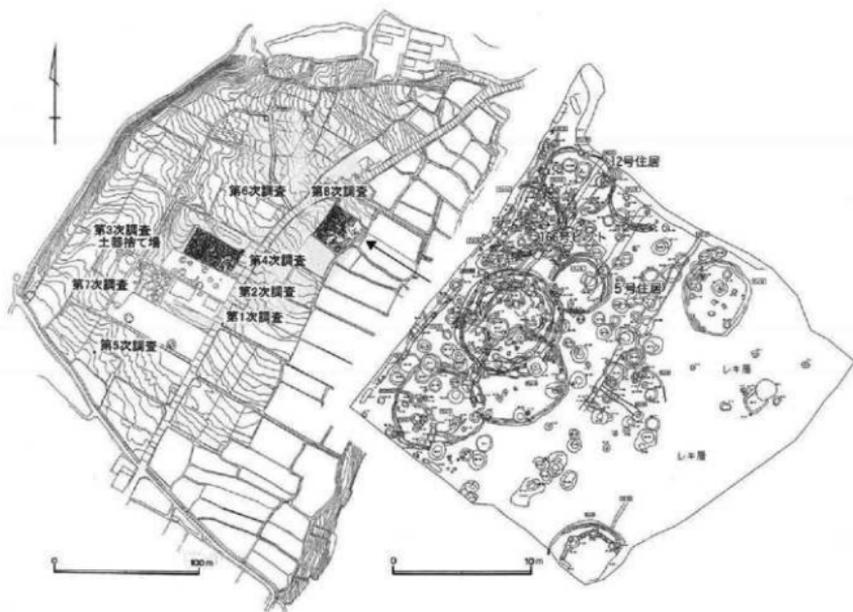
土偶裝飾は、頭髮表現を兼ねるような把手、中空の顔面部、厚さ5mm程度の粘土板を貼り付けた胴部、太い粘土紐の貼り付けで表現された両腕と胸部から腹部にかけての隆帯、3本指の両手から構成される。顔面と胴部の端には、ヘラ状工具と竹管による刻みが施され、手首部には腕輪のような表現もみられる。胴部には乳房を表現したと思われる突起が2ヶ所にある。同様の突起は土器胴部にもみられる。

註1 佐野隆 1996「諏訪原遺跡」[平成7年度年報] 北巨摩市町村文化財担当者会

佐野隆 2003「諏訪原遺跡」[「茅ヶ岳考古平成14年度年報」北巨摩市町村文化財担当者会



写真1 調査区全景



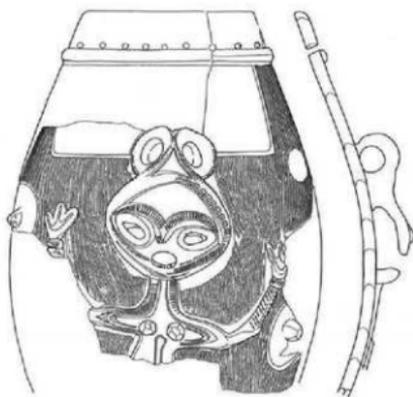
深訪原遺跡概要図



写真2 12号住居炉



写真3 166号ピット



166号ピット土器実測図

6. 平林遺跡

所在地 北巨摩郡明野村上手8431番地
調査原因 公営住宅建替工事・村道162号線改良工事
調査期間 平成15年7月7日～平成16年2月20日
調査面積 5,812㎡
調査主体 明野村埋蔵文化財センター
担当者 佐野 隆

明野小学校周辺に展開する縄文時代中期中葉から末葉の集落跡で、平安時代の堅穴住居も確認されている。平成8年度の発掘調査では、堅穴住居や人面把手付深鉢が検出・出土している(図1)。

明野村は、平林遺跡内に所在する村営旭ヶ丘住宅建替工事と住宅用地に面する村道162号線の改良工事を平成15年度に計画した。教育委員会では試掘調査を実施し、従前の村営住宅建設の際の造成工事にもかかわらず、遺構が随所に良好に残されていることを確認した。

役場建設課と教育委員会は埋蔵文化財の保護について協議したが、工事計画は住宅用地4641㎡の全面にわたり造成工事を実施するとしているため工事着手前に記録保存のための発掘調査を実施することとした。

調査は、従前の入居者の転出が遅れたため平成15年7月上旬に着手した。遺構精査の結果、過去の造成工事により破壊された範囲を除く住宅用地のほぼ全面に、堅穴住居跡と土坑等の遺構が分布することが明らかとなった。この時点で工事着手前の調査完了は困難な見通しとなった。そこで、建設課と教育委員会は、再度、埋蔵文化財の取り扱いについて協議し、遺跡を現状保存するために砕石と砂による厚さ50cmの保護層を敷き、防火水槽や上下水道敷設箇所についてのみ発掘調査を実施することとした。

発掘調査の結果、縄文時代中期初頭五領ヶ台式期と中期末葉曾利式期の住居跡や土坑が検出された。これらの調査記録と出土品は未整理であるため、ここでは、曾利Ⅲ式期の31号住居と58号土坑についてのみ紹介したい。

31号住居

本住居は上下水道敷設により破壊が及ぶため、発掘調査を実施した。推定直径5.5mの円形の堅穴住居で、おおむね1/4を掘削調査した。調査の結果、周溝4本と柱穴4基、炉跡2ヶ所が確認され、少なからず建替や拡張を経ていることが推測される(写真1)。炉は2ヶ所を確認されたが、炉石が抜かれ、2基の土坑が重複していた。



1基の炉の横には、平石3枚が床面上に置かれており、炉周辺への配石であるかもしれない。これらの石には被熱が認められず、抜かれた炉石ではない。

炉石が抜かれた31号住居の炉を破壊して掘り込まれている第58号土坑の上面には曾利Ⅲ式期の深鉢が横たわっていた(写真2)。住居埋土中でこの土坑は確認できず、深鉢の出土状況と併せると、この土坑は住居が埋没する以前に、住居床面から掘り込まれているものと推測される。土坑内部から出土した遺物はなかった。

註1 佐野隆 1997「平林遺跡」『八ヶ岳考古平成8年度年報』北巨摩市町村文化財担当者会



写真1 31号住居

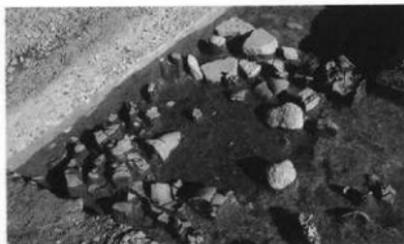
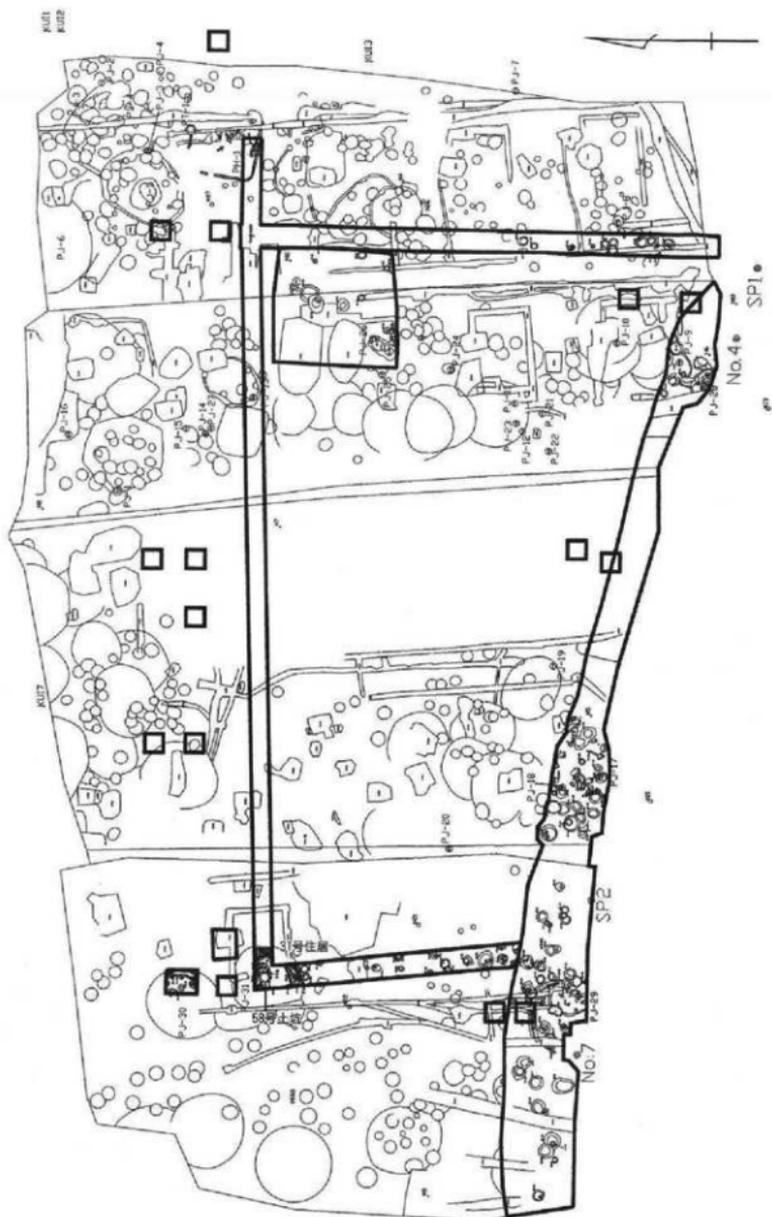


写真2 58号土坑



平林遺跡調査概要図（太線は発掘調査を実施した範囲）

7. 永井原V遺跡

所在地 明野村上手字永井原
調査原因 県営畑地帯総合整備事業
調査期間 平成15年7月10日～継続中
調査面積 4,580㎡
調査主体 明野村埋蔵文化財センター
担当者 大山祐喜

本遺跡は茅ヶ岳西麓、標高710mから780m付近に位置する。検出遺構は溝1条であり、全長は現時点で約700mを測る。溝の幅は最大値で幅約90cm、深さ約70cmを測る。平坦な底面から垂直に立ち上がり、途中から開く断面形をもつ。遺構の覆土は安定した自然堆積と考えられ、壁面際に地山起源の黄褐色土がブロック状で混入しており、溝の脇に土塁状の施設が存在していたと考えられる。枕列などは検出されなかった。

遺構東端部で約90度の屈折部があり、溝は北東へ向かう。角を2箇所持ち、多角形状に屈折している。調査区のはば中央、屈折部から約380mの地点に土橋状の施設をもつが門などの付属構造物は確認されなかった。

明野村小笠原周辺には有職書『北山抄』や源高明の日記『西宮記』による応和元年(961)の買馬の記事や紀貫之の歌に見られる後院領(冷泉院領)「小笠原牧」の比定地とされている。文化11年(1814)に編纂された地誌「甲斐国志」には「茅ヶ岳ノ入会場二馬城(トリコメバ)の墨形存シタリ」との記述がある。また土橋状の施設から流水施設とは考えられないこと、多角形状の屈折部は群れで行動する馬をスムーズに移動させるための工夫と考えられること、本遺跡の周辺だけが集落遺跡の存在しない空白地であり、起伏の少ない緩やかな傾斜地であることなどから、検出された溝は「小笠原牧」の放牧地を囲む「牧柵」ではないかと考えられる。

本遺跡から北に3kmには9世紀半ばから10世紀初頭にかけての堅穴住居134軒が検出された梅之木遺跡がある。この遺跡からは馬に焼印を押すために用いられたと思われる焼きゴテや、買馬・出荷前の年齢であり一般集落からの出土は考えにくい3歳以下の若齢個体の馬の頭骨、国司の四等官「守・介・掾・目」を想起させる「目」墨書をはじめとする多数の墨書土器が出土しており、牧との関わりが窺える。本遺跡から北西3.5kmには寺前遺跡があり、梅之木遺跡と同時期の堅穴住居100軒以上が検出されている。鉄製の鈴が出土しており、やはり牧との関連が窺える。一辺8m以上という規模の大きな堅

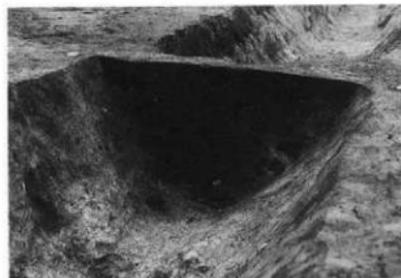


穴住居の周辺に掘立柱遺物が集中している点や梅之木遺跡ではほとんど出土していない灰陶器や緑釉陶器が多数出土している一方で墨書土器がほとんどみられない。このような両遺跡の遺構配置や出土物の差異からは牧の運営における集落の役割の違いが推測される。

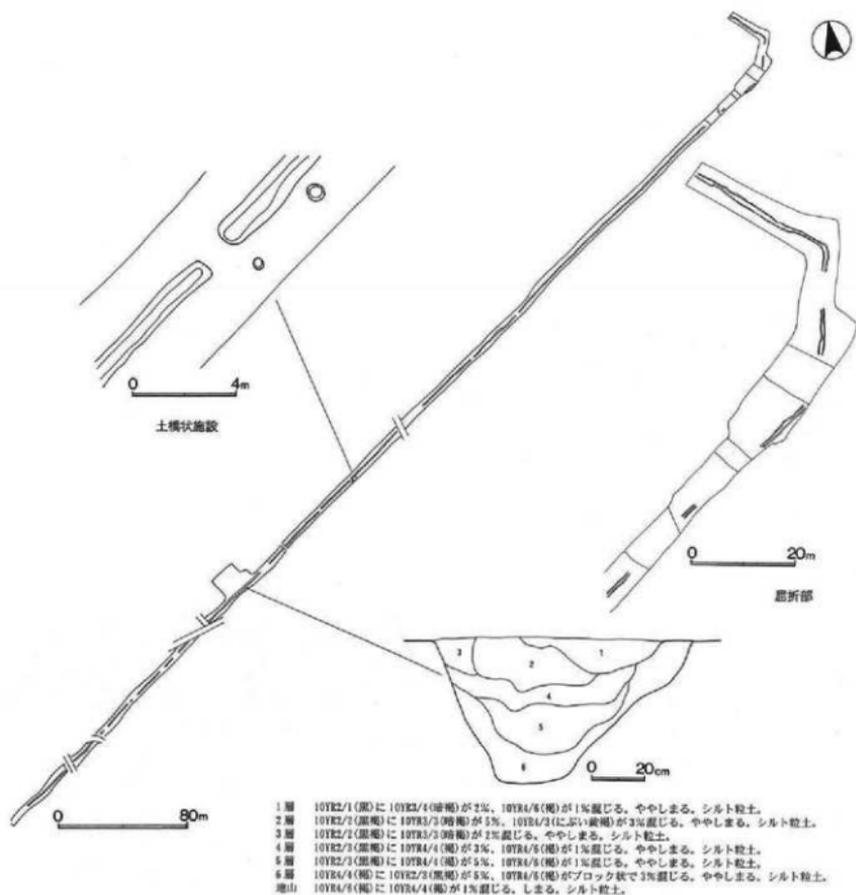
上記の二遺跡以外にも明野村内や周辺地域には平安時代の集落遺跡が存在している。これらを再検討することにより文献資料では知ることのできない牧及び後院領全体の様相を窺える可能性を持っていることから重要な遺跡といえる。



調査区全景



溝セクション(東から)



水井原V遺跡全体図



土橋状施設



屈折部

8. 池之平北遺跡

所在地 長坂町日野地区
調査原因 基盤整備促進事業（日野地区）
調査期間 15年5月20日～15年11月7日
調査面積 6,970㎡
調査主体 長坂町教育委員会
担当者 長谷川誠

本遺跡は、釜無川の支流である大深沢川によって開削された台地上の緩斜面に位置している。縄文時代前期前葉の住居跡3軒、平安時代の住居跡18軒、掘立柱建物跡1棟、土坑群、中世の竪穴状遺構2軒、地下式坑3基などが確認されている。

縄文時代

本遺跡からは縄文時代前期前葉の住居跡が3軒検出された。掘り込みは深いところで40cm以上あり、周溝をめぐらせるなど丁寧に作られていた。中心部には5cmほど掘りくぼめた部分が確認された。8号住居跡からは中越式の破片が出土している。中越式は白州町上北田遺跡で比較的多く出土しているものの北巨摩では出土例が少ない。該期における信州との関係を考えていく上で注目しておきたい。とくに南側の調査区については縄文時代の遺物については前期前葉に比定されるものがほぼすべてであることから、出土している石器も該期の様相を示している可能性が高い。今後しっかりとした分析を行ってまいりたい。

平安時代

本遺跡からは平安時代の住居跡が18軒検出された。9世紀の後半～11世紀の前半にかけて集落が営まれた遺跡である。八ヶ岳南麓地域は11世紀になると遺跡が減少する傾向があり、長坂でもこれまで11世紀の集落はそれほど確認されていないため、11世紀まで存続する本遺跡の資料は八ヶ岳南麓地域の平安時代を考えると貴重な資料になると考えられる。

南側の調査区においては、北側に11世紀代、中央部に10世紀代、南側に9世紀後半の住居跡が占地しており、時期による土地の選地があった可能性がある。

6号住居跡からは東壁と南東のコーナーから2つのカマドが検出された。この2つのカマドは同時に存在していたものではないことが調査から明らかになった。もともとは東壁にあったカマドを壊し、同じプランのまま土



を張り新しい床として南東のコーナーの高い位置に新しいカマドをつくることで住居の建て替えが行われていた。

15号住居跡からは鉄製の鎌が検出された。小穴からは多くの鉄甲が検出されている。またカマドなどの住居構造もはっきりとしていないことから小鍛冶遺構と考えられる。

掘立柱建物跡は1軒検出されている。2間×2間で柱穴は3×2本で構成されている。南側の調査区の中央部にはピット群が検出されており、これらの中に掘立柱建物跡になるものもあるかもしれない。

中世

本遺跡からは中世の遺構も発見されている。

地下式坑は3基検出された。垂直ないしは斜めに入り口を掘り下げその後横に穴を広げて作られている。底部の形状は長方形、円形、楕円形とそれぞれであるが、遺物が出していないため、年代的な比較をするのが困難である。

竪穴状遺構は2基検出されている。1号竪穴状遺構は床面に周溝をめぐらし、四隅に柱穴を配している。床面には一部火を受けた跡が残されていた。2号竪穴状遺構には周溝や柱穴は見受けられなかったが、壁面に対してほぼ垂直に掘り込まれた小さなピットが発見された。この穴については類別などを探しながら、何を意図するものなのかは今後の検討課題としておきたいが、1号竪穴状遺構のように周りに溝や柱穴を持たないことと関わりがあるのかもしれない。竪穴状遺構についてはその用途は住居、工房、倉庫など様々な想定がされている。本遺跡については、床面が焼けているものの遺物が極端に少ないことや規模が小さいことから住居とは考えにくいであろう。

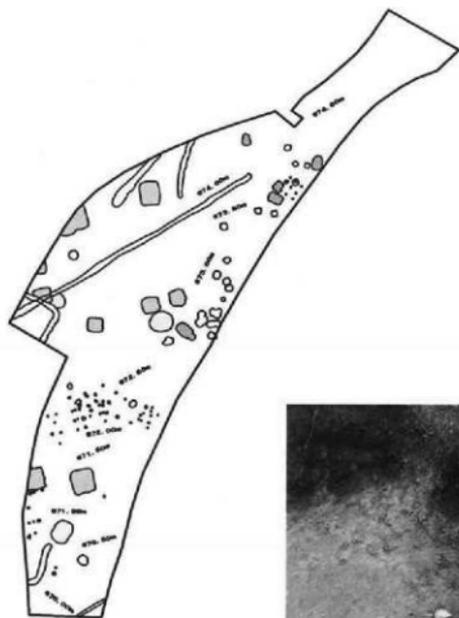
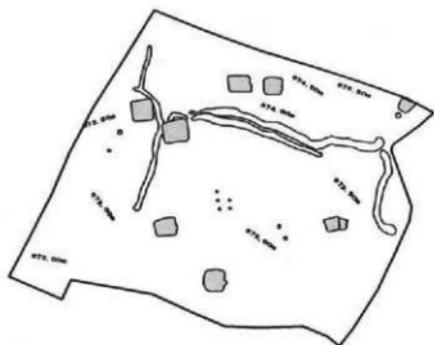


写真1 6号住居跡 1号カマド(新)



写真2 6号住居跡 2号カマド(古) 遺物出土状況

1 : 1000
0 10 50m

池之平北遺跡 全体図



写真3 8号住居跡



写真4 12号住居跡



写真5 10号住居跡



写真6 15号住居跡 カマド



写真7 20号住居跡 炭化物出土状況



写真8 20号住居跡 カマド遺物出土状況



写真9 20号住居跡 カマド



写真10 ビット群

9. 上条宮久保遺跡

所在地 長坂町長坂上条宮久保
調査原因 ふれあい支援農道整備事業
調査期間 15年11月19日～16年2月12日
調査面積 約1,190㎡
調査主体 長坂町教育委員会
担当者 長谷川誠

舌状台地の縁辺部に当たる標高720m付近の緩斜面地に立地している。本遺跡の立地する台地に隣接する東の谷部には、縄塚遺跡が存在し、昨年度の調査で古墳時代前期と平安時代の集落が検出された。またこの谷を挟んでさらに東の台地上には段遺跡が立地し、縄文時代中期後半曾利式期の住居跡などが検出されている。

今回の調査では、縄文時代中期中葉～後半の住居跡6軒、土坑10基、集石土坑1基、屋外埋壘1基、などが発見された。遺物については、土器や石器の他にもミニチュア土器、土偶なども検出されている。

3号住居跡

長径は約8m、深さは北側の深いところで約70cmを測る。時期は曾利Ⅱ式期に比定される。床面には深さ15cmほどの周溝がめぐる。床面付近やいくつかのピットの中からは炭化物が多く検出された。住居中心部よりやや北側に炉が検出されている。火焼面の外側には四角く石を抜き取った跡があったことからもともと石囲炉であったと考えられる。床面付近からの遺物の出土は少なく、覆土の中層より遺物がまとも出土している。土偶の胴部も出土している。



写真1 3号住居跡



4号土坑

4号土坑は、縄文時代中期中葉井戸式期の土坑である。長径40cm、短径35cm、深さ66cmを測る。径20cmほどの礫を土坑の周囲にめぐらせ、さらにその上には土坑を被いかぶせるように土器1個体が置かれていた。遺物は掘り込み面よりも高い位置から検出されており、土坑をマウンド状に埋めた上に置かれた土器であったのであろう。

まとめ

本遺跡は地形が斜面地であり、集落自体は調査区のさらに北側の台地の平坦部に広がっていることが想定されたが、意外にも6軒の住居跡が確認された。しかも傾斜の緩い調査区北側ではなく、やや傾斜のきつい調査区南側にまとも検出された。縄文時代においては中期までは台地上に集落を形成していたのに対し後期以降になると谷部などの低地に集落の立地を変えていく傾向にある。本遺跡のように台地の縁辺から斜面地に立地する例については中期の後半の段階で低地へ立地を移行していく萌芽と考えることが出来るかもしれない。



写真2 4号土坑

10. 柳坪北遺跡

やなぎつばきた

所在地 長坂町大八田柳坪地内
 調査原因 個人住宅建築
 調査期間 2003年8月21日～9月19日
 調査面積 95㎡
 調査主体 長坂町教育委員会
 担当者 村松佳幸

長坂インターチェンジから西へ約200mの所、東に甲川・西に泉川とに挟まれた緩傾斜地上の微高地に立地する。今回の調査区は、泉川と西衣川とが合流する地点の南東へ約100mのところであり、標高は718mである。

調査区の北側には中央自動車道が走り、1973(昭和48)年に本線部分(本遺跡に近い調査区はA地区)が、1984(昭和59)年に長坂インターチェンジ部分(本遺跡に近い調査区は2・4区)が発掘調査され、縄文時代から平安時代にかけての集落跡が発見された。また、2001(平成13)年に本遺跡は、中央道の側道で天然ガスパイプライン埋設工事に先立ち発掘調査が実施されている。

今回の調査区は、個人住宅建築に伴う発掘調査のため調査面積が95㎡と狭いが、竪穴住居跡9軒、土坑7基、屋外埋壘2基が発見され、縄文時代中期の土器・石器・



土偶等が整理箱40箱分出土した。住居跡は、五領ヶ台式期2軒、猪沢式期1軒、新道式期1軒、井戸尻式期3軒、曾利I式期2軒と中期前半を中心として展開していた。住居跡の重複関係も多く、本県を代表する縄文中期集落であることを再認識させられた。住居跡の他に土坑や埋壘が作られ、埋壘は曾利IV～V式のものであり、中期前半の住居跡の上に埋設されていた。また、土偶も数点発見された。

今までの調査で、本遺跡周辺の縄文時代集落は中央自動車道の南側に展開していることが指摘されており、今回の調査でそのことが確認できた。調査部分は狭いが、本遺跡は酒呑場遺跡や甲ヶ原遺跡などと並ぶ拠点集落であったことは間違いないであろう。



調査区略図(グリッドは5mメッシュ)



調査区全景



2住 遺物出土状況



4住 石囲炉罫遺物出土状況



5住 遺物出土状況



6住 土偶出土状況

11. 実原A遺跡

所在地 武川村黒沢字実原1385
調査原因 貯水槽設置工事に伴う発掘調査
調査期間 2003年8月19日～9月19日
調査面積 80㎡
調査主体 武川村教育委員会
担当者 平山恵一 坂口広太

北を大武川、南を黒沢川に挟まれた東傾斜をなす舌状台地上に立地し、標高は560mを測る。周辺には黒沢遺跡・東原B遺跡・山高遺跡など縄文時代中期を主体とする遺跡が密集している。平成2年・11年に調査が行われており、縄文時代中期初頭から前葉までの住居跡が11軒検出されている。今年度の調査地は既存の舗装道路下であったが、遺構の遺存状態は比較的良好であり、縄文時代中期初頭の住居跡が1軒、同時期の土坑が40基発見された。

1号住居跡

住居の東側、約3分の1が調査区外のため正確な形態は不明であるが、長軸4.6mで楕円形を呈するものと思われる。遺存状況は良好であり、壁高は60cmを測る。周溝が北西壁直下を半周し、それに沿うように小ピットが並んでいた。主柱穴はおそらく4、5本であろう。炉は埋甕炉であり、住居のほぼ中央に位置している。住居覆土はレンズ状堆積を示しており、上層から中層にかけて土器片・石器・礫が多量に出土した。これらは住居廃絶後の窪地に廃棄もしくは遺棄されたもので、炉体土器や床直出土の土器と若干の時期差が考えられるが、概ね五領ヶ台式期に比定される。整理作業の成果を待ちたい。

今回の調査は面積こそ小規模であったが、武川村黒沢・山高地区における縄文集落の様相を解明していく上で貴重な資料となった。



調査区全景



1号住居跡



1号住居跡 炉体土器

12. 大持原B遺跡

おおもらはら いせき

所在地 武川村新興字大持原2208外
調査原因 グラウンド建設工事に伴う発掘調査
調査期間 2003年1月14日～2月13日
調査面積 300㎡
調査主体 武川村教育委員会
担当者 平山恵一 坂口広太

北を黒沢川、南を小武川に挟まれた舌状台地の東縁辺部に立地し、標高はおよそ550mを測る。周辺では、東へ500mの地点に地下式土坑群の発見された上原遺跡が、西へ700mの地点に縄文時代前期及び中期中葉の集落跡である向原遺跡が立地している。グラウンド建設工事に先立ち、2002年7月から12月にかけて試掘調査を実施したところ、竪穴状の落込みが確認されたため、本調査に至った。検出された遺構は平安時代（10世紀前半から中頃）の住居跡が2軒、時期不明の土坑が20基である。

1号住居跡

平面プランは4.1m四方で隅丸方形を呈する。遺存状況は良好であり、最も残りの良い北壁で壁高40cmを測る。周溝はカマド部分を除いて壁直下にほぼ一周し、ピットは検出されなかった。カマドは東壁の中央よりやや南東コーナーより位置している。天井部は崩落しており、礎石も完全に抜かれていた。遺物の出土量は少なく、土師器の杯・甕の細片がカマド付近及び貼床下の土坑より出土している。

2号住居跡

平面プランは長軸3.8m、短軸3.5mで隅丸方形を呈する。火災に遭っており、確認当初より覆土の暗褐色土中におびただしい量の焼土・炭化物が混在していた。炭化材は床面全体に広がっており、各壁から住居中央にむかって倒れ込むような状態で出土した。焼土はカマド付近から住居中央にかけて厚く堆積しており、一部炭化材を覆うような状態で検出された。周溝・ピットの様相は1号住居跡と同様であり、壁高は残りの良い部分で25cmを測る。カマドの位置は東壁南東コーナーよりである。礎石は動かされているもののほぼ遺存しており、煙道部の天井も崩落していなかった。このカマドは長期にわたって使われたものだろうか、燃焼部における硬化面が2枚確認された。遺物はカマド内部を中心に土師器の杯・甕の細片が、住居中央の炭化材とその上の焼土層に挟まれてモモ核が一点出土している。

武川村は平安時代甲斐国に置かれた勅旨牧の一つ、真



衣野牧の推定地とされており、本遺跡の北西3.5kmに立地する宮間田遺跡は牧の経営に深く関与した人々の集落跡であることが想定されている。両遺跡間の関連を考慮するとともに、今後の調査事例に期待したい。



1号住居跡



2号住居跡 炭化材出土状況

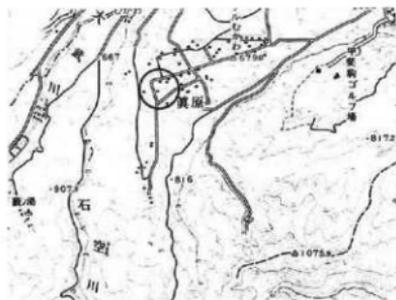
13. 真原A遺跡

所在地 武川村山高字真原
調査原因 営農活動に伴う発掘調査
調査期間 2003年3月11日～2003年5月23日
2003年9月29日～2004年2月下旬
調査面積 1,200㎡
調査主体 武川村教育委員会
担当者 平山恵一 坂口広太

北西を石空川、南東を黒沢川に挟まれた北傾斜をなす舌状台地上に立地し、標高は710mを測る。縄文時代中期後半、曾利式期を主体とする集落遺跡で、平成8年度より営農活動に伴い、5回の発掘調査を実施している。平成11年度には11個体の曾利Ⅳ式土器の埋設された土坑が検出され、他の土坑と大きな相異を示している。①第6次調査は前年度8月から断続的に行っており、今年度調査区をさらに400㎡拡張して実施した。前年度検出の遺構を含めると住居跡が10軒、土坑が約150基になる。

住居跡は直径5～7mの楕円形を呈し、5本柱となるものが多く、周溝の状態から5号住居跡で3回、12号住居跡（住居Noは平成11年度からの通し番号としている）で1回の拡張が考えられる。いずれの住居跡も覆土中から曾利Ⅱ～Ⅲ式期の土器片が多量に検出された。竈跡は全ての住居で確認され、7～9個の石を用いた長楕円形石囲炉、5～7枚の扁平な石で組んだ方形石囲炉、石が抜かれているため形状の不明な竈の3種類に大別できる。また、3軒の住居跡で出入り口部に堀溝が検出された。とくに5号住居跡においては3基の堀溝が住居の主軸上に並んで検出され、最も内側の埋塞上層は厚さ5cmの貼り床によって覆われていた。その他住居内の付属施設として、12号住居跡で発見された配石遺構が挙げられる。その詳細は本誌研究活動報告をご参照いただきたい。

- (1) 竹田 眞人 2001 「山梨県北巨摩郡武川村真原A遺跡5号土坑について—事例紹介と性格の検討—」
『平成14年度年報』北巨摩市町村文化財担当者会



調査区全景（天＝西）

14. 向山遺跡

- 所在地** 須玉町小倉字向山2, 604-1他
事業名 八ヶ岳地区広域農道整備事業
調査期間 平成15年9月2日～8日（5日間）
竹藪切り、落ち葉かき、チェーンソーと人力による抜根作業
平成15年11月1日から本調査。現在に至る。
調査面積 約1,600㎡
担当者 山路恭之助、深沢裕三

向山遺跡は、斑山の南西麓にあって、標高672mが測られる。遺跡の北側には日蓮宗見本寺、西側には北小倉の集落があって、須玉川右岸の穴平の前村には名刹遠照寺がある。小倉地区内の広域農道整備事業に着手した業者と地権者の丸茂氏から農道予定地の山林から五輪塔がいくつも出土した旨報告があり、町教育委員会は工事の中止を申し入れ、県農務部と協議の結果、遺跡として本調査するに至った。

平成15年9月2日から8日までの5日間を竹やぶの伐採と抜根、堆積した落葉による腐葉土集め、切り倒した松、楠、樺等の根はチェーンソーと人力によって除去した。L字上の傾斜地の上段、中段と、そして平坦な区域から五輪塔の各部位が出土した。そのためTH1～TH6の6ブロックに分け、更にTH1を5m幅に3分割、TH2とTH3も同様に3分割し、五輪塔と宝篋印塔が最も多く出土したTH4を4分割に、遺体を焼却した場所と思われる石囲いと骨片、骨粉が散在する区域をTH5とし、下段にあたる平坦な一帯をTH6にした。

遺構は、覆土中に炭化粒子、焼土に混ざって骨片や骨粉が認められた円形の石囲いが3ヶ所（TH5とTH6から1ヶ所ずつ、TH5の下の張り出状になった突端部に1ヶ所）確認した。TH6の遺構に接して5ヶ所の不整形ながらやや扁平な石が出土している。礎石とも考えられるが、等間隔でないのと、調査区域外へ石が竊く可能性は高いが、庵か寺に付随する建物の礎石とは断定できない。

遺物 TH4に宝篋印塔の基礎が数基並び、その前後から格狭間と塔身、笠と相輪が出土している。格狭間には四角く縁取りされているが除刻されていない。塔身にも梵字は刻まれていない。五輪塔の各部位を利用して3段程の囲いを造り、その正面に五輪塔を並べ、供物をのせた扁平な石を配した遺構がある。何らかの外的要因で山側へ倒れている。中段の張出し部の真下から月輪の



中に梵字で葉研彫された水輪1と月輪は除刻されていないが葉研彫の梵字が刻まれた水輪1が並んで出土している。焼却遺構がある中段の張出し部に立てられていたものが崩落したものと推測される。今後、各ブロックを細分化して撮影と共に平面図を作成する手順である。鎌倉末期から室町時代（14世紀から16世紀）にかけてのこれらの五輪塔及び宝篋印塔が供養塔か逆修塔か、或は蔵骨器を伴う墳墓か継続調査中である。



向山遺跡A



向山遺跡B



向山遺跡C

15. 高砂遺跡

所在地 北巨摩郡須玉町大蔵824他
事業名 総合保育所建設
調査期間 平成15年11月29日～16年4月23日
調査面積 3,900㎡
担当者 山路恭之助、深沢裕三

本遺跡は、塩川と須玉川に挟まれ形成された河岸段丘上に在って、須玉町若神子から南西に位置し、標高500mが測られる。

10月試掘調査の結果、住居の貼床と縄文時代深鉢片並び、平安時代土師器片等の遺物が出土したことから本調査を行うことになった。調査の結果、調査区域の北西部と北東部からそれぞれ長短二条の暗渠と、調査区域中央を北から南へ、そして東へし字状に走る町道沿いから弥生時代の住居址9軒が発出された。1号住と2号住は、それぞれ3ヶの円味を帯びた河原石で石囲いの炉形を呈し、1号住の炉は北側柱穴を結んだ線上よりやや南に位置し、2号住の炉は西側柱穴を結んだ線上よりやや東より構えている。共にプランは隅丸方形を呈する。2号住から異形の甗が出土している。上部は欠損するが内外に赤色塗彩が認められる。東西6m、南北4mの長楕円を呈する5号住居のやや東寄りの北壁際から、正位の壺の埋甕炉が発出された。壺の上、下は欠失して外周に煤が付着している。3号住は小判形の楕円を呈し、4号住はやや圓張りの隅丸長方形で、6号住と重複住居の7号、9号住は楕円で、8号住のみ円形を呈する。地床炉が認められた住居址は4、6、7、8号住である。

二条の暗渠が発出された周辺から、箭がはげしく判読出来ない古銭を含め5枚の北宋銭が出土している。北東部の暗渠から離れた位置から、背文不明だが唐銭の開通元宝が二枚出土している。他には、一部欠けているが紐穴のある土鈴と鉄鏝が出土している。

塩川病院増築に伴い、平成15年2月から5月末まで調査発掘した腰巻南遺跡から13軒の弥生時代後期の住居址が発見され、今回も同時期の住居址が9軒発掘調査出来たことは、須玉町内で未発見だった弥生時代後期の資料を多く得ることができ、非常に重要な成果であり有意義な発掘調査となった。



高砂遺跡A



高砂遺跡B



高砂遺跡C

16. 西大久保遺跡

所在地 須玉町東向字西大久保地内
事業名 ハヶ岳地区広域農道整備事業
調査期間 (第一次) 平成15年9月9日～10月24日
(第二次) 平成16年2月27日～現在に至る
調査面積 約3,500㎡
担当者 山路恭之助、深沢裕三

(一次)

西大久保遺跡は、秩父山系の斑山、標高1,115mから南西へ延びる2つの屋根の間を流れる小河川の右岸に在って、東側の尾根は東向の集落にとどき、西側の尾根は、多麻園地がある丘陵から中尾城址の小倉へと延びる。小河川は蛇行しながら南下して東向集落へそそいでいる。斑山金山跡といわれる数ヶ所の廃坑のひとつが北小倉にある見本寺側西斜面から、東向集落のある東斜面へと貫通している。当遺跡は、その廃坑跡を見上げる位置にあり、北西から南東への緩斜面で、標高は北西で675m、南東で673mが測られ、調査範囲は1,300㎡強である。一次で検出された遺構は、高台に溜まった水を川へ流すために埋設した特殊パイプが1号住居址の北西コーナーを破壊していたが、隅丸方形を呈する竪穴住居址1と、幅約2mの農道沿いに左右1本ずつの石列が検出されている。加えて斜面と農道、そして平坦地との間に3本のトレンチを設けて土層断面の観察も行った。

1号住居址と出土遺物

平面形は隅丸方形と思われる。水抜き用パイプ設置による北西コーナーの壁と、カマドが設置されていた東壁から北西コーナーに露出したパイプまでの間は攪乱を受け、南壁の半分と東壁の一部を残して、壁の立ち上がりは低い。

床面は全面貼床で北壁前の床面に東西に向かって横臥する炭化材が出土している。炭化材に沿った床面から2ヶの坏がほぼ完形で出土。

南東隅に近い床面から、獣の削片や甲斐型で木炭痕が認められる甕の底部等が出土している。二つの坏は、一つが甲斐型、他は在地系の坏で底径/口径比から9世紀第3四半期から第4四半期に相当される。

遺構外では大型の撥型打製石斧と半分に折れた短冊形打製石斧1が出土している。中世から近世に亘る陶磁片も多く出土している。緑釉陶器2片をはじめ、高台付集



付磁器の茶碗片2、束付陶器片17、施釉陶器片7と挿片片1などである。

(二次)

平成16年2月下旬から始まった調査区は一次調査区の南東に拓けた約2,158㎡のくぬぎ林の中である。遺構を破壊する恐れがあるため重機は使わず人力によりクヌギの伐採、伐根を行った後、グリッドを組んで調査を始めている。

4月現在までに検出された遺構は、カマド柱穴などを伴わない隅丸方形の竪穴遺構2と、竪穴の東西の壁の外側にそれぞれ3ヶの柱穴を持つ遺構と、その竪穴内と竪穴北東の壁の外に一つの土塊が検出されている。2号竪穴の傍らから楕円形の小さな土塊1も検出されている。土塊内の遺物は1号から土師器底部1と2号から土師器小片が2、3片で竪穴3では確認面から90cmの深さから巨石2が並んで検出されている。一つはイチヨウ型で他は蛤型を呈する。竪穴4を含め、調査区内出土の遺物については、現在調査中のため未確認である。なお、溝については、耕作者が山からの水を低地へ流すべく掘ったものと推察する。



西大久保遺跡

17. 腰巻南遺跡

所在地 北巨摩郡須玉町藤田腰巻732他
事業名 塩川病院
調査期間 平成15年5月7日～6月6日
調査面積 700㎡（第一次1,100㎡）
担当者 山路恭之助、深沢裕三

本遺跡は、須玉町若神子から南東の塩川右岸の河岸段丘上にあつて、標高489mが測られる。現在の塩川病院西側の約1,800㎡の土地に病院増築することになり、平成15年2月初めから3月末にかけ、本調査の結果、10軒の堅穴住居址と2軒の堅穴住居址の3分の1と、南東コーナーで発見された1軒、病院駐車場際に3分の1軒。内2軒が平安時代の住居址であり、他は弥生時代後期のものであつた。調査区北側長田邸が立ち退いた後の700㎡の調査は、平成15年5月7日から再開され、調査途中の住居址2軒が完掘、他に堅穴住居址1軒と小形の石囲炉を持つ縄文時代後期の住居址1軒と、この住居址の南部分を東から西へ流れる二本の溝を検出した。救急車及び送迎者用バスの駐車場下の住居址3分の2も完掘した。本年度に入って完掘できた2軒の住居址の内、12号住居址は調査区内最大の住居址で、東西7.6m、南北10mの隅の張らない隅丸長方形であつた。炉は北側柱穴間にあつて、東西80cm、南北100cmの範囲に焼土が見られ、南部分に2ヶの炉石が認められた。遺物は、赤色塗彩し、内外を研磨した高坏片、口唇に刻目を入れ、頸部に波状文を施した甕形土器口縁部と、棒状突起貼付文の甕形土器口縁等が出土している。石器では、鋸歯状石鏃と小型石鏃の他、打製石斧の基部のみのものが出土している。土製品では紡錘車の紡輪と、全長5cm余りの六角柱水晶と、住居址中央辺りから化石化した果実の種子とみられるものが出土している。12号住居の西側で残る3分の2の住居址が検出された14号住居址は12号住に次いで大きく、東西6m、南北6.2mの隅丸方形のプランを持ち、北壁寄りにL字状に竪で囲んだ石囲炉を包んで、東西75cm、南北1mの範囲に炭化粒子が混った暗褐色土が広がり皿状を呈している。出土遺物は、丹色塗彩した高坏片、櫛掻波状文の甕形土器片や、内外をへら磨きした甕形土器片など、20点余が出土している。駐車場下で完掘した8号住居址の北壁際から、コの字状の石囲炉が検出された。遺物は赤色塗彩の高坏片、口唇に刻目を施し、ごく細い櫛目文の甕形土器片、棒状浮文を貼付けた広口甕の口縁片の他に、平安時代の土師器片、須恵器片、中世から近



世に亘る陶器、磁器片等、年代、種目が多岐に亘る遺構であつた。石器では半月形一孔の磨製石包丁と長方形で孔のない石包丁が出土したことが特筆される。



腰巻南遺跡A



腰巻南遺跡B



腰巻南遺跡C

18. 史跡谷戸城跡

所在地 北巨摩郡大泉村谷戸字城山
調査原因 史跡整備に伴う遺構確認調査
調査期間 2003年10月15日～
調査面積 240㎡
調査主体 大泉村教育委員会
担当者 渡邊泰彦・伊藤公明

史跡谷戸城跡の6回目となる調査は、一の郭虎口の外側と二の郭南虎口、城の北斜面にて行った。

一の郭虎口周辺

14年度の地中探査レーダーの調査にて空堀の存在が指摘されたことから調査を行った。調査の結果、空堀状の遺構が3本確認された。空堀Aは一の郭の土塁に沿うように掘られているもので、空堀Bと重複している。幅約2.5m、現地表面からの深さ約1.5mを測る葉研堀である。南へ行くほど土塁と重なり、逆に北へ行くほど土塁からは離れることから、一の郭の土塁より古い段階の遺構と判断した。

空堀Bは幅広の浅い掘り込みで、東側の立ち上がりは確認できていない。土塁側の掘り込みがしっかり残り、反対側がはっきりしない例は帯郭の空堀状遺構に例がある。空堀Bの底面の位置にあたる層は硬化しており、空堀Aの底面より上にあることから、空堀Bのほうが新しいと考えられる。この掘り込みは、ほとんどが埋め戻されている。平成10年に二の郭を調査したとき、この埋め戻された土を現代の擾乱によるものと判断したが、空堀Bの断面を見ると整地層とも考えられる。とすると、空堀Bも空堀ではなく、段状に下がった部分の壁面を検出した可能性がある。

空堀Cは虎口の中央付近で切れており、大部分が土塁の下に入ってしまう。ほぼ垂直に掘り込まれた形からは堅穴状遺構の可能性も考えられる。4分の1ほど自然に埋まった後は人為的に埋め戻されており、土塁築造時かそれ以前に埋め戻されたものであろう。

二の郭南虎口

一昨年の調査では、南に張り出した平場の東縁を区画する石列とその内側の空堀を確認している。今回の調査区は、神社の参道としてコンクリートにより舗装された部分の調査である。

調査の結果、これまでに確認できなかった空堀の南の



立ち上がりを確認した。また、空堀の底が西側（三の郭側）に向かって下がっていることも確認した。くい違い虎口の入り口部での発見のため、空堀南側の緩い傾斜の立ち上がりは空堀に入るためのスロープとも考えられる。ここから進入した場合、徐々に地表面から深くなる西側（三の郭側）に進む導線が考えられる。しかし、これまでの調査からも、三の郭の空堀からどのように郭内へ上がるのかは不明のままである。

北斜面

昨年に続く調査である。昨年は城の外縁に近い部分を北から東に回りこむ空堀の掘り始めの地点（始点）を確認する調査であったが、今年度の調査により、昨年堀状遺構として報告した浅い掘り込みが空堀の始点であることが確認された。この空堀は東から北へスロープ状に浅くなっており通路の役割もあったと考えられるが、東側は壁堀に通じそのまま山を下ってしまう。

また、現在は城の北側の田地に入るために使われている道の下に空堀が掘られていることも確認した。この道に沿って、外側に土塁が造られていることから城への出入り口の一つと考えられる。



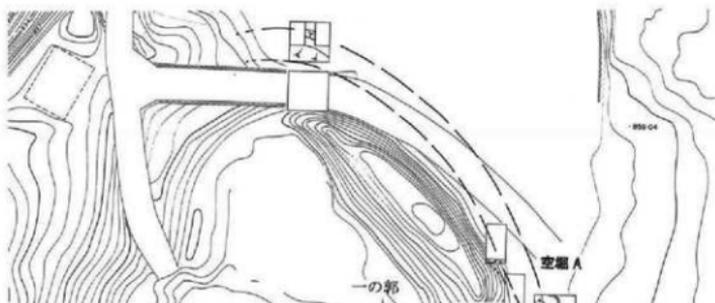
空堀A断面



空堀 C 東から



北斜面 空堀



上-北斜面遺構概略図・中央-一の郭虎口外縁遺構概略図・左下-谷戸城全体図

19. 寺所第2遺跡第6～9地点

所在地	6地点	北巨摩郡大泉村西井出2894-1
	7地点	◇ 2878-1
	8地点	◇ 2888-1
	9地点	◇ 2894-1
調査原因	個人住宅建設	
	6地点	2003年3月4日～4月17日
	7地点	2003年4月11日～5月4日
	8地点	2003年6月9日～8月21日
調査面積	6地点	120㎡
	7地点	150㎡
	8地点	150㎡
	9地点	115㎡
調査主体	大泉村教育委員会	
	担当者	波邊泰彦

寺所第2遺跡は八ヶ岳南麓を流下する小河川により形成された細い尾根上に立地し、標高は約810mを測る。県営圃場整備事業に伴い平成7年4月から平成8年3月にかけて9,652㎡が発掘調査された(第1地点)のを皮切りに5地点までが調査されている(平成7・8・13年度年報参照)。

第1地点では縄文時代中期の竪穴住居跡93軒、平安時代の竪穴住居跡37軒と掘建柱建物跡2棟、土坑約250基が発見されている。縄文時代の集落跡では、住居群が直径200m弱の環状あるいは馬蹄形を形づくっていたと推測されている。一方の平安時代の集落は散漫な分布であるが、どちらも調査区外に広がることが確実と考えられた。今回調査を行った第6～9地点も第1地点と一体の遺跡と考えられる。

第6地点(写真2)

第1地点の北100mに位置する。土坑2基を確認したのみであったが、1号土坑からは遺存状態の良い新道式期の深鉢形土器が出土している。遺構外からの遺物の出土量は多く、周辺にも同時期の遺構の存在が推測される。

第7地点(写真5～8)

第6地点の北東60mに位置する。新道式期の住居跡1軒、平安時代の住居跡2軒、土坑3基が発見された。平安時代の住居跡からは、いずれも口縁部が玉縁化した甲斐型土器が出土しており、第1地点で確認された37軒の住居跡とともに集落を形成していたものであろう。大型住居(6.4×5.6m)である2号住居跡からは「倉」と墨書された坪が出土している。この墨書土器は第1地点



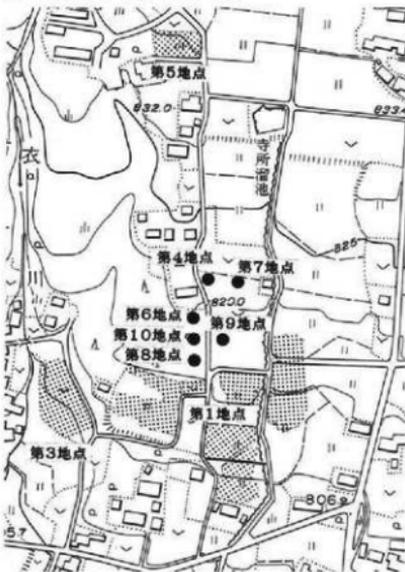
の調査でも出土しており注目される。

第8地点(写真2～4)

第6地点の南40mに位置する。今回の4地点のなかでは最も第1地点に近い。曾利V式期の住居跡1軒、土坑9基を確認した。住居跡の内部には、ローム中に含まれていた巨石3個がそのまま張り出す格好となっている。今は巨石が抜き取られており、遺存状態は悪い。焼土・炭もごく少量出土した程度であった。

第9地点

第6・第8地点とは道路をはさんだ反対の位置になる。土坑2基を確認したのみであったが、遺構外からは新道式期の土器片が多く出土している。



寺所第2遺跡 調査地点



写真1 第6地点 1号土坑遺物出土状況

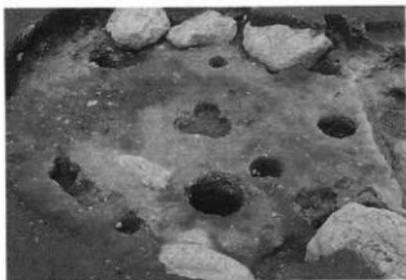


写真5 第7地点 3号住居跡(縄文)

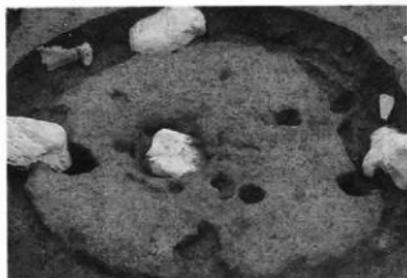


写真2 第8地点 1号住居跡



写真6 第7地点 3号埋葬炉



写真3 第8地点 1住炉周辺遺物出土状況



写真7 第7地点 2号住居跡(平安)

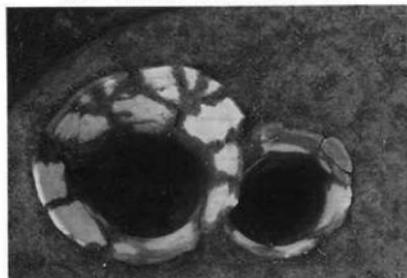


写真4 第8地点 1埋葬室



写真8 第7地点 2住カマド

平成15年度発掘・試掘調査一覧(2003年1月～2004年3月)

市町村名	遺跡名	所在地	面積(㎡)	調査原因	調査期間	備考	種別
嵐時市	新府城跡	中臣町中条字城山	2,000	史跡整備	03.5～03.12	発掘	城跡跡
	下板屋	藤井町北ノ条字下横屋1526-19	1,372	宅地造成	03.5～03.6	発掘・保存	集落跡
	龍見城跡	穴山町夏目4062-1	1,000	道路拡張	03.7	発掘	城跡跡
	飯米湯	湯坂町宮久保605-1	25	神社建設	03.6	試掘	集落跡
	下松屋	藤井町北ノ条字下横屋421-1	1,425	宅地造成	03.8	発掘・保存	集落跡
	坂井	藤井町坂井764	143	個人住宅	03.8	試掘	集落跡
	宮ノ前	藤井町藤井字宮ノ前2214-1	427	個人住宅	03.8	試掘・保存	集落跡
	丸山東	大草町二条東側478外	1,035	道路建設	03.9	試掘	散布地
	下横屋	藤井町北ノ条字下横屋1523-7	232	個人住宅	03.10	試掘・保存	集落跡
	白井町	二小用	鳥原514他	950	県営畑地帯総合整備	03.4～03.11	発掘
高塚町	新井	村山北割2160	100	個人住宅	03.5	立会	
	当町	村山西割57-1	100	共同住宅	03.5	立会	
	大惣	東井出634-1外	100	宅地分譲	03.7	立会	
	念場原	清原3945-198	100	分譲住宅	03.7	立会	
	上手原	東井出4986-22	100	個人住宅	03.9	立会	
	神明	丸町田1103 1-3	100	共同住宅	03.9	試掘	散布地
	打越	下黒澤2848	100	個人住宅	03.9	立会	
	滝久保	長澤2467-1	100	個人住宅	03.9	立会	
	念場原	清原3545 1156	100	塚地整備	03.9	立会	
	月の木	長澤3823-6外	100	駐車場	03.9	立会	
	神塚	五町庄1109-1	100	個人住宅	03.10	試掘	散布地
	御所	五町田741	100	個人住宅	03.10	試掘	散布地
	東田	村山東割1293	100	個人住宅	03.12	立会	
	斜	下黒澤378-1	8,000	火葬場	03.12	試掘	散布地
	向林	下黒澤1256	100	個人住宅	03.12	立会	
	大日向	下黒澤1698外	5,000	農道建設	03.12	試掘	
	斜	下黒澤378-1	8,000	火葬場	03.12	試掘	散布地
双葉町	該当無し						
明野村	梅の木	浅尾字梅の木地内	22,500	県営畑地帯総合整備事業	03.04～03.11	発掘	集落跡
	永井原V	上手字永井原地内	10,308	県営畑地帯総合整備事業	03.07～04.01	発掘	集落跡
	平林	上手字平林8431	5,812	公営住宅建設事業	03.07～04.02	発掘	集落跡
	諏訪原	上手村字諏訪原1590	720	個人営農活動	03.04～04.06	発掘	集落跡
	天王原	浅尾字天王原	12	専用住宅建設	04.02	試掘	集落跡
大泉村	寺所第2第6地点	西井出2894-1	120	個人住宅	03.3～03.4	発掘	集落跡・散布地
	寺所第2第7地点	西井出2878-1	150	個人住宅	03.4～03.5	発掘	集落跡
	油川第4	西井出8240-1806他	310	宅地造成	03.5	試掘	散布地
	寺所第2第8地点	西井出2888-1	150	個人住宅	03.6～03.7	発掘	集落跡
	米山第5	谷ノ7508 2他	120	宅地造成	03.7～03.8	試掘	地下式土壌
	谷戸城周辺	谷戸2414	2,333	学術調査	03.8	発掘	城跡跡、集落跡
	平ヶ原第17地点	西井出9099-3	110	個人住宅	03.9	発掘	散布地
	平ヶ原第18地点	西井出9102	130	個人住宅	03.12	発掘	散布地
	史跡谷戸城跡	谷戸字城山	240	史跡整備	03.10	発掘	城跡跡
	寺所第2第9地点	西井出2883	115	個人住宅	04.1	発掘	集落跡
武川村	大持原B	新奥字大持原2208外	300	グラウンド建設	04.1～04.2	発掘	散布地
	向京	黒沢字向京1762-2	1,300	営農活動	03.7～03.8	発掘	集落跡
	実原A	黒沢字実原1385	80	貯水槽設置工事	03.8～03.9	発掘	集落跡
	真原A	山崎字真原9567-3	1,200	営農活動	03.3～03.4	発掘	集落跡
	大持原B	新奥字大持原2186外	2,000	グラウンド建設	03.8	試掘	散布地
新崎	三吹字新崎1211外	900	個人住宅	03.6	試掘	散布地	
小笠原町	該当無し						
長坂町	長坂上条	長坂上条895	84	個人住宅	03.2～03.3	発掘	集落跡
	長坂上条	長坂上条901-2	70	個人住宅	03.3～03.4	発掘	集落跡
	池ノ半北	日野字池平	7,000	農業基礎整備	03.5～03.10	発掘	集落跡
	柳以北	大八田字柳坪607	96	個人住宅	03.8～04.2	発掘	集落跡
	二条宮久保	長坂上条字宮久保地内	1,150	農道整備	03.11～04.1	発掘	集落跡
	池之窪	大八田字池之窪4285-1	40	宅地造成	03.1	試掘	散布地
	長坂上条	長坂上条字向田891-2	92	事務所建設	03.1	試掘	集落跡

市町村名	遺跡名	所在地	面積(㎡)	調査原因	調査期間	備考	種別
長坂町	成司	大八田字成司6359-6	12	個人住宅	03.2	試掘	散布地
	窪田	大八田字塚田1527-1他	24	個人住宅	03.3	試掘	集落跡
	上町南	長坂上条字大口向2539 24他	52	宅地造成	03.4	試掘	散布地
	相吉	長坂下条字上松1062	32	宅地造成	03.4	試掘	散布地
	橋山平南	大井ヶ森字下大井ヶ森95-2	24	個人住宅	03.6	試掘	散布地
	手白尾	大井ヶ森字手白尾	40	宅地造成	03.7	試掘	散布地
	中尾根	白井沢字中尾根831-2	8	個人住宅	03.7	試掘	散布地
	龍角西	長坂下条1368-1	16	障害者福祉施設	03.9-03.10	試掘	集落跡
	葛原他	大井ヶ森字葛原他		道路整備・拡幅	03.7-03.11	試掘	散布地
	手白尾東	小荒岡字林道ト	24	その他の遺物	03.10	試掘	散布地
	小荒岡古戦場跡	小荒岡字信玄塚	10	宅地造成	03.10	試掘	散布地
	池之窪	大八田字池之窪4286-2	44	その他の開発	03.11	試掘	散布地
	飛田敷北	白井沢字龍限敷	10	個人住宅	03.12	試掘	散布地
須玉町	藤巻	藤田字藤巻732-1他	1,800	新橋建設	03.5-03.6	発掘	集落跡
	妙門寺前	若神字妙門寺前728-1,2	234	マンション建設	03.6	発掘	集落跡
	向山	小倉字向山	5,000	農道整備事業	03.9	発掘	集落跡
	西大久保	小倉字西大久保	10,000	農道整備事業	03.9	発掘	集落跡
	御崎前	石神字御崎前614-1他	700	住宅・病院建築	03.5-03.6	発掘	集落跡
					03.5	試掘	集落跡
	高砂	大蔵字高砂753-1他	3,900	統合保育所建設	03.11	発掘	集落跡
					03.10	試掘	集落跡
	御所村北	若神字2,317	23	農林水産研究所	03.5	試掘	集落跡
	後田	若神字後田	20	町道若神字大蔵線	03.7	試掘	なし
	平山	江草字平山6302-1他	32	林道整備	03.6	試掘	散布地
		藤田家のト1433	5	公民館建設	03.11	試掘	なし
		小倉字トヶ登2560-1	7	公民館建設	03.11	試掘	なし
		東和田	18	宅地造成	04.1	試掘	なし
	大免	大井ヶ森字大免	14	学習塾建設	04.2	試掘	散布地

平成15年度発行の発掘調査報告書一覧

市町村名	発行日	タイトル	発行機関	内 容	備 考	資料 交換
長坂町	2004.3.31	数道遺跡	長坂町教育委員会	縄文時代中期後半の住居跡6軒、配石溝橋1、土坑3基、屋外埋壘1基、溝1条		○
	2004.3.31	池之平北遺跡	長坂町教育委員会	縄文時代前期前半の住居跡3軒、平安時代の住居跡18軒、埋立柱建物跡1棟、堅穴状遺構2基、地下式坑3基、ピット多数		○
菟崎市	2004.3.31	上条宮久保遺跡	長坂町教育委員会	縄文時代中期後半の住居跡4軒、中期の上坑2基、屋外埋壘2基、尖石遺構1基		○
	2003.10.22	下横原遺跡Ⅲ	菟崎市遺跡調査会	弥生時代溝1条・平安時代堅穴住居跡1軒		○
	2003.10.22	下横原遺跡Ⅳ	菟崎市遺跡調査会	縄文時代晩期・弥生時代後期・古墳時代後期・平安時代の遺物		○
	2003.3.28	次第窪遺跡	菟崎市教育委員会	縄文時代早・前期の遺物、平安時代堅穴住居跡1軒、中世のピット群		○
	2003.3.31	史跡新所城跡保存整備基本構想	菟崎市	史跡新所城跡の保存整備基本構想		×
	2004.3	宿尻第2遺跡	菟崎市教育委員会	古墳時代前期集落・布張り掘立柱建物跡・桃核集中出土		○
	2002.3.29	平成13年度菟崎市内遺跡埋蔵文化財有無確認調査報告書	菟崎市教育委員会	築地遺跡(縄文・弥生時代)、能見城跡(中近世)、蓮田遺跡(平安時代)などを所収。		○
	2001.3.30	史跡新所城跡Ⅲ	菟崎市教育委員会	大手・揃平の環境整備事業に伴う発掘調査		△
須玉町	2004.3	腰巻遺跡	須玉町教育委員会	第1次(腰巻遺跡)、第2次(腰巻北遺跡)、第3次(腰巻南遺跡)		
明野村	2004.3.31	梅之木遺跡Ⅱ・永井原V遺跡	明野村教育委員会	縄文時代中期後半の環状集落、平安時代の堅穴住居14軒、「目」後の土器土師器など		○

IV 新規指定文化財

韭崎市新規指定文化財
史跡 御勅使川旧堤防（将棋頭）

指定年月日 平成15年3月25日（文部科学省告示第31号）

名称 御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）

所在地 山梨県韭崎市龍岡町下條南割字西原

指定面積 6,399.28㎡

説明

将棋頭は「甲斐国志」（巻之三十一 山内第十二 巨摩郡西郡筋）「御勅使川」の項に、「数百歳ヲ経テ川路狭ク高クナリテ水勢建瓴ノ如クナリシカバ釜無河コレガ為メニ東折シテ北山筋・中郡筋ノ卑地ニ向ヒ乱流極マリナカリシヲ武田信玄ノ時ニ至リ大ニ水役ヲ興シ下条南割村ニテ岩ヲ鑿スルコト広サ十八歩上流ノ駒場・右野ニ石積出ヲ置キ駿流ヲ激シテ斜ニ東北へ向カハシム対岸ハ竜王村ノ赤岩ナリ一名高岩又六科村西ニ圭角ノ堤ヲ築キ流ヲ回派ニシテ以テ水勢ヲ分ツ是ヲ将棋頭ト云其の突流シテ釜無河ニ会スル所ニ大石ヲ並置テ水勢ヲ殺グ釜無河ノ水ト共ニ順流シテ南方ニ趣カシム於是暴流頓ニ止ミ竜王村ノ堤ヲ築テ村里ヲ復スルコトヲ得タリト云」と、御勅使川の治水体系のひとつとして構築されたと説明される。『甲斐国志』によれば、南東流する御勅使川を石積出によって東北に流れを変え、その流域上に圭角の石積（将棋頭）を設け水勢を殺ぎ、龍岡台地を掘り切り流路を決定し（堀切）、釜無川との合流点に大石を置いて（十六石）



順流せしめ、両河川の流れを対岸の赤岩から南に流すために堤を設けた（信玄堤）とする。御勅使川にみるこの治水構造は、通説的には武田信玄によるものと理解されている。

今回川の upstream から中流にのこる石積出・将棋頭について、文部科学省より「古来より暴れ川として知られる御勅使川に、戦国大名が種々の治水施設を構築してきた遺跡である。甲州流川除と呼ばれた治水技術の特色を今日によく伝え、戦国時代以来の治水構想を示すものとして貴重。本堤防が甲府盆地安定の上で果たした役割は近世・近代を通じて極めて大きく、歴史上の意義を考え、石積出のうち一番堤から三番堤及び2ヶ所の将棋頭を指定し、その保全を図ろうとするものである。」との内容で史跡指定を受けた。このうち韭崎市域に所在するのは2ヶ所の将棋頭のうち御勅使川左岸に位置する将棋頭である。



将棋頭（西側上空から）



長坂町から八ヶ岳を望む

八ヶ岳考古

北巨摩市町村文化財担当者会
平成15年度年報

平成16年3月25日 印刷

平成16年3月31日 発行

発行 北巨摩市町村文化財担当者会
事務局 山梨県北巨摩郡大泉村
大泉村教育委員会

印刷 はおずき書齋株式会社
長野県長野市柳原2133-5
TEL (026) 244-0235

